

【資料3-2】

滋賀県原子力安全対策連絡協議会
令和3年（2021年）1月25日

^み ^{はま}
**美浜地域の緊急時対応
（全体版）**

令和3年1月5日

^{ふくい}
福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.2
2. ^み ^{はま} 美浜地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.43
6. UPZ内における対応	P.54
7. 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応	P.101
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.105
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.124
10. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.135
11. 国の実動組織の支援体制	P.150

1. はじめに

・この「^{みはま}美浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{ふくい}福井エリア地域原子力防災協議会において、^{みはま}関西電力(株)美浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、美浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

ふくい 福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
福井県副知事
滋賀県副知事
岐阜県副知事

オブザーバー

きょうと ふ 京都府
くわい 関西広域連合
みはま 美浜町
つるがし 敦賀市
わかさ 若狭町
おほま 小浜市
みなみえちぜんちよう 南越前町
えちぜん し 越前市
えちぜんちよう 越前町
ながはま し 長浜市
たかしま し 高島市
いびがわちよう 揖斐川町
関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置。

2. ^み ^{はま} 美浜地域の概要

- 美浜発電所は、関西電力が福井県三方郡美浜町に設置している原子力発電所である。
- 美浜発電所は、昭和45年11月から1号機による営業運転を開始。昭和47年7月に2号機、昭和51年12月に3号機の運転を開始している。なお、1号機、2号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

関西電力(株)美浜発電所について

(1) 所在地

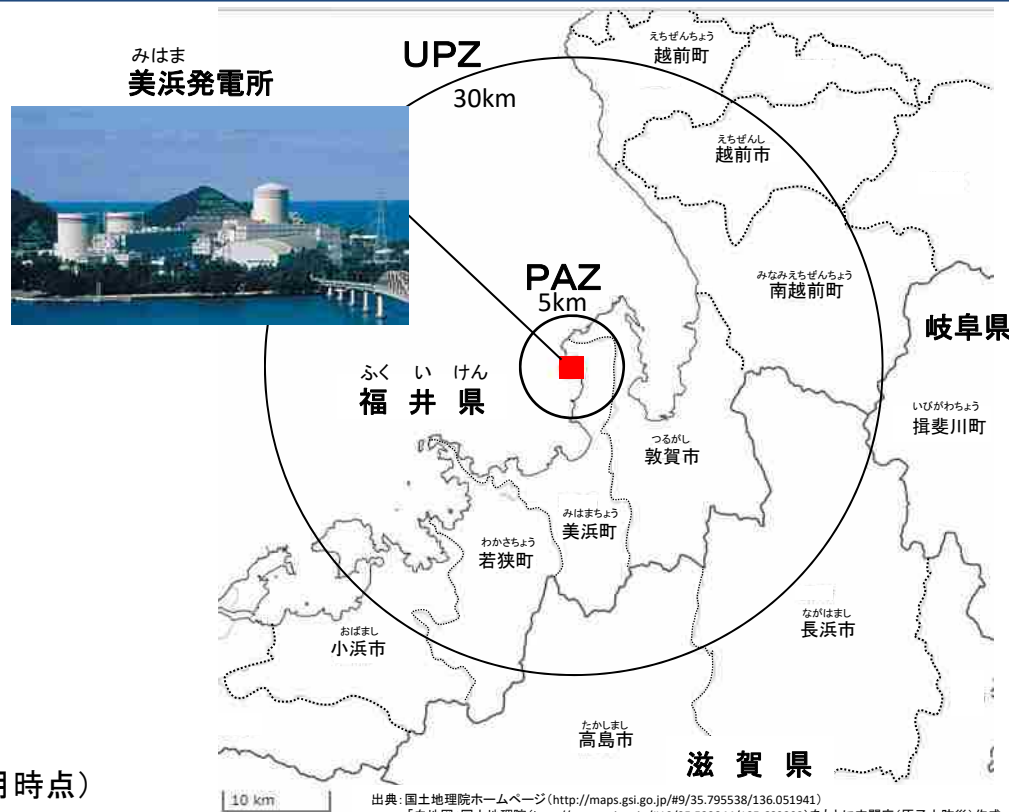
ふくいけん みかたぐん みはまちょう にゆう
福井県三方郡美浜町丹生

(2) 概要

1号機：34.0万kW・PWR
2号機：50.0万kW・PWR
3号機：82.6万kW・PWR

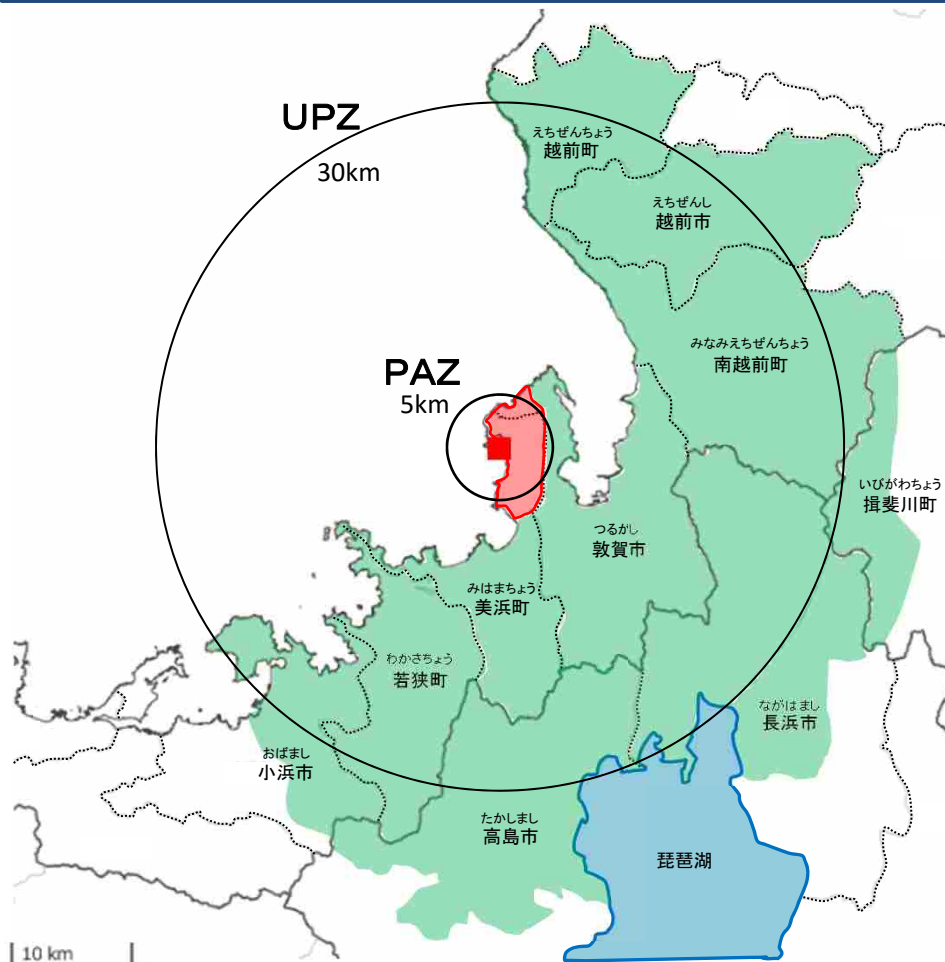
(3) 着工／運転開始／経過年数（令和2年4月時点）

1号機：昭和42年 8月／昭和45年11月／44年（平成27年4月をもって廃止）
2号機：昭和43年12月／昭和47年 7月／42年（平成27年4月をもって廃止）
3号機：昭和47年 7月／昭和51年12月／43年



原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、滋賀県地域防災計画及び岐阜県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 美浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県美浜町、敦賀市、UPZ内は福井県、滋賀県、岐阜県の5市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市)

住民数: 848人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町(福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)
(滋賀県:長浜市、高島市)
(岐阜県:揖斐川町)

住民数: 278,044人

人口: 令和2年4月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は848人、UPZ内人口は278,044人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で278,892人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
ふくいけん 福井県	みはまちよう 美浜町	787 人	330 世帯	8,537 人	3,342 世帯	9,324 人	3,672 世帯
	つるがし 敦賀市	61 人	20 世帯	65,060 人	28,866 世帯	65,121 人	28,886 世帯
	わかさちよう 若狭町			14,559 人	4,996 世帯	14,559 人	4,996 世帯
	おばまし 小浜市			24,877 人	10,380 世帯	24,877 人	10,380 世帯
	みなみえちぜんちよう 南越前町			10,407 人	3,419 世帯	10,407 人	3,419 世帯
	えちぜんし 越前市			82,363 人	30,829 世帯	82,363 人	30,829 世帯
	えちぜんちよう 越前町			21,218 人	7,267 世帯	21,218 人	7,267 世帯
小計		848 人	350 世帯	227,021 人	89,099 世帯	227,869 人	89,449 世帯
しがけん 滋賀県	ながはまし 長浜市			23,750 人	9,090 世帯	23,750 人	9,090 世帯
	たかしまし 高島市			27,224 人	11,774 世帯	27,224 人	11,774 世帯
小計		—	—	50,974 人	20,864 世帯	50,974 人	20,864 世帯
ぎふけん 岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町			49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
小計		—	—	49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
合 計		848 人	350 世帯	278,044 人	109,990 世帯	278,892 人	110,340 世帯

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、美浜町及び敦賀市全体での他市町村からの昼間流入人口は、8,010人／日。
- また、美浜町及び敦賀市による聞き取り調査によると、関西電力、もんじゅ関連企業などの79事業所、4,532人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
美浜町	2,658	2,266	392
敦賀市	5,352	4,713	639
合計	8,010	6,979	1,031

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
美浜町※1	丹生	49	3,474
	竹波	5	7
	菅浜	8	21
	小計	62	3,502
敦賀市※2	白木1丁目	15	656
	白木2丁目	2	374
	小計	17	1,030
合計		79	4,532

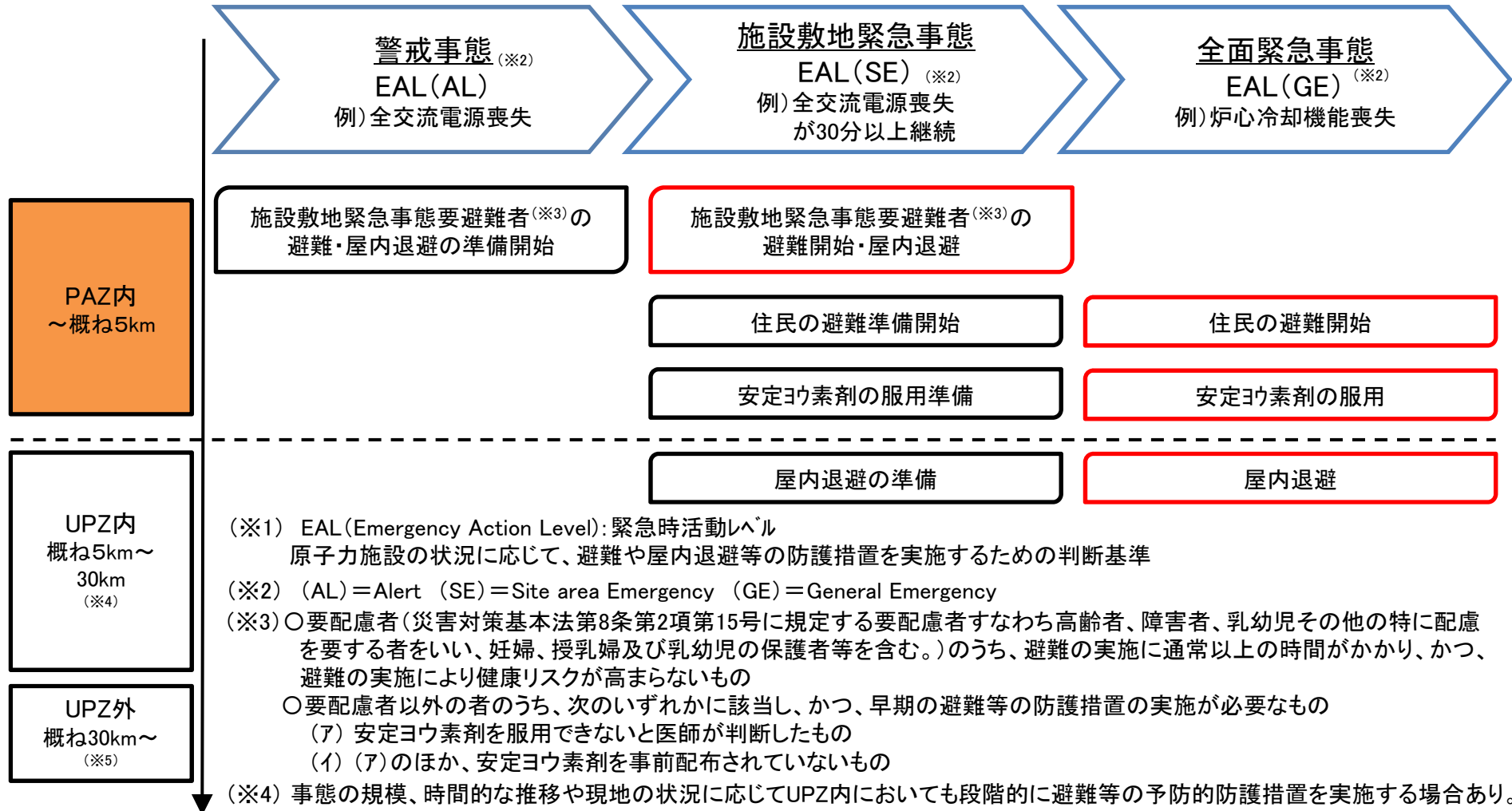
※福井県の聞き取り調査によるもの（令和2年4月1日時点）

※1 美浜町（丹生地区、竹波地区、菅浜地区）における62事業所のうち41事業所が関西電力及びもんじゅ関連企業

※2 敦賀市（白木地区）における17事業所すべてが関西電力及びもんじゅ関連企業

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

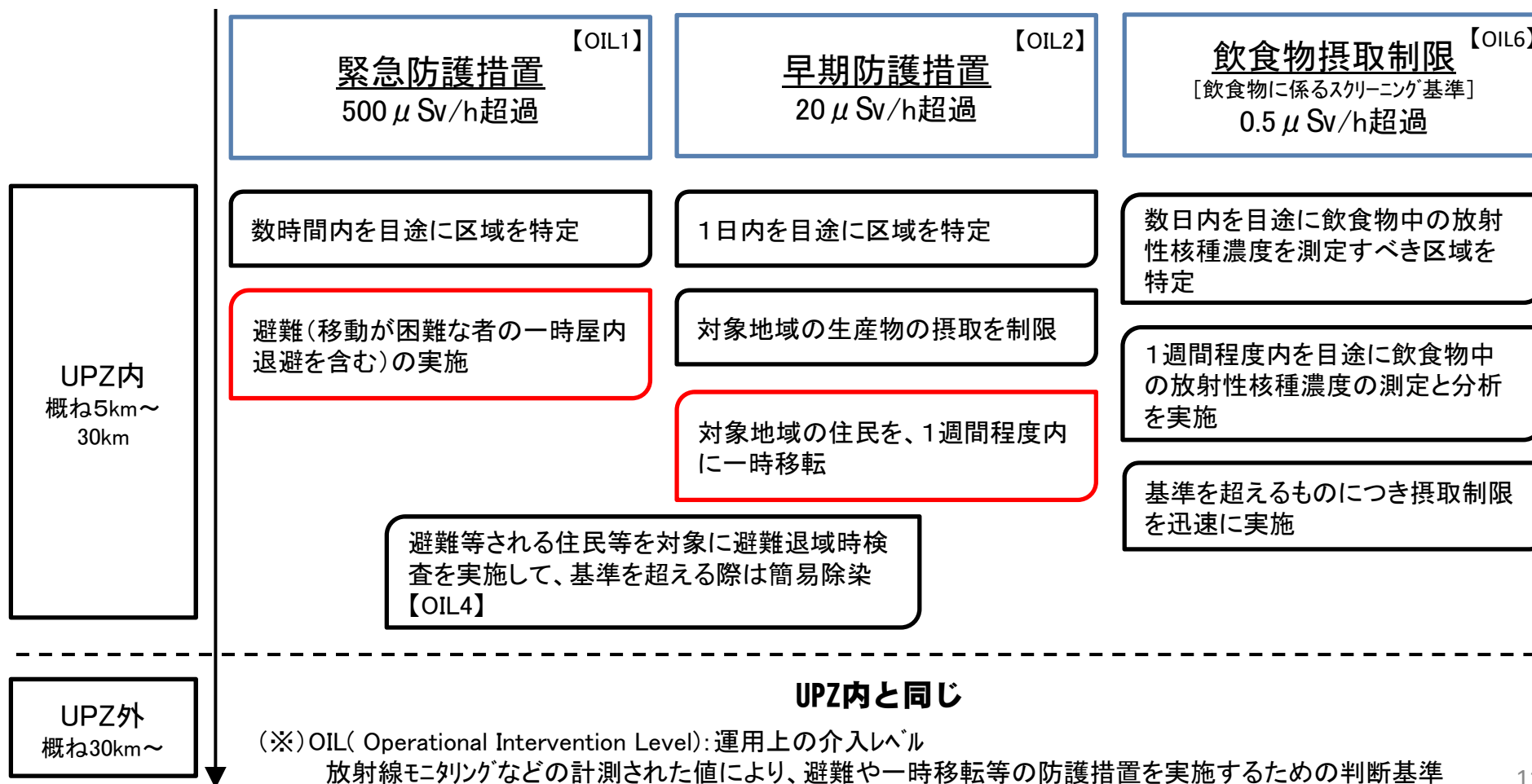
(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

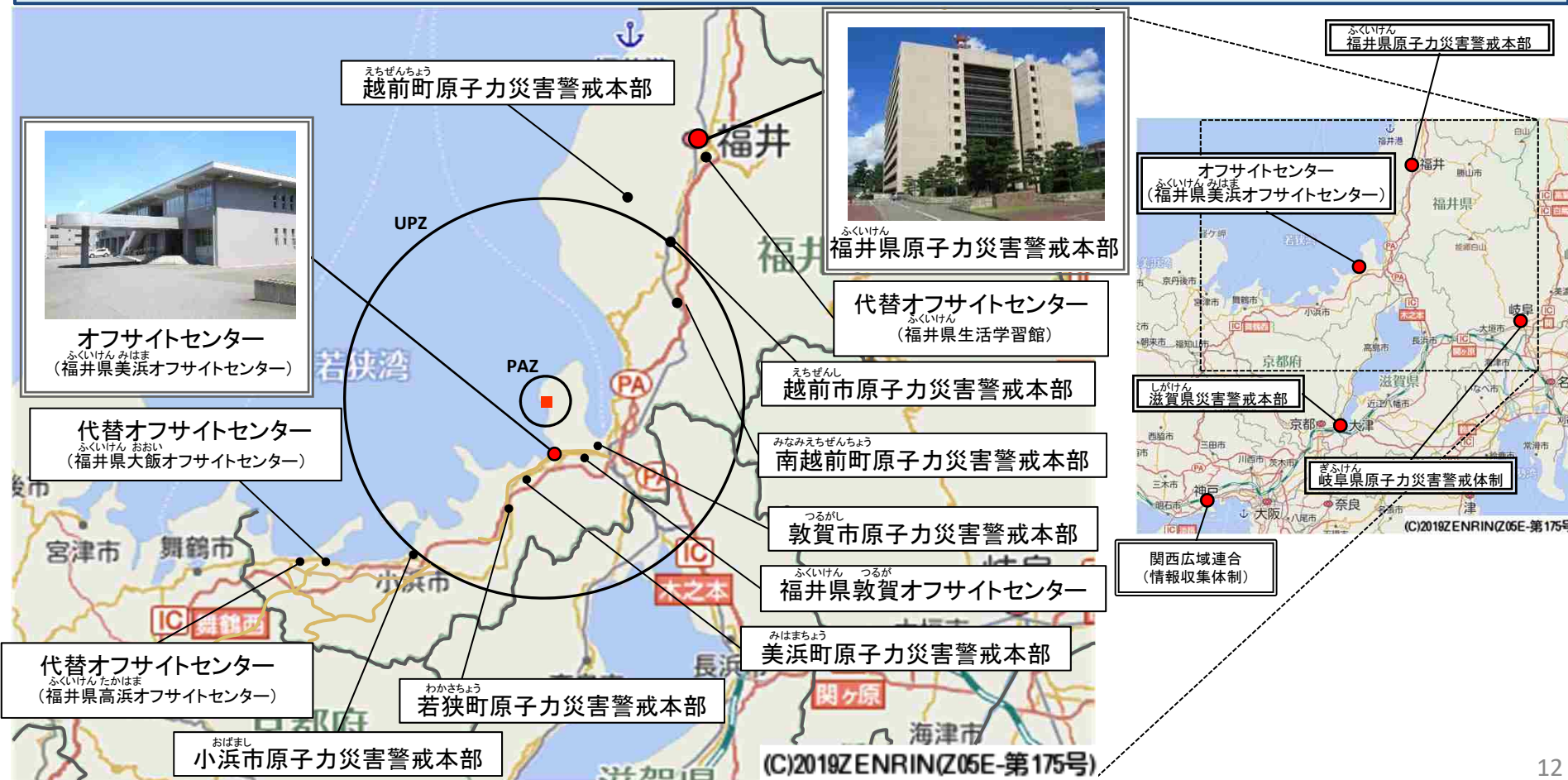
- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



福井県及び関係市町の対応体制

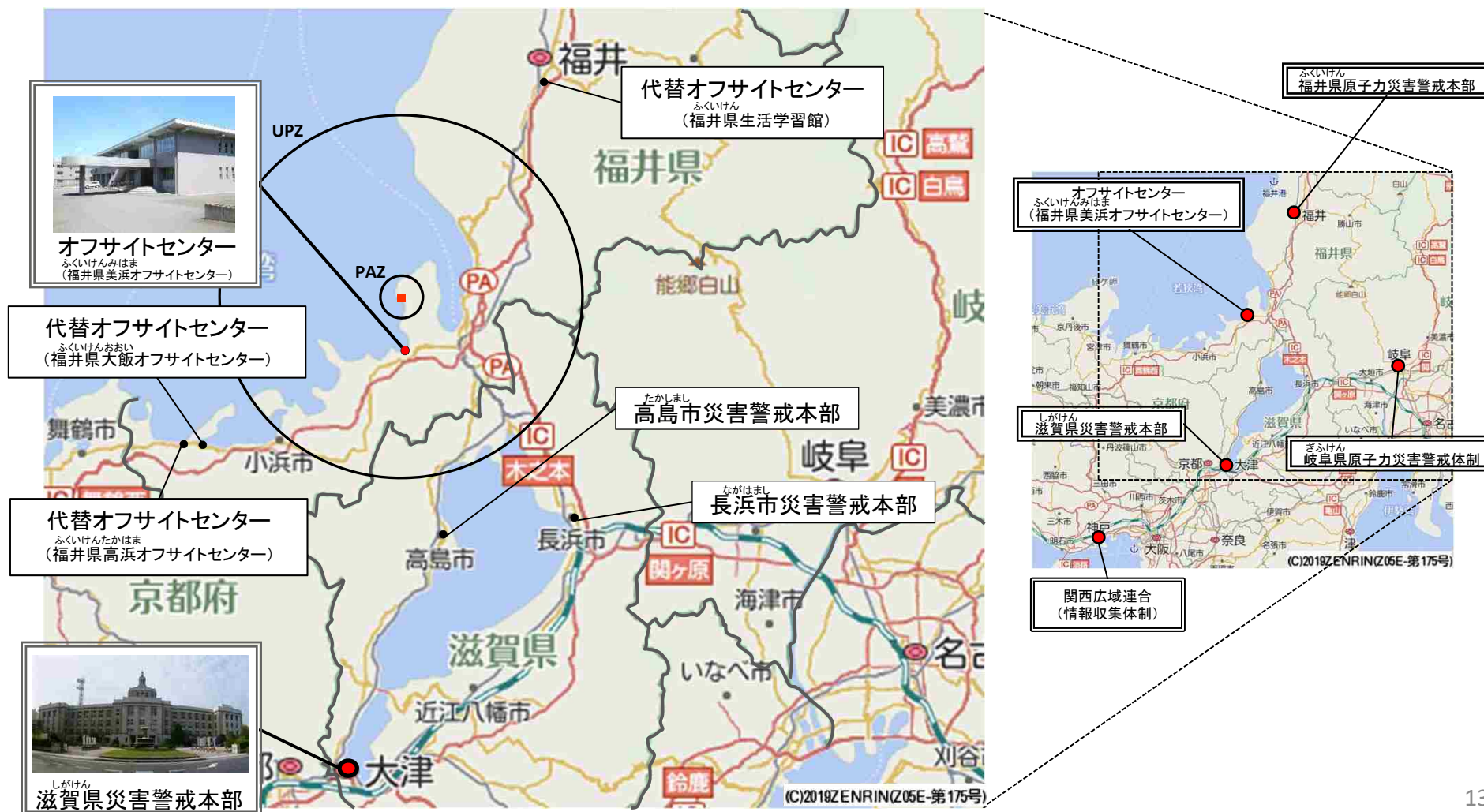
- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)…県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



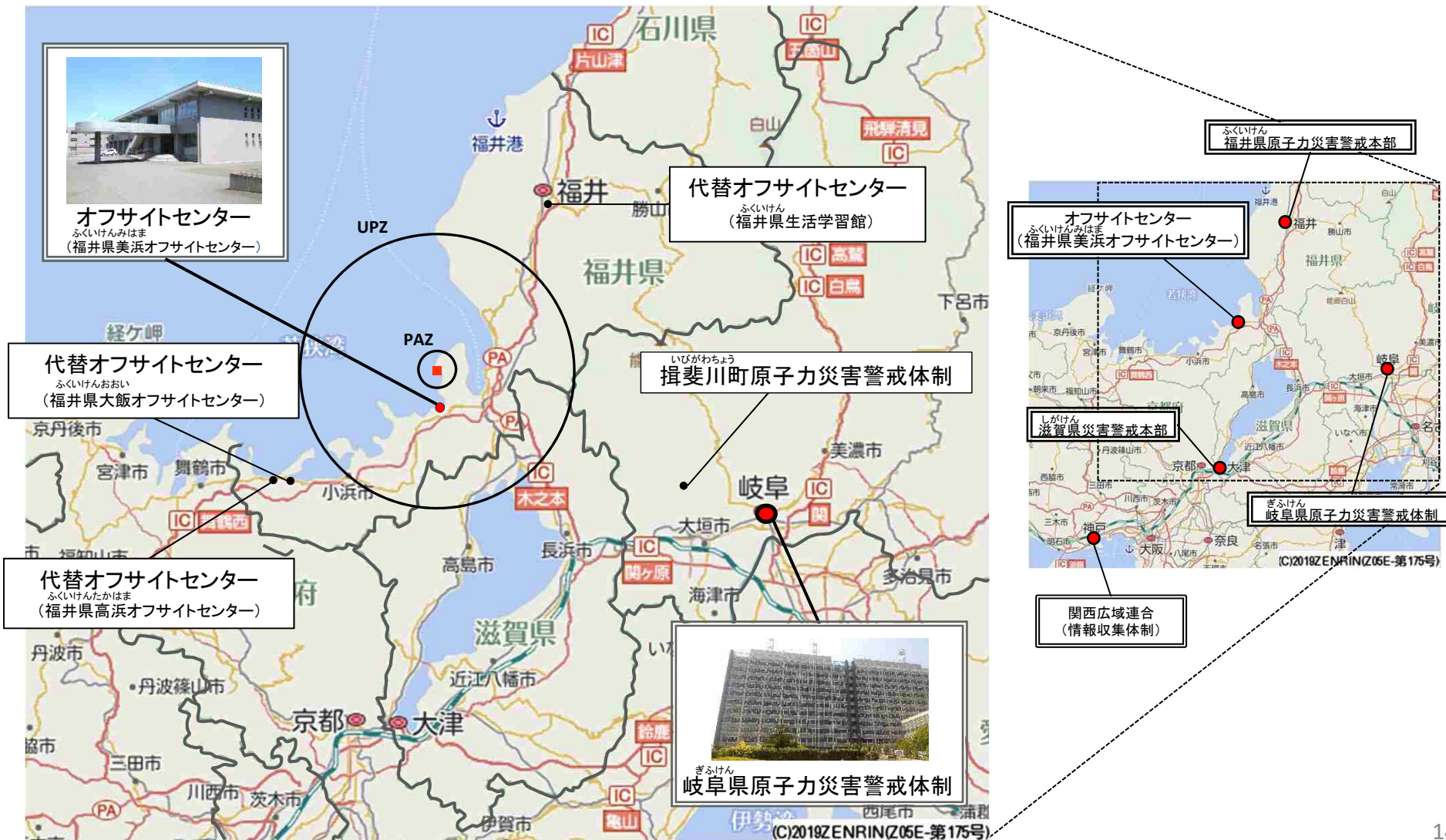
しがけん ながはまし たかしまし 滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制

- しがけん ながはまし たかしまし
滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



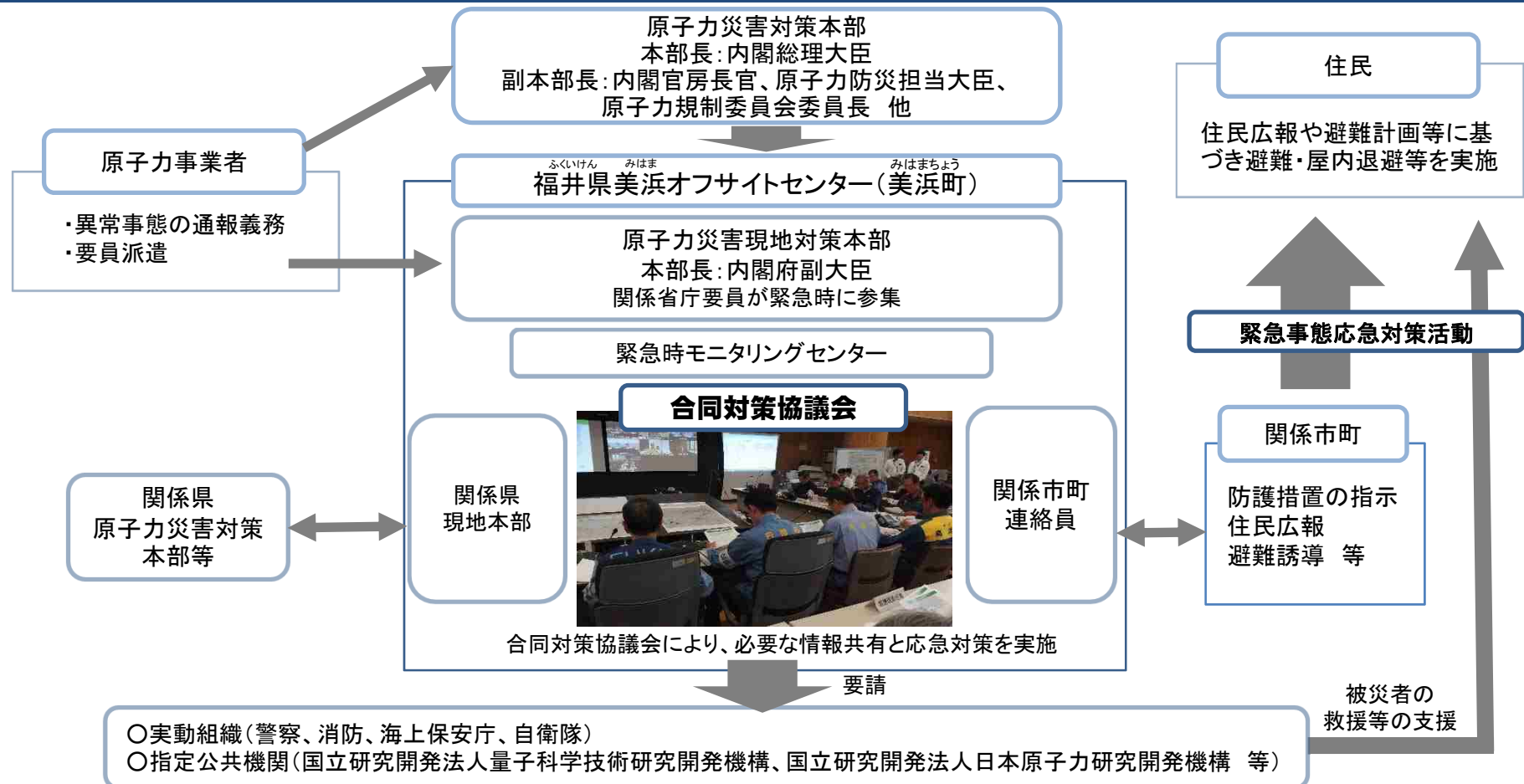
岐阜県及び揖斐川町の対応体制

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。



国の対応体制

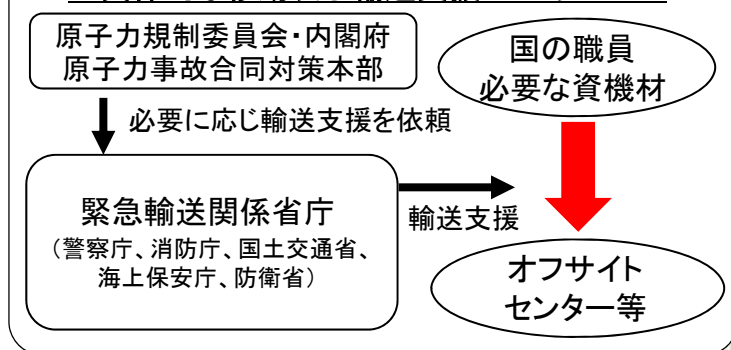
- 美浜町^{みはまちょう}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県美浜オフサイトセンター（OFC）^{ふくいけん みはま}及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県美浜オフサイトセンター及び各県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ 福井県美浜オフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

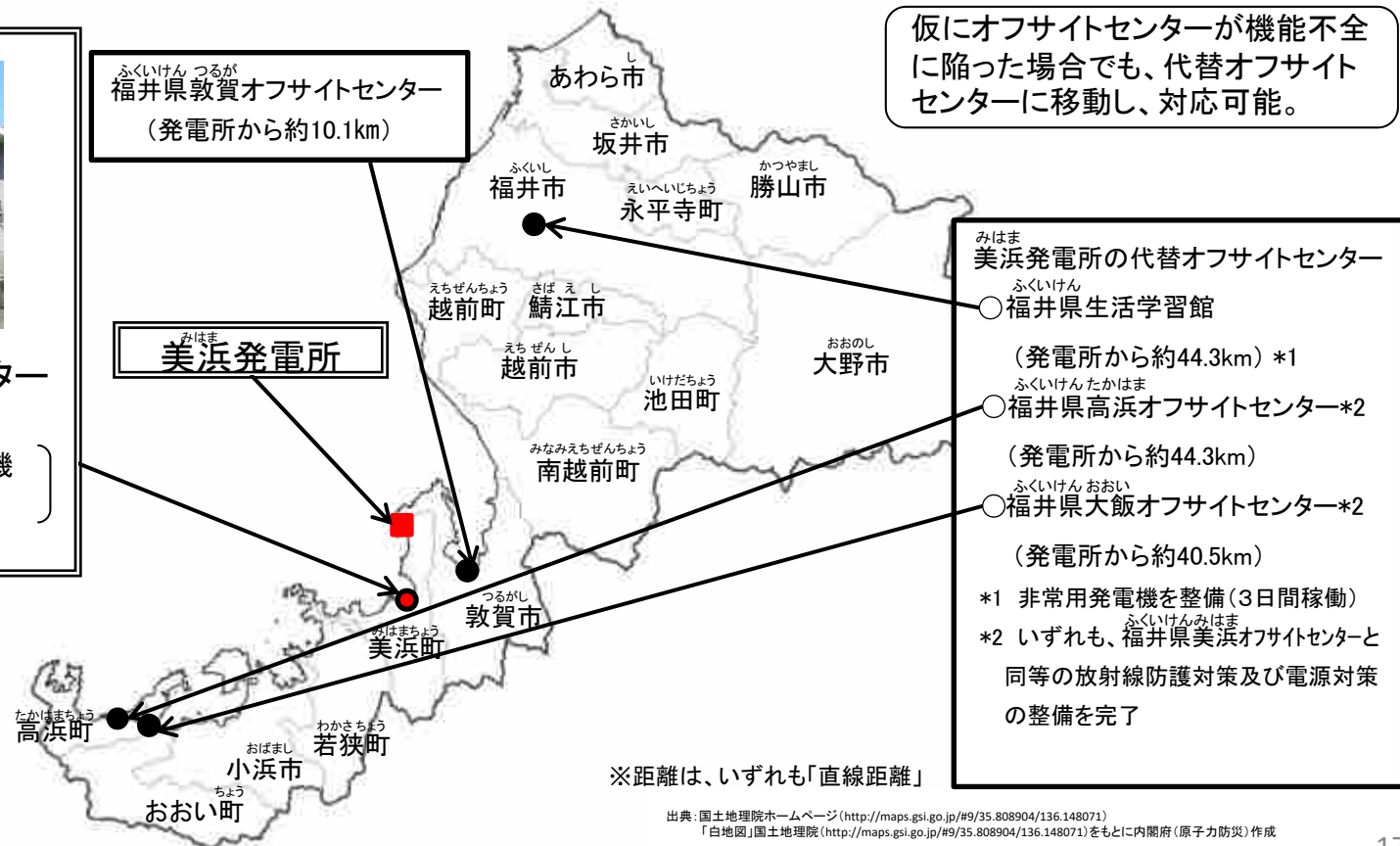
【電源対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。
・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



ふくいけん みはま
福井県美浜オフサイトセンター
(三方郡美浜町)

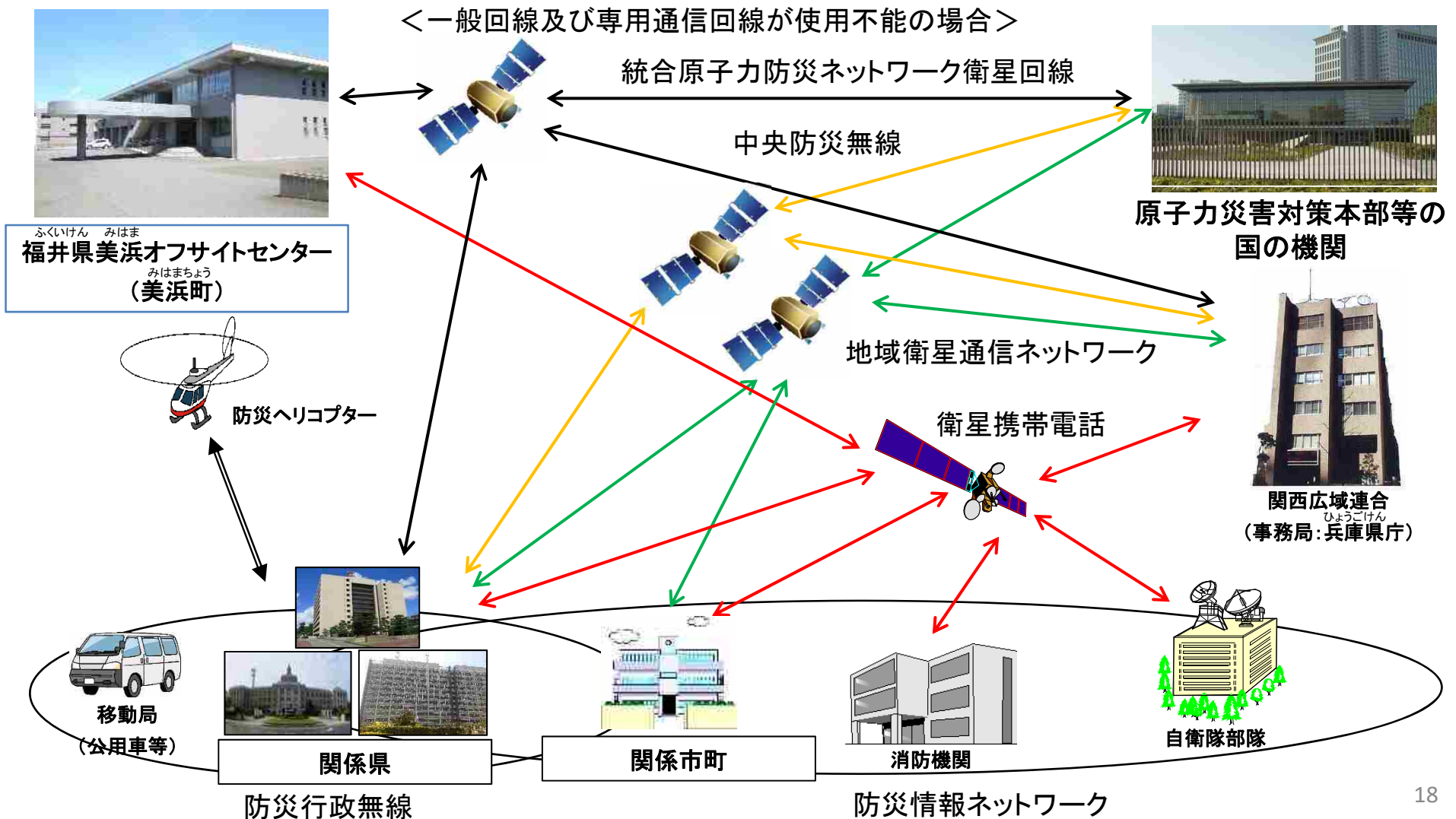
〔 無停電電源装置、自家用発電機
燃料タンク(7日間分)
(発電所から約 8.9km) 〕



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



県外への避難に係る連携体制等

- 福井県及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)及び奈良県にもテレビ会議システムを配備。

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 避難の受入調整
- ◆ 輸送手段の確保

奈良県庁



配備予定

石川県庁



大阪府庁



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 避難の受入調整

<情報共有のイメージ>

テレビ会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討



福井県庁



滋賀県庁



- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。なお、福井県においては、外国人向けにSNS等で英語等により情報を伝達。

＜関係県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



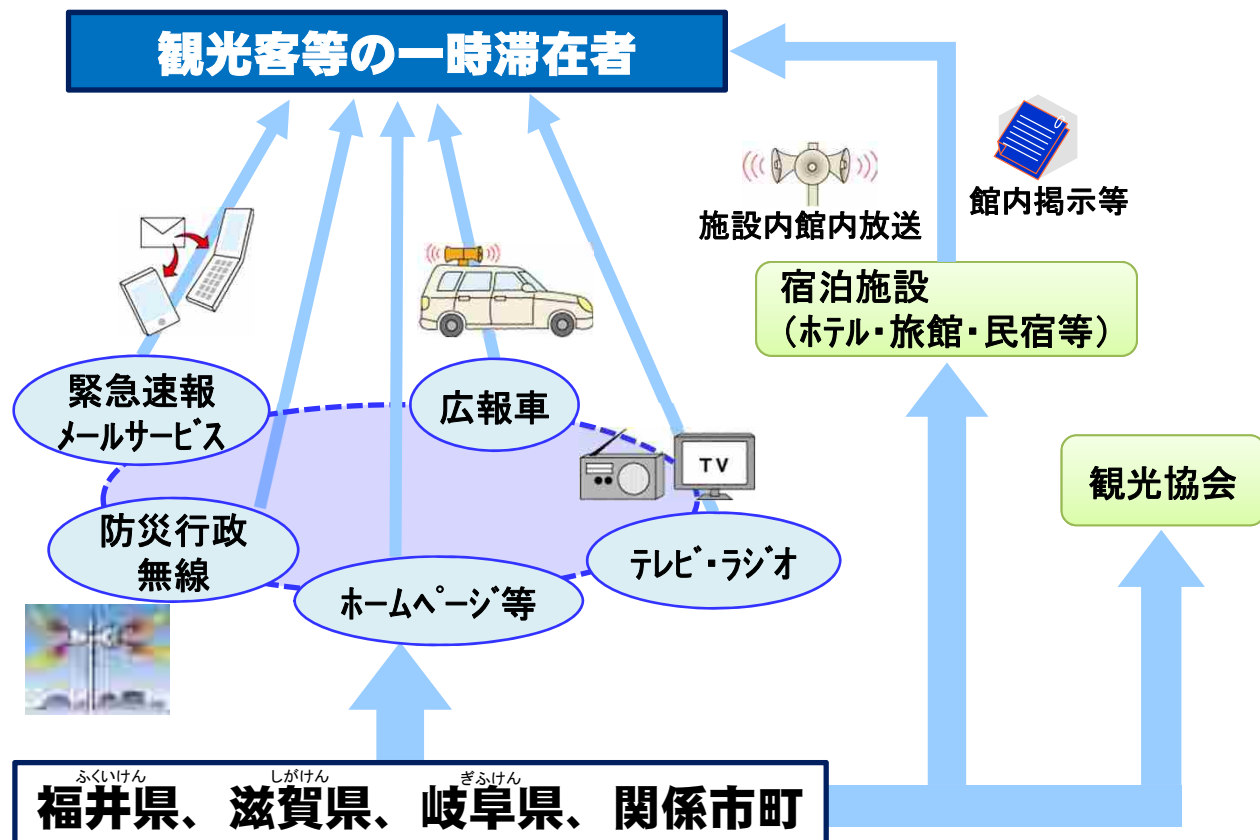
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達（P20と同様）。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス】

受信メール(イメージ)

2020/4/1 午前9:00
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、美浜発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻ってください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市(町)からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

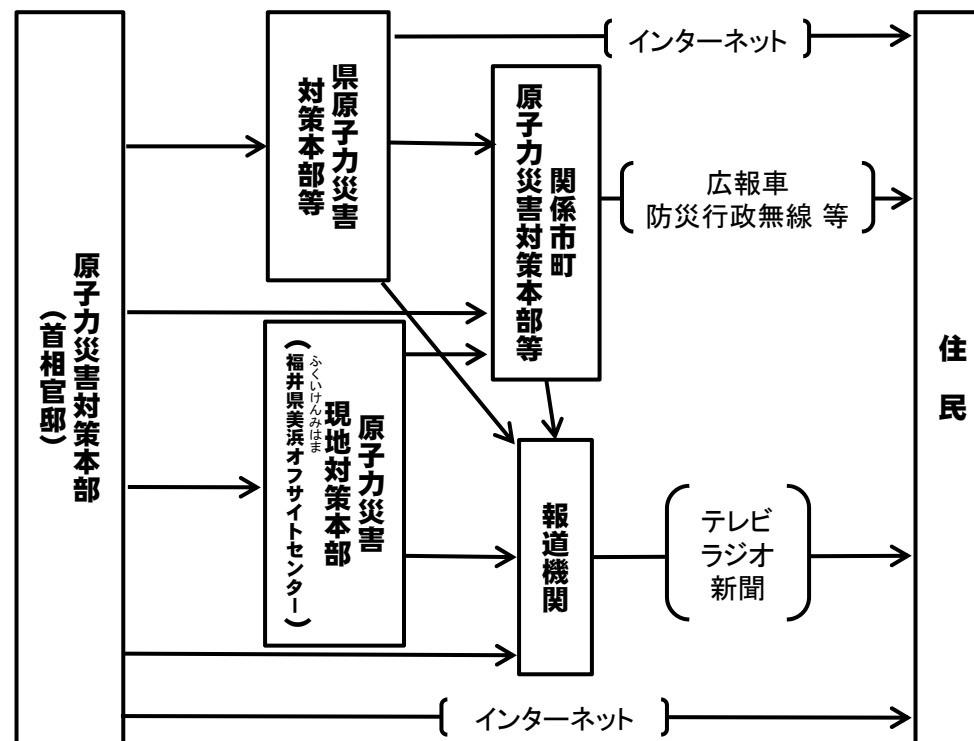


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。)において実施。
- 現地での記者会見は福井県美浜オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 福井県美浜ふくいけん みはまオフサイトセンターでは、関係県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係県及び関係市町における対応

- 関係県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（関西電力）における対応

- 原子力事業者（関西電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

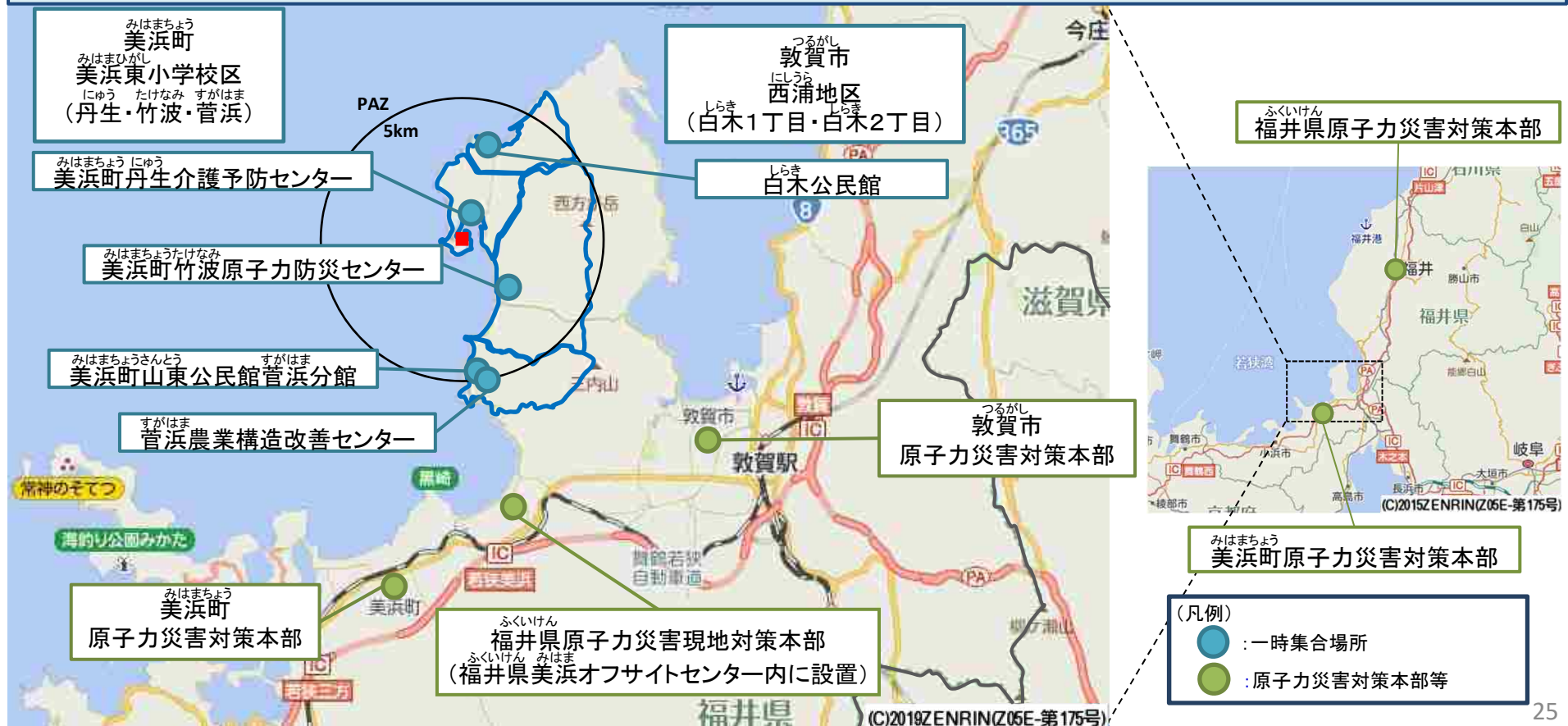
＜対応のポイント＞

1. 施設敷地緊急事態要避難者等[※]を対象とした避難等を実施すること。
2. PAZ内に小学校・保育所等、病院、社会福祉施設は所在しない。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護対策施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 施設敷地緊急事態要避難者（「在宅の避難行動要支援者」「観光客等一時滞在者」「妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等」「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの」）及び避難の実施により健康リスクが高まる者。

福井県、美浜町及び敦賀市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県美浜オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に24名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 美浜町及び敦賀市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に原子力災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、福井県美浜オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、美浜町及び敦賀市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を5ヶ所(美浜町4ヶ所、敦賀市1ヶ所)開設し、美浜町及び敦賀市は各施設ごとに職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



みはまちょう つるがし 美浜町及び敦賀市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、美浜町及び敦賀市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された美浜町及び敦賀市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



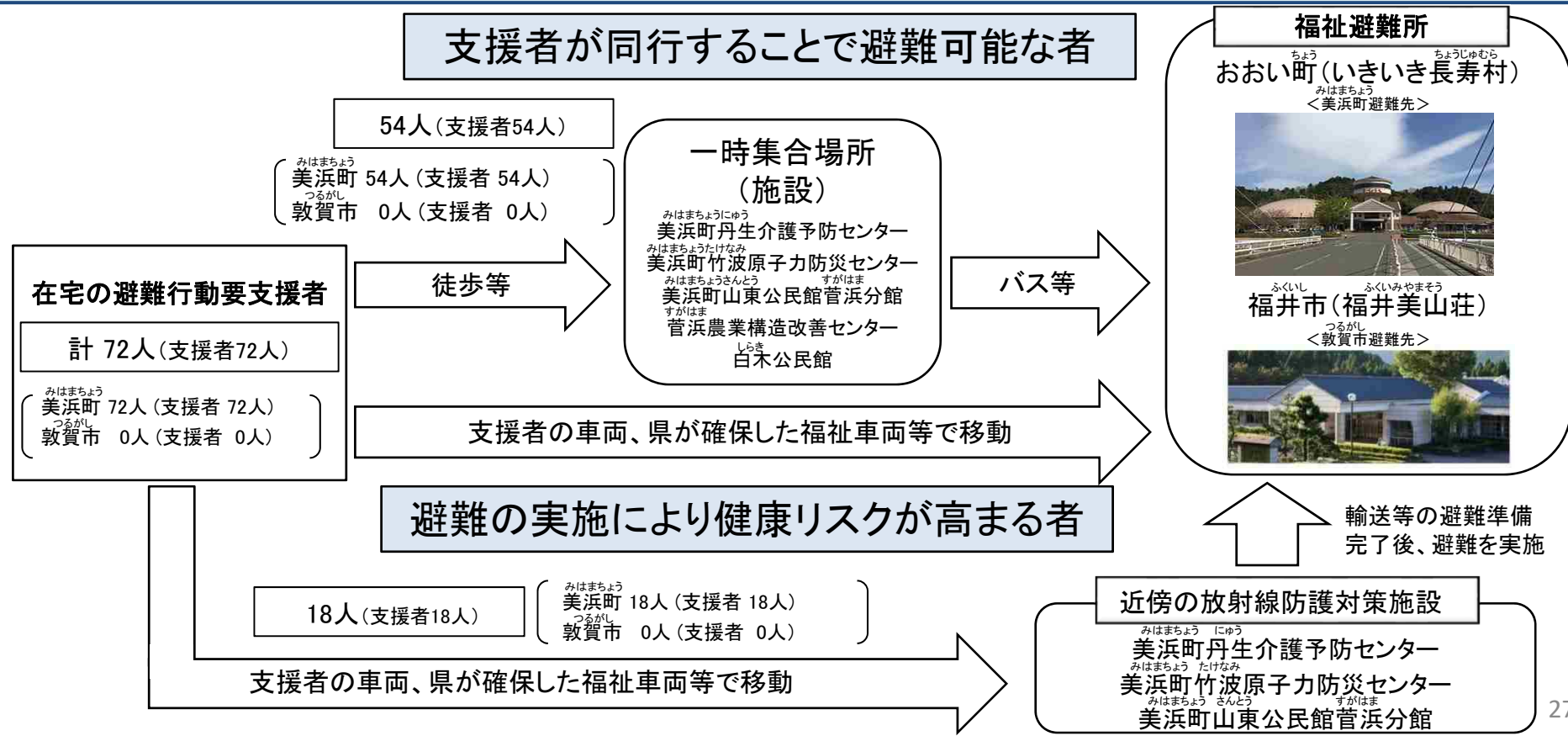
- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達。
 - 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置。
 - 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施。
-

- 美浜町及び敦賀市災害対策本部・一時集合施設 (一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施。
-

(凡例)
● : 一時集合場所
● : 原子力災害対策本部等

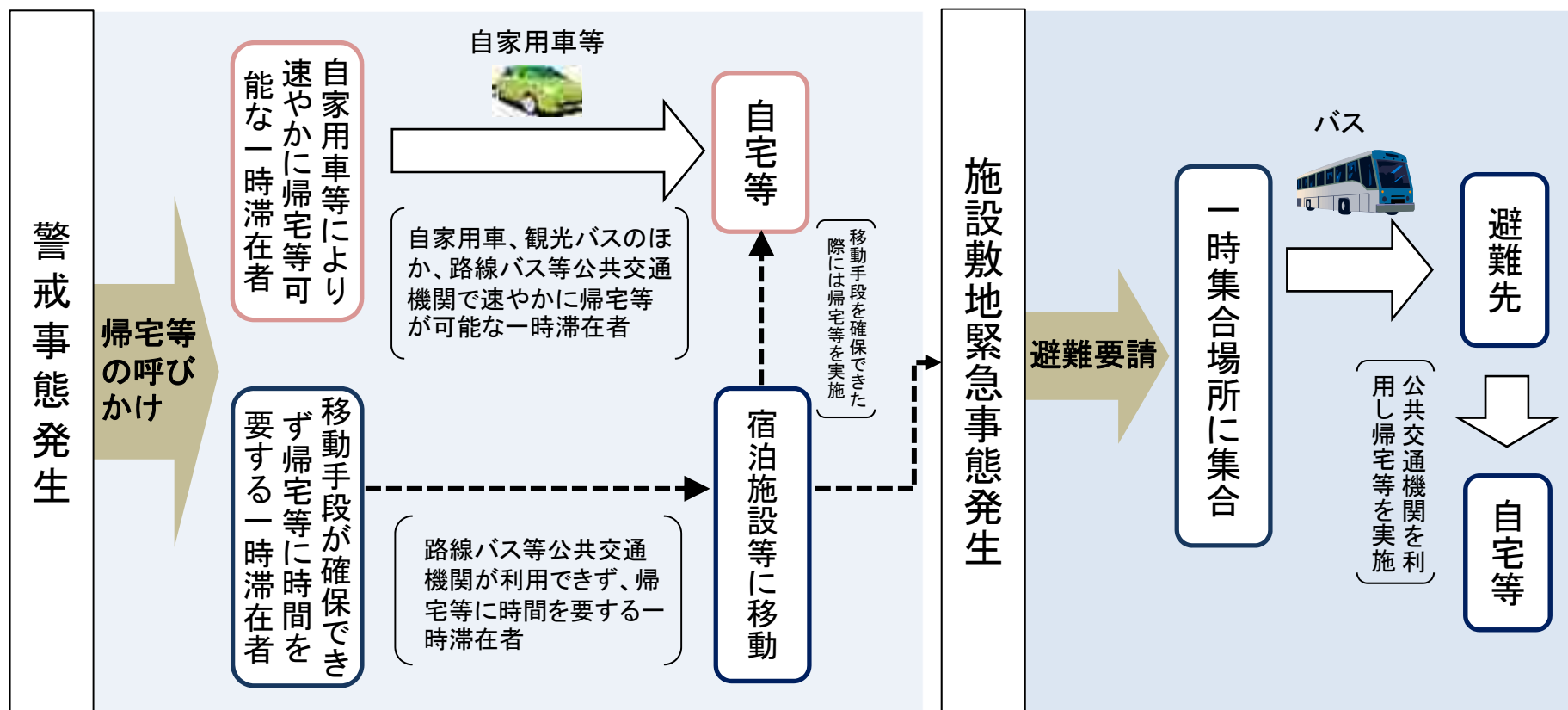
み はまちよう つる が し
美浜町及び敦賀市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 美浜町及び敦賀市では、在宅の避難行動要支援者72人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



- 福井県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

➤ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,600人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない。*

※美浜^{みはま}発電所・もんじゅ関連企業を除く。

＜PAZ内の観光施設の状況＞

地区名	施設	入場見込人数(人)	
美浜町 ^{みはまちょう}	美浜 ^{みはま} 原子力PRセンター	358	※1
	シーパーク丹生 ^{にゅう}	32	
	エネルギー環境教育体験館きいぱす	1,177	※2
		計 1,567人	
敦賀市 ^{つるがし}	西浦 ^{にしうら} 地区	—	※3
			0人

約1,600人 ※4

※1 入場ピーク時(5月)の入場者数を基に算定

※2 美浜町^{みはまちょう}商工観光課調べ

※3 敦賀市^{つるがし}観光協会調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

＜PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況＞

美浜町^{みはまちょう}丹生^{にゅう}地区・竹波^{たけなみ}地区・菅浜^{すがはま}地区及び敦賀市^{つるがし}西浦^{にしうら}地区(白木^{しらき}1丁目、白木^{しらき}2丁目)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

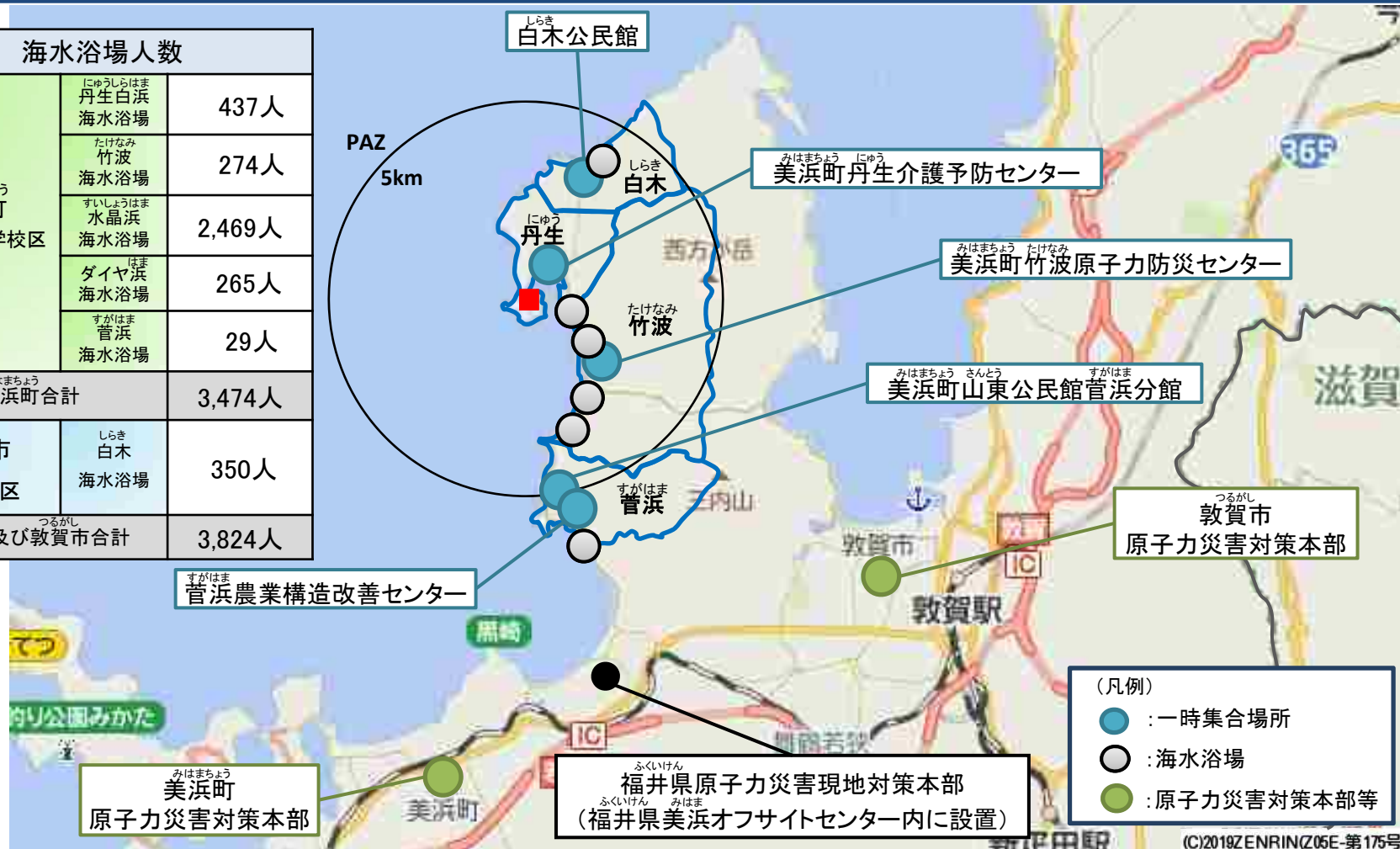
※ 30人未満の民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難。

※ 市町による聞き取り調査結果。

PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- 美浜町・敦賀市ではPAZ内に海水浴場が6ヶ所あり、平成30年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約3,900人。
- 海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成30年度観光客入込調査美浜町・敦賀市)

海水浴場人数		
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東小学校区	にゅうしらはま 丹生白浜 海水浴場	437人
	たけなみ 竹波 海水浴場	274人
	すいしょうはま 水晶浜 海水浴場	2,469人
	はま ダイヤ浜 海水浴場	265人
	すがはま 菅浜 海水浴場	29人
みはまちょう 美浜町合計		3,474人
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木 海水浴場	350人
みはまちょう 美浜町及び敦賀市合計		3,824人



みはまちよう
➤ 美浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数730人(うち支援者数72人を含む)について、バス18台、福祉車両12台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様6台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	108人 (要支援者54人 +支援者54人)	4台 (要支援者54人 +支援者54人)	0台	0台	支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少。【P27参照】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	36人 (要支援者18人 +支援者18人)	0台	6台 (要支援者6人 +支援者6人)	6台 (要支援者12人 +支援者12人)	・放射線防護対策施設に輸送。 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少。【P27参照】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	76人	2台	0台	0台	「乳幼児の保護者」には乳幼児がいる世帯人数を計上。
観光施設から避難する一時滞在者	160人 (1,600人×0.1)	4台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの観光客数約1,600人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P29参照】
海水浴場から避難する一時滞在者	350人 (3,500人×0.1)	8台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客約3,500人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P30参照】
合 計	730人	18台	6台	6台	

※1 数字は現段階で美浜町が把握している暫定値。

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定。

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定。

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、美浜町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		18台	6台	6台	
(B) 確保車両台数		計18台	計6台	計6台	
確保先	みはまちよう ・美浜町 ・社会福祉施設、社会福祉協議会 (美浜町)	—	5台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 7台
	バス会社(福井県嶺南地方)	11台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	7台	1台	0台	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子 兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

つるがし
➤ 敦賀市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数49人(うち支援者数0人)について、バス2台、福祉車両0台。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者の避難		該当者なし			
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送		該当者なし			
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	14人	1台	0台	0台	「乳幼児の保護者」には乳幼児がいる世帯人数を計上。
海水浴場から避難する一時滞在者	35人 (350人 ×0.1)	1台	—	—	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客数約350人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査敦賀市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P30参照】
合計	49人	2台	0台	0台	

※1 数字は現段階で敦賀市が把握している暫定値。

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定。

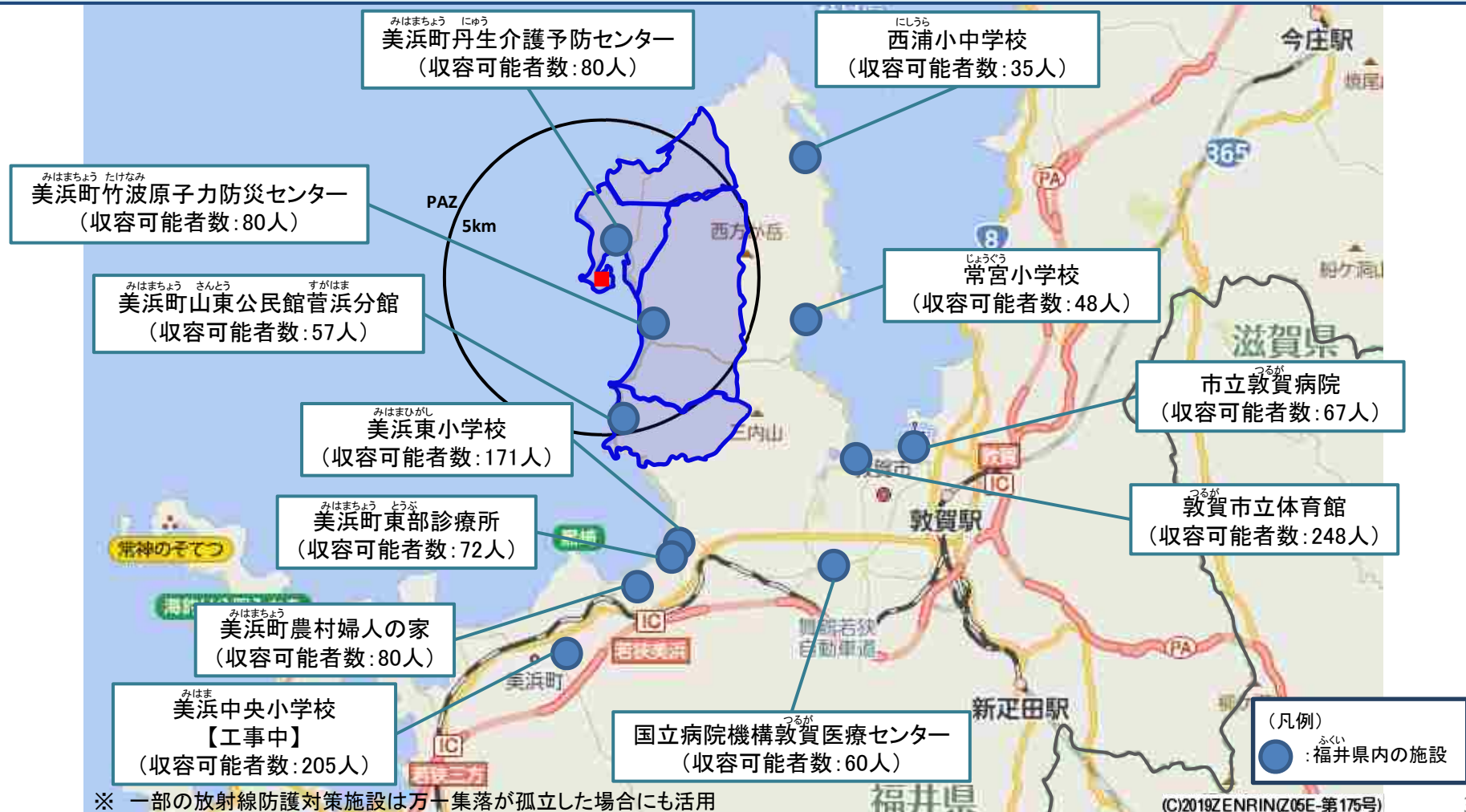
※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定。

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、関西電力が保有する車両のほか、敦賀市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		2台	—	—	
(B) 確保車両台数		計2台	—	—	
確保先	バス会社 <small>ふくいけん れいなん</small> (福井県嶺南地方)	0台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	2台	—	—	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子 兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(工事中の施設を除き合計11施設)で屋内退避。
- これらの11施設では、PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,000人(工事中施設を除く)を収容可能。
- また、これら11施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

<直轄国道>

国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

<舞鶴若狭自動車道>

高速道路会社(NEXCO)が
応急復旧作業を実施

<福井県の管理道路>

福井県原子力災害対策本部が
応急復旧作業を実施

<滋賀県の管理道路>

滋賀県災害対策本部が
応急復旧作業を実施

<岐阜県の管理道路>

岐阜県災害対策本部において
応急復旧作業を実施



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



除雪機械の配備台数		平成31年4月時点	
		福井県内	うち、美浜町、敦賀市管内
国(近畿地方整備局)	※福井県内の配備数	72台	—
福井県		259台	35台
関係市町		383台	36台
高速道路会社(NEXCO)※1		70台	—
民間		1,569台	188台



・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

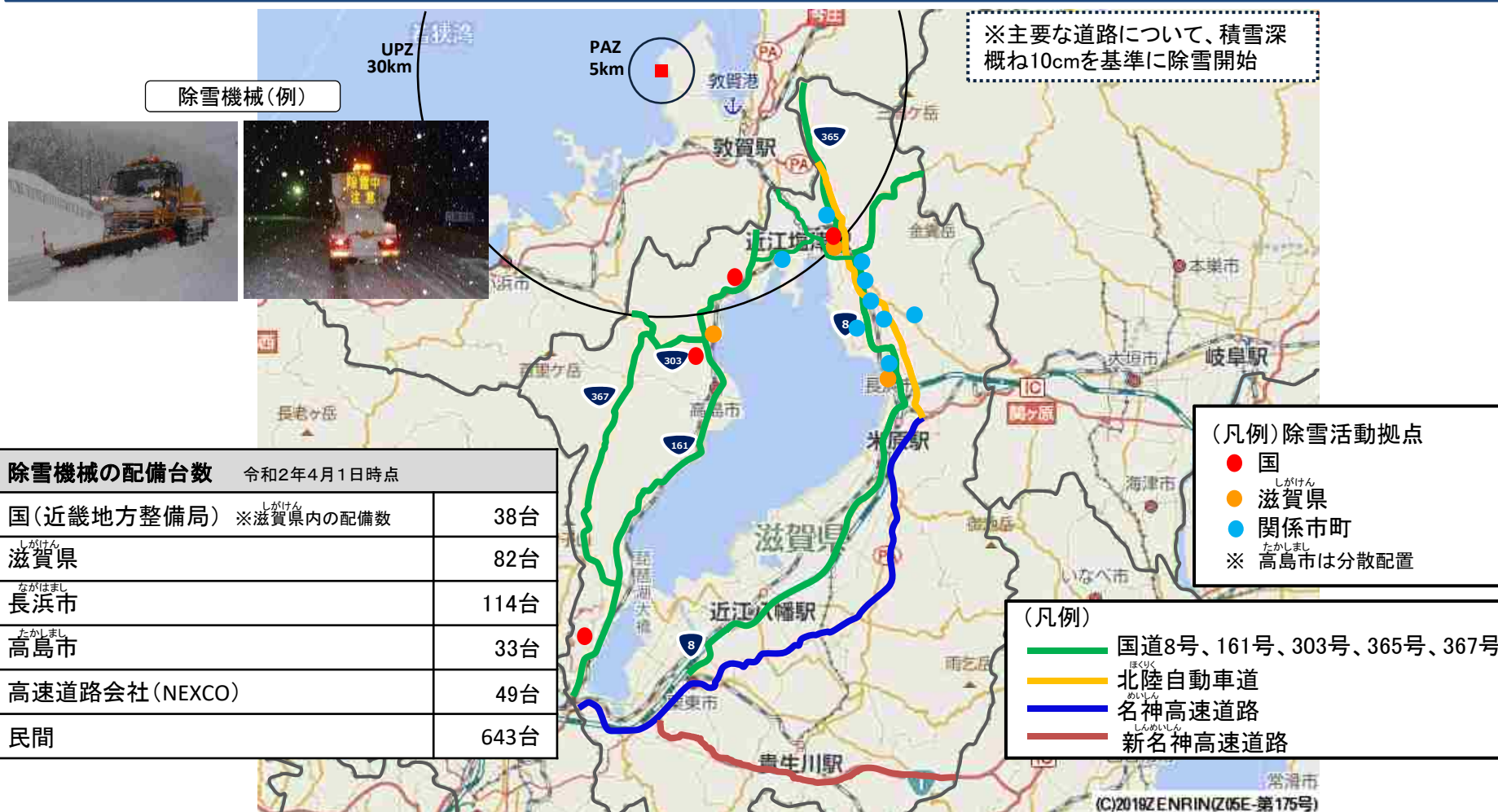
(凡例) 除雪活動拠点
 ● 国、NEXCO
 ● 福井県
 ● 関係市町

(凡例)
 最重点除雪路線
 国道27号、8号、161号
 舞鶴若狭自動車道
 北陸自動車道

※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

しがけん 滋賀県における降雪時の避難経路の確保

- しがけん 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



岐阜県における降雪時の避難経路の確保

- 岐阜県及び揖斐川町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



豪雪時における除雪体制

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路（金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線）について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

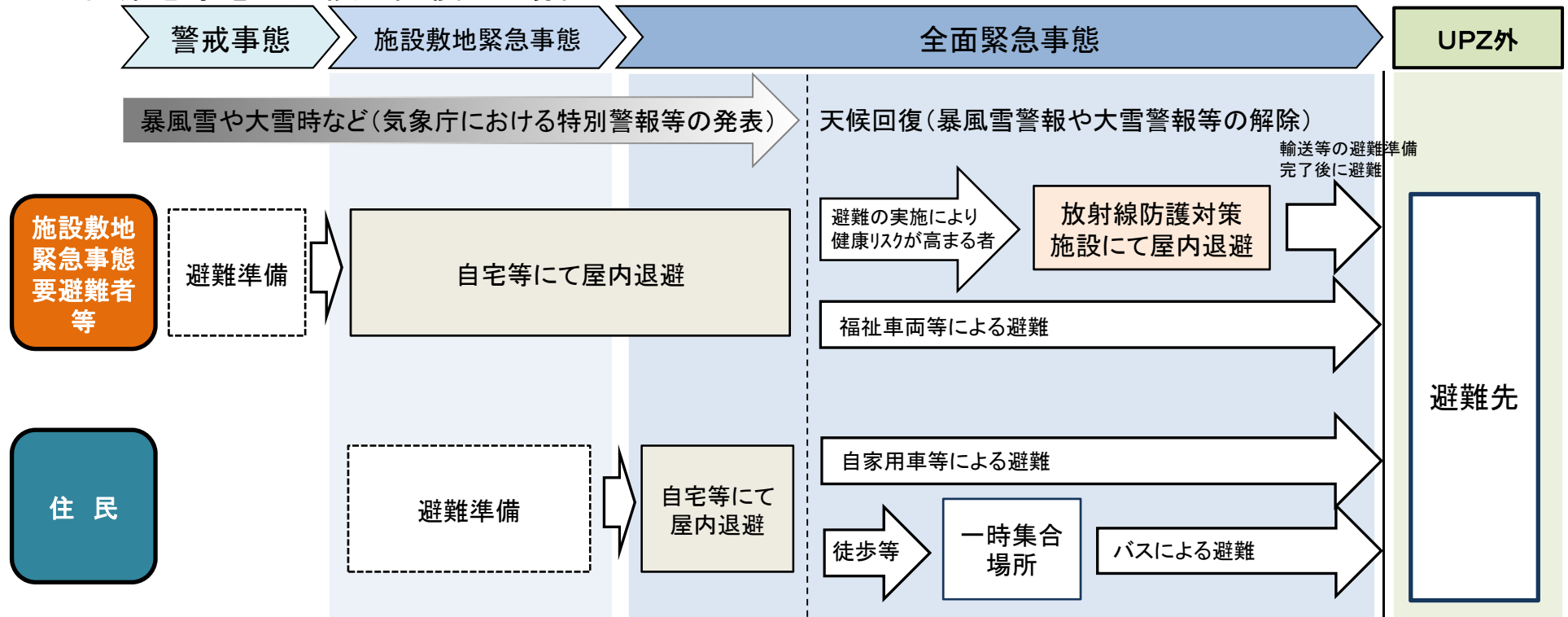
＜福井県における情報連絡本部（例）＞



暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- ▶ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- ▶ なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<全面緊急事態で天候が回復した場合>

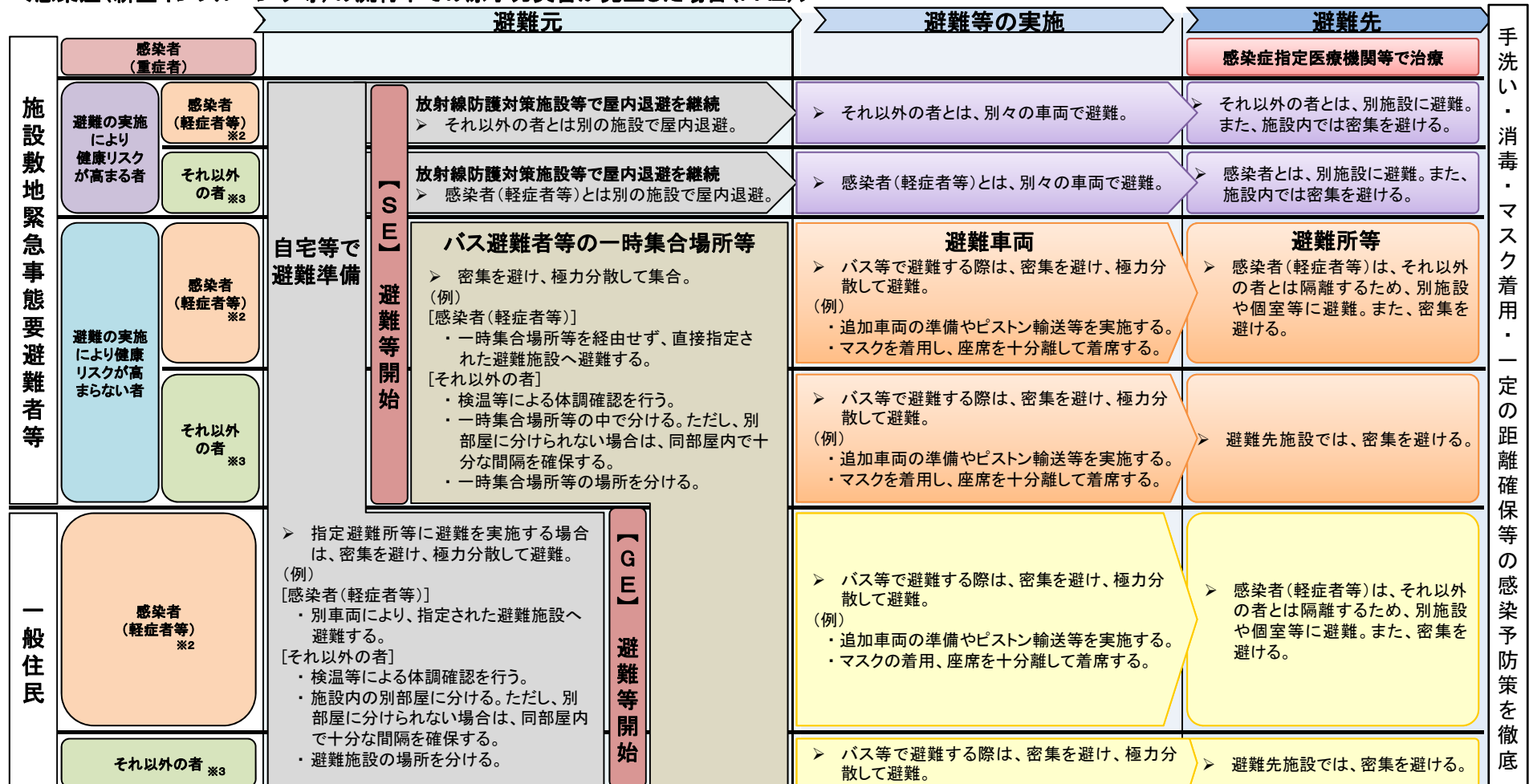


※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

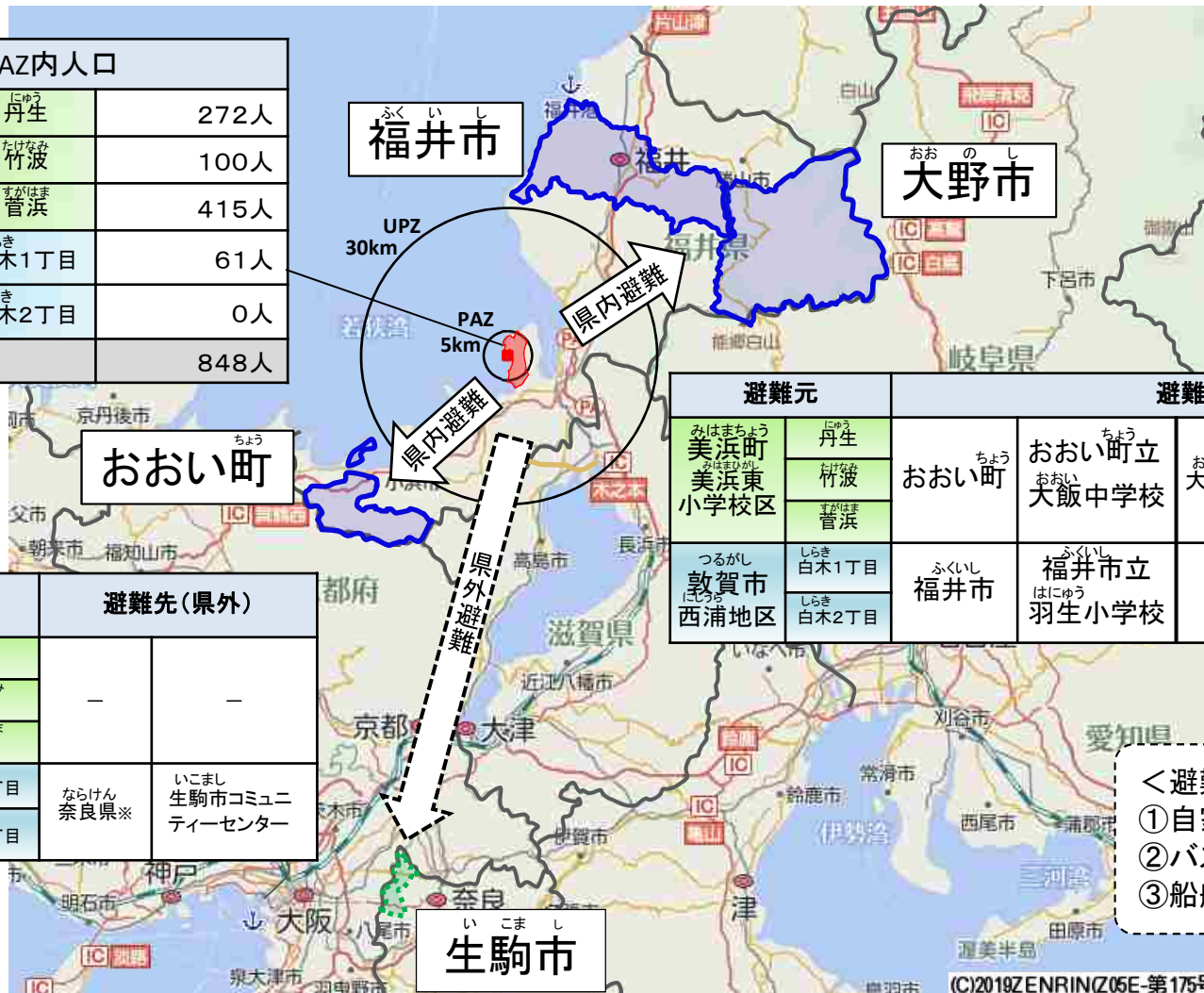
＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

み はまちよう つる が し 美浜町及び敦賀市におけるPAZ内の住民の避難先

- 美浜町美浜東小学校区(丹生・竹波・菅浜地区)の住民の避難については県内に2か所、敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)の住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。
- 両地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口		
みはまちよう 美浜町 みはまひがし 美浜東 小学校区	にゅう 丹生	272人
	たけなみ 竹波	100人
	すがはま 菅浜	415人
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木1丁目	61人
	しらき 白木2丁目	0人
合計		848人



避難元		避難先(県内)			
みはまちよう 美浜町 美浜東 小学校区	にゅう 丹生	おおい町	おおい町立 大飯中学校	おおい 大野市※	とみた 富田公民館
	たけなみ 竹波				とみた 大野市立富田小学校
	すがはま 菅浜				とみた 大野市立尚徳中学校
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木1丁目	ふくいし 福井市	ふくいし 福井市立 羽生小学校	—	—
	しらき 白木2丁目			—	—

※おおい町に避難できない場合の避難先。

避難元		避難先(県外)	
みはまちよう 美浜町 美浜東 小学校区	にゅう 丹生	—	—
	たけなみ 竹波	—	—
	すがはま 菅浜	—	—
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木1丁目	ならけん 奈良県※	いこまし 生駒市コミュニ ティーセンター
	しらき 白木2丁目	—	—

※福井市に避難できない場合の避難先。

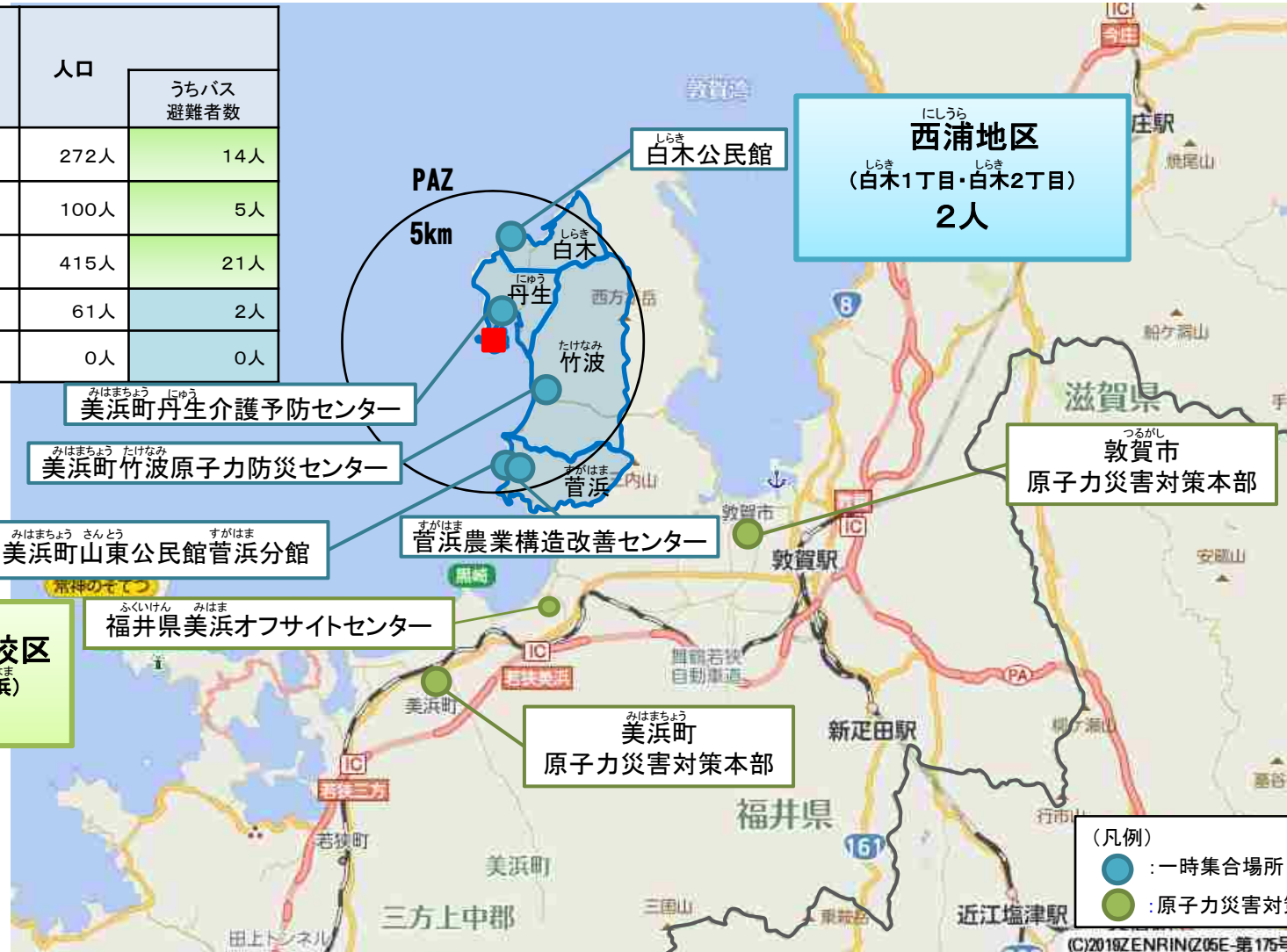
<避難方法>

- ①自家用車
- ②バス等の車両による避難
- ③船舶、ヘリ等による避難

PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

➤ 美浜町、敦賀市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全848人のうち、42人。

PAZ内地域		人口	うちバス避難者数
美浜町 美浜東小学校区	敦賀市 西浦地区		
丹生	白木1丁目	272人	14人
竹波	白木2丁目	100人	5人
菅浜		415人	21人
		61人	2人
		0人	0人



美浜東小学校区
(丹生・竹波・菅浜)
40人

(凡例)
● :一時集合場所
● :原子力災害対策本部等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。45

- 美浜町みはまちょうにおいて全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、約40人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県ふくいけんバス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

みはまちょう
 <美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	40人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

みはまちょう
 <美浜町における全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		1台	
(B)確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民約2人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	2人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

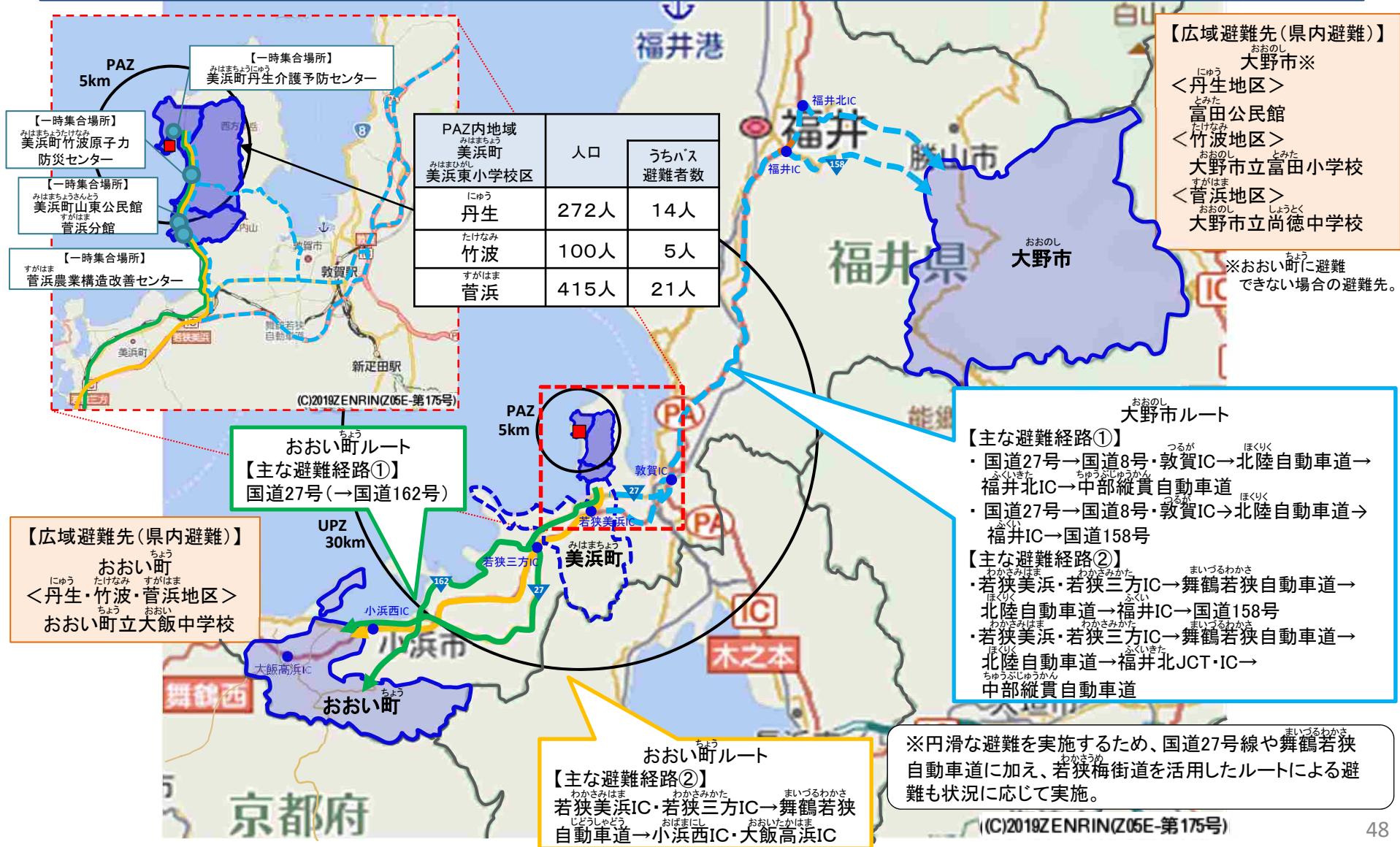
※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

＜敦賀市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		1台	
(B)確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



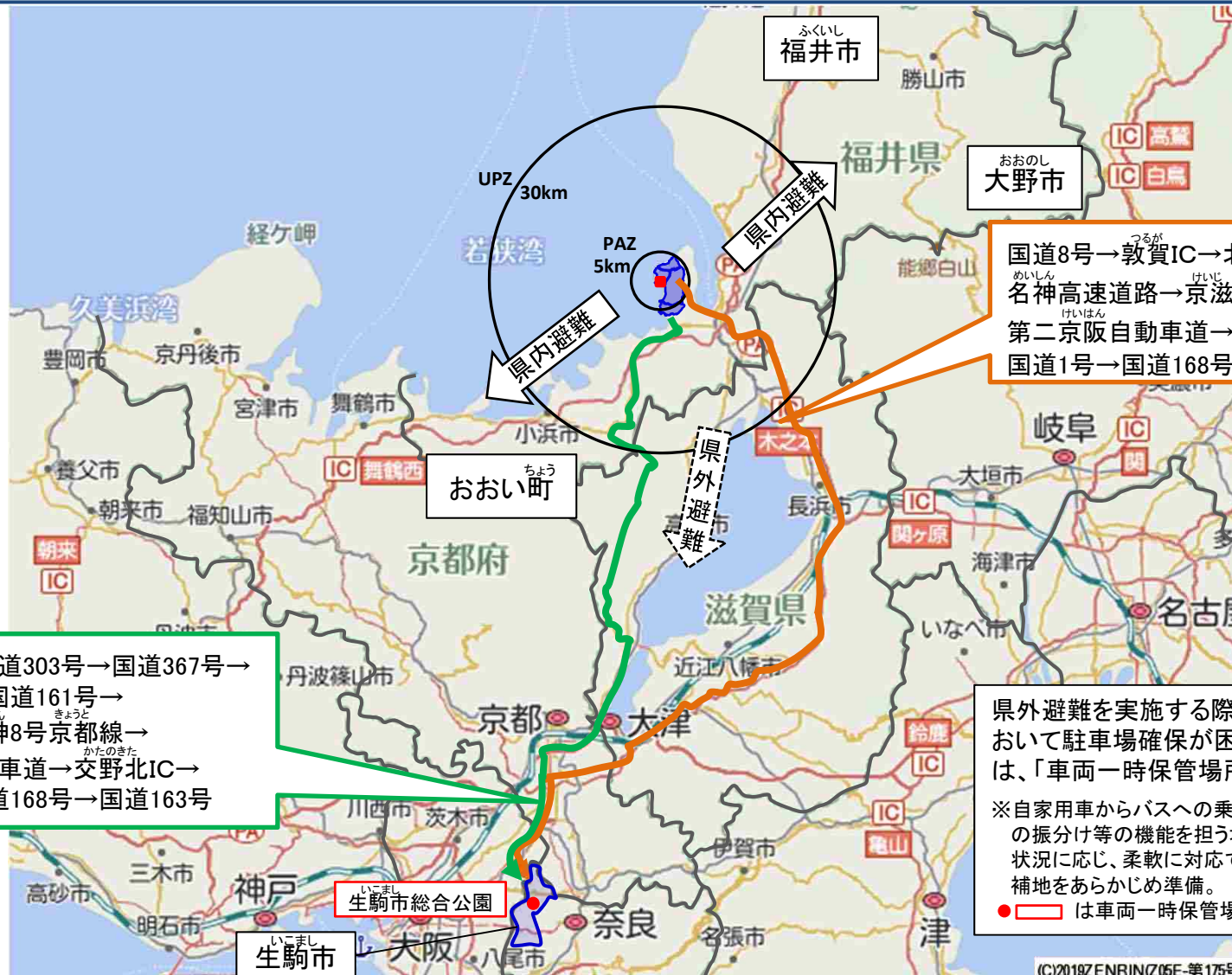
※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

- 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



PAZ内から県外避難先施設までの広域避難経路

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 敦賀市つるがしの県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

美浜地域における交通対策

1. 道路渋滞把握対策

ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。

2. 交通誘導対策

主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

3. 交通広報対策

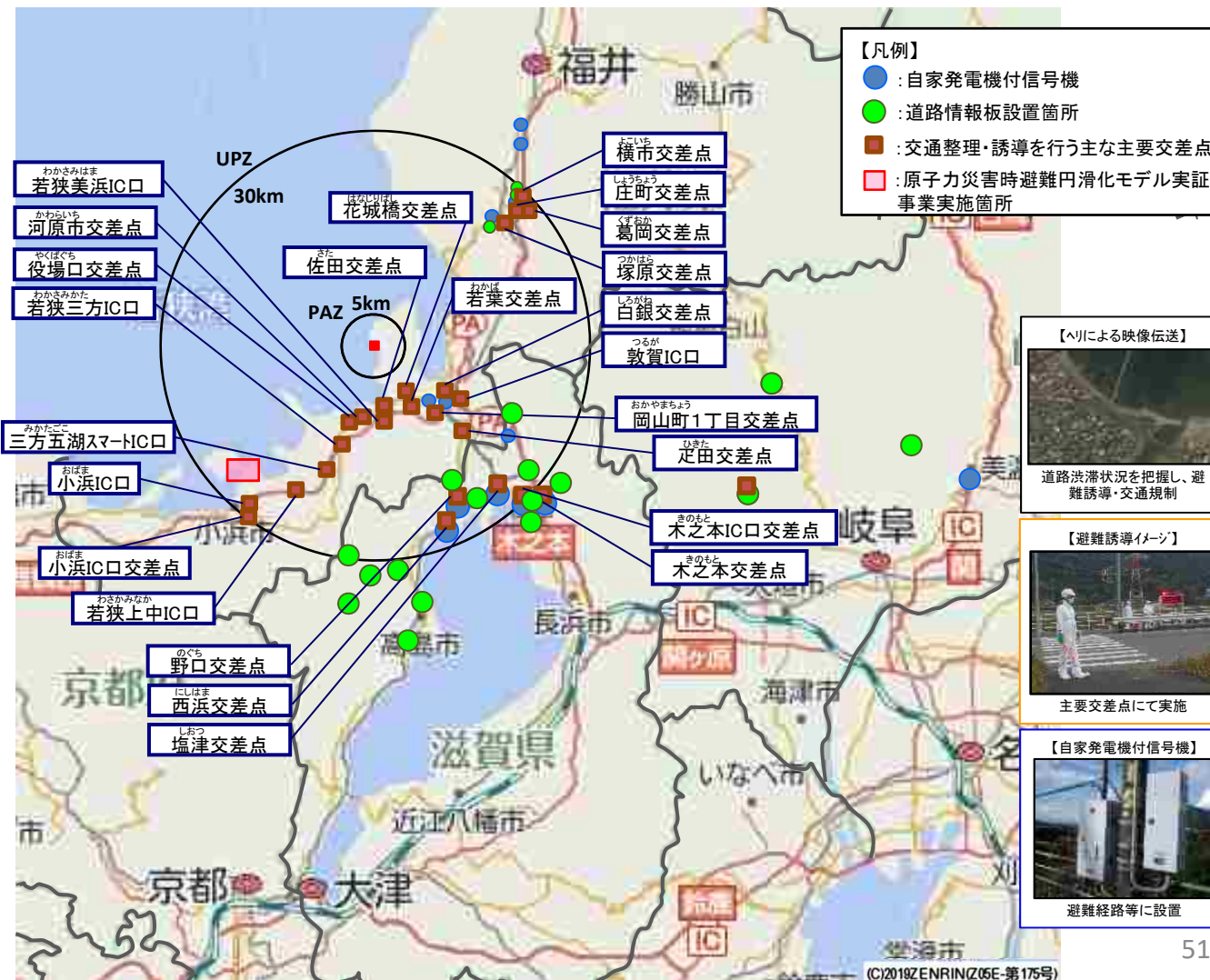
- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
- ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

4. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- ・信号機の滅灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
- ・一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。

5. その他の避難の円滑化対策

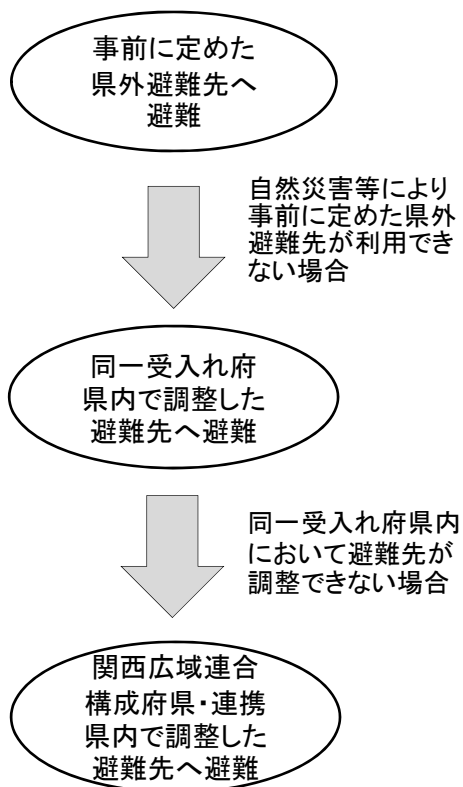
- ・避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



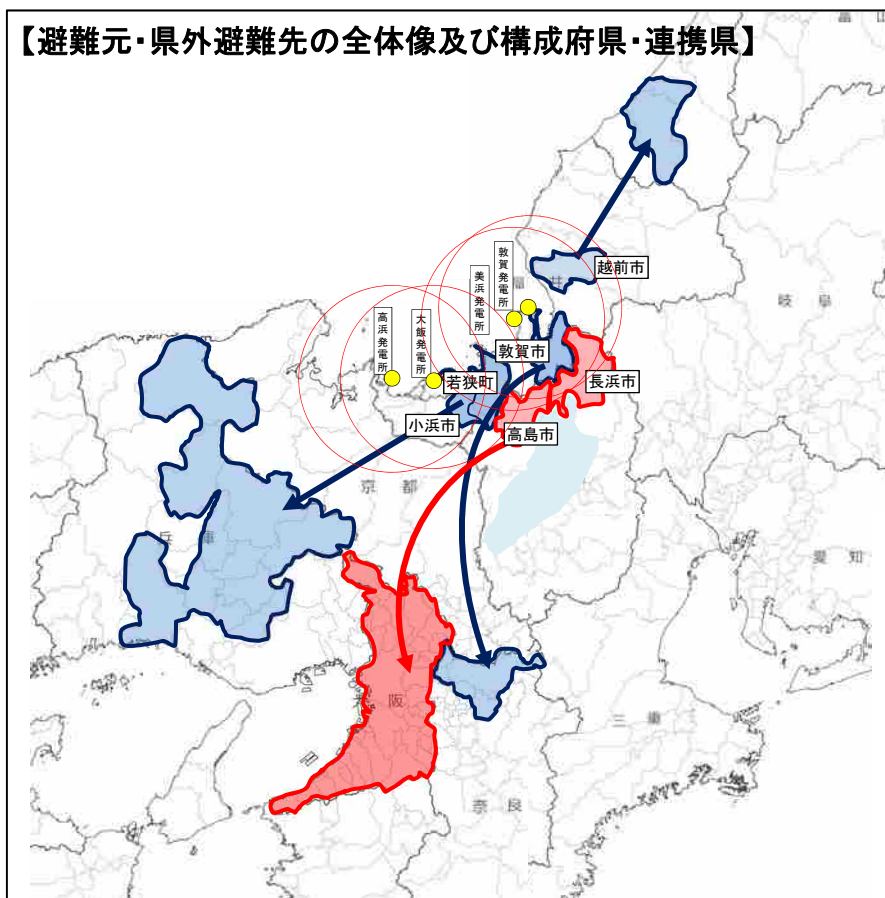
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び滋賀県では県内に加え、県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、避難先の調整を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合等に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【県外避難先の多重確保】



【避難元・県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合 の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
<small>しがけん</small> 滋賀県※ <small>きょうとふ</small> 京都府※ <small>おおさかふ</small> 大阪府 <small>ひょうごけん</small> 兵庫県 <small>ならけん</small> 奈良県 <small>わかやまけん</small> 和歌山県 <small>とくしまけん</small> 徳島県	<small>ふくいけん</small> 福井県※ <small>みえけん</small> 三重県 <small>とっとりけん</small> 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他県の避難先としては想定しない。

半島地域が孤立した場合の対応 (つるが 敦賀半島)

- PAZに該当する敦賀半島(美浜町・敦賀市)については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6. UPZ内における対応

＜対応のポイント＞

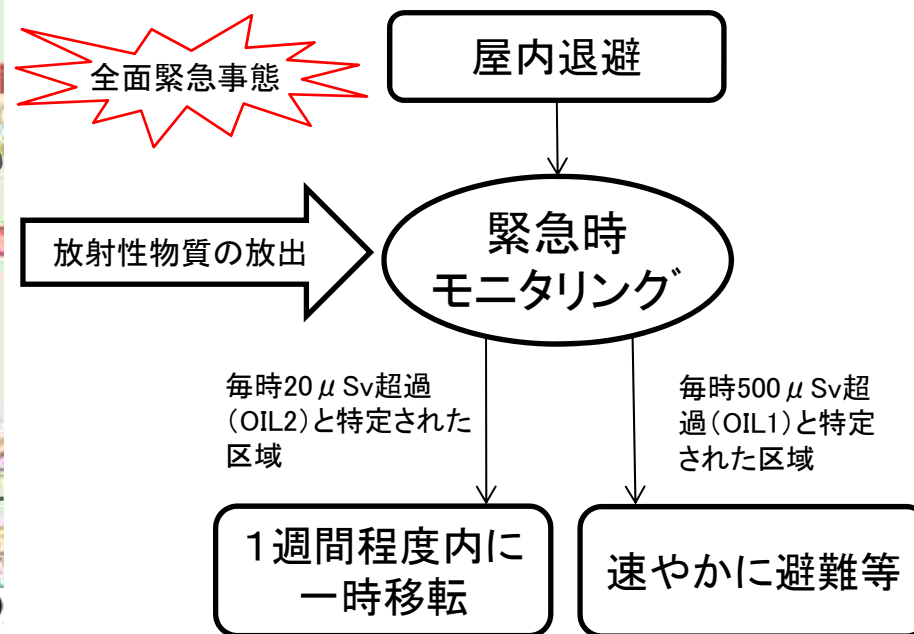
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等※)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

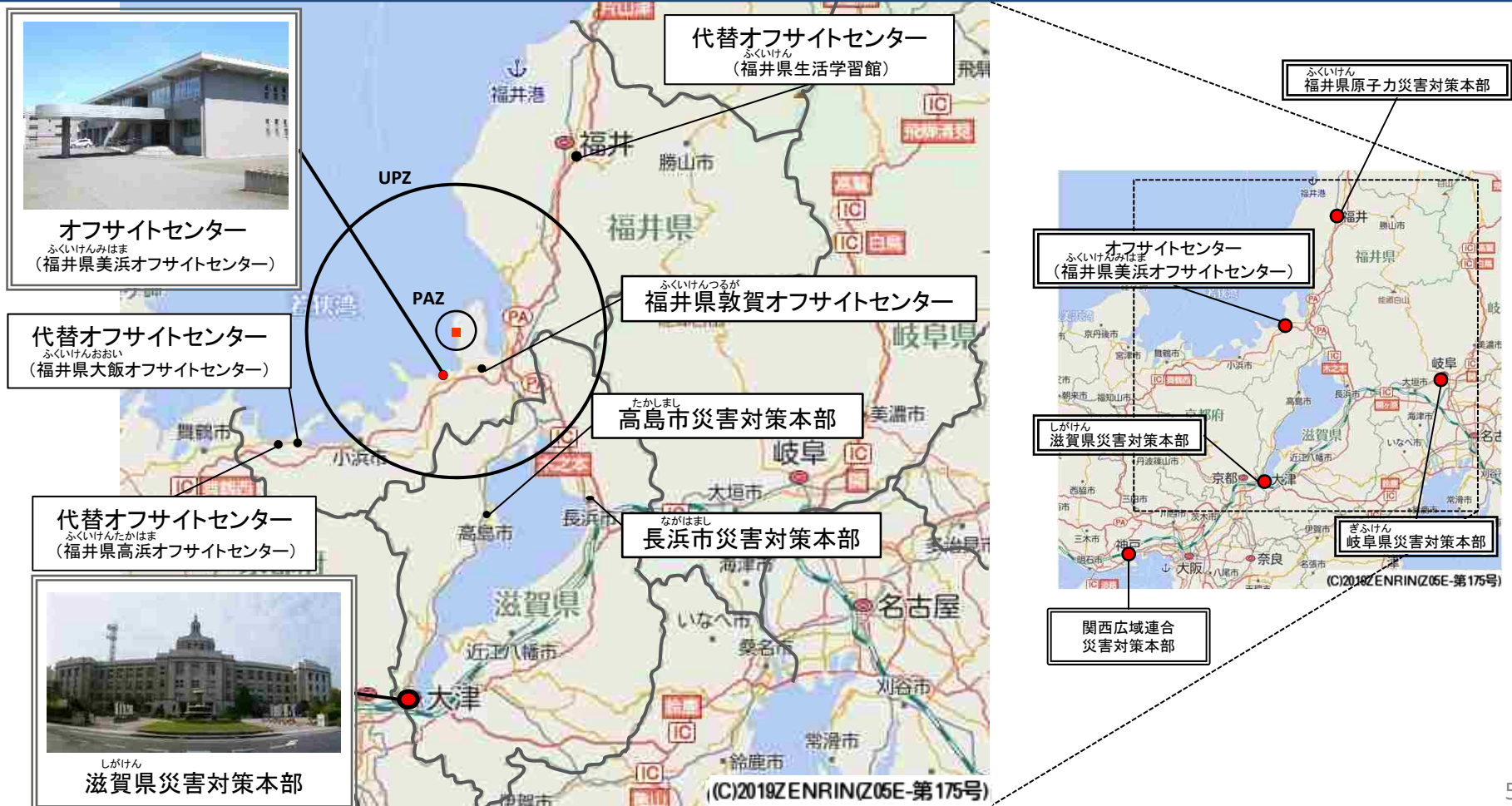
ふくいけん

- 福井県及び関係市町は警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



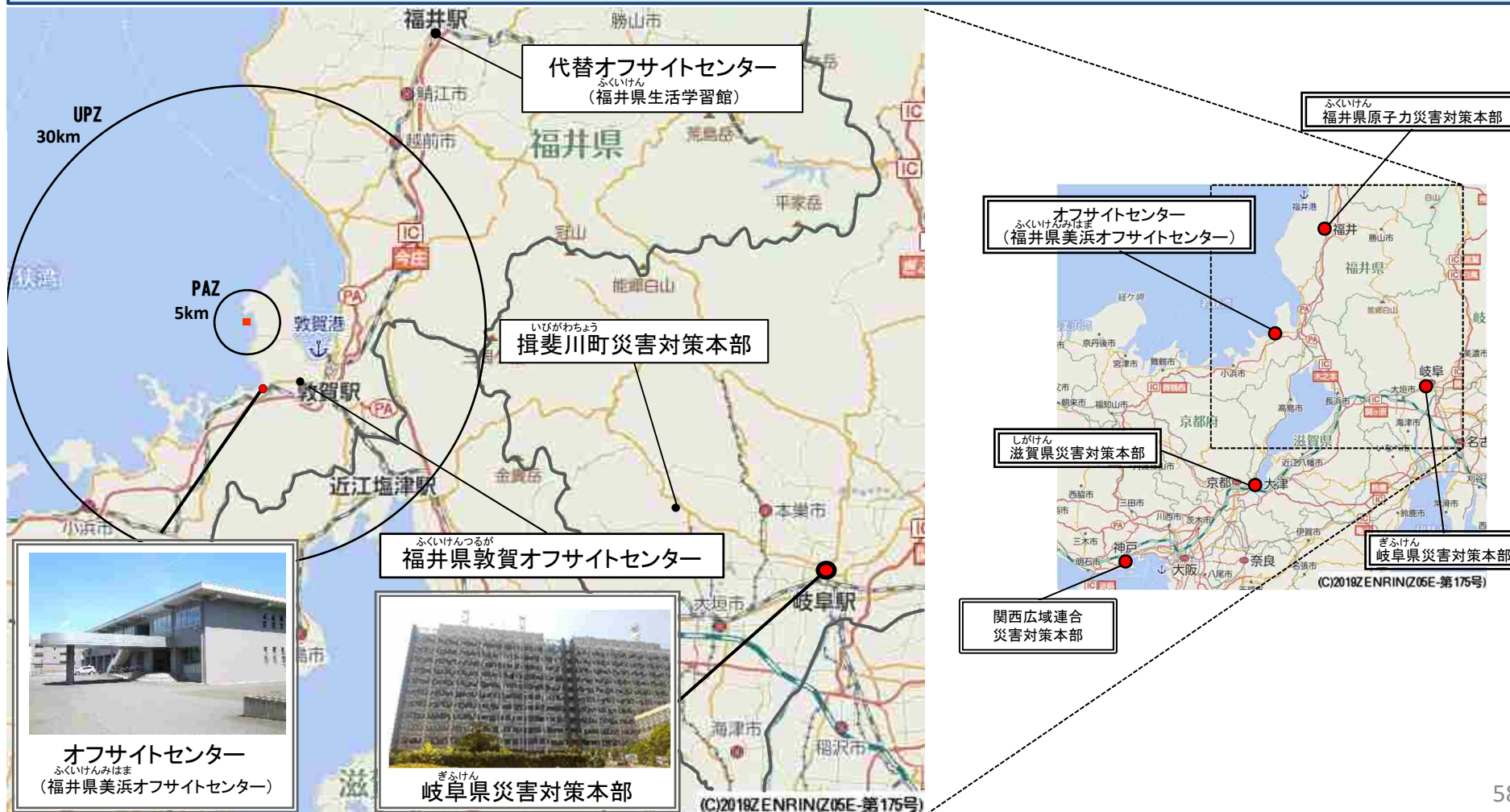
一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

- 滋賀県、長浜市及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市及び高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



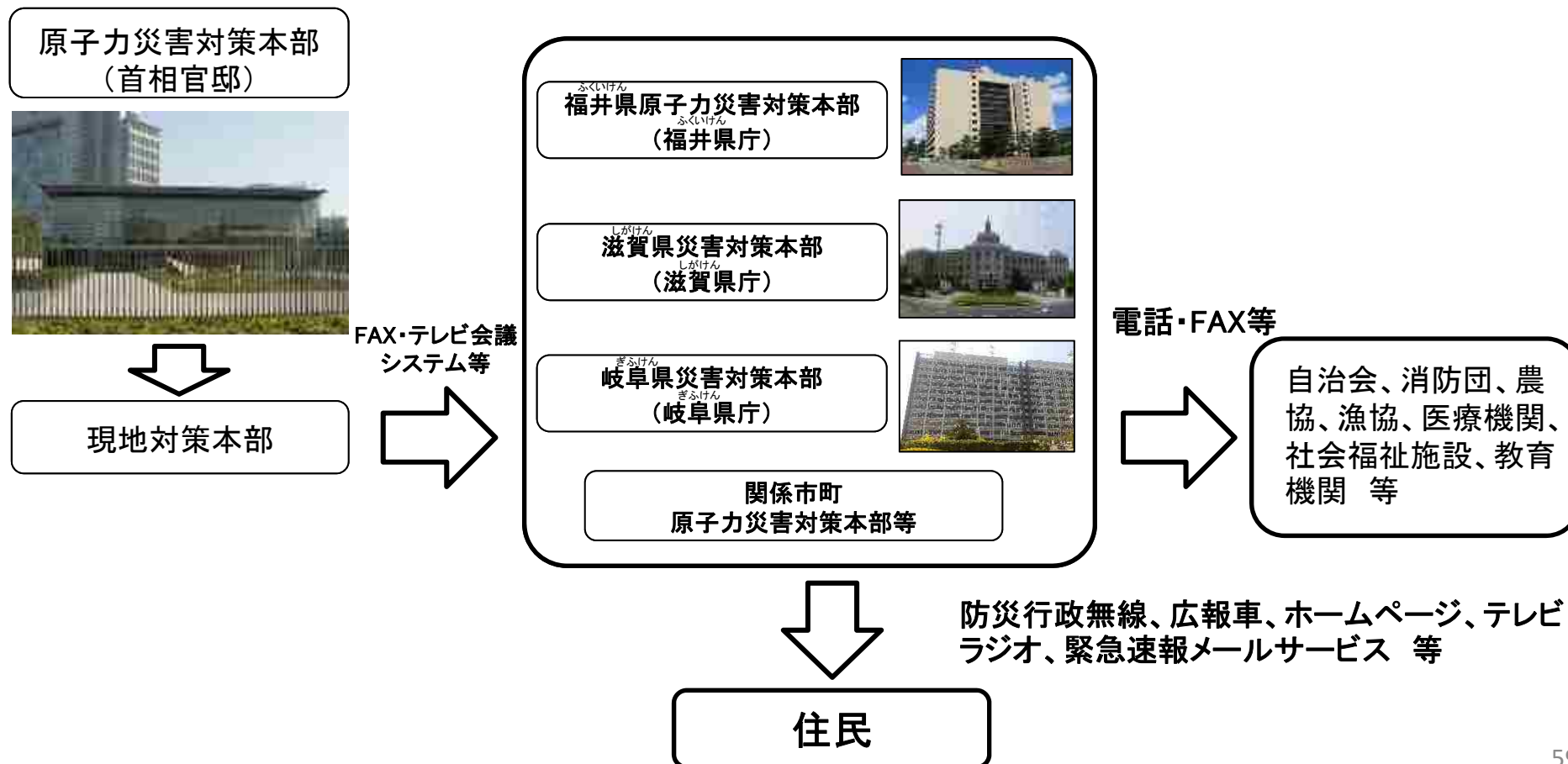
一時移転等に備えた関係者の対応（岐阜県）

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態で原子力災害警戒体制に移行し、施設敷地緊急事態で原子力災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 住民の一時移転は原則自家用車で行い、自家用車移転が困難な住民は町公用車で輸送。車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 揖斐川町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる地区に職員を配置。



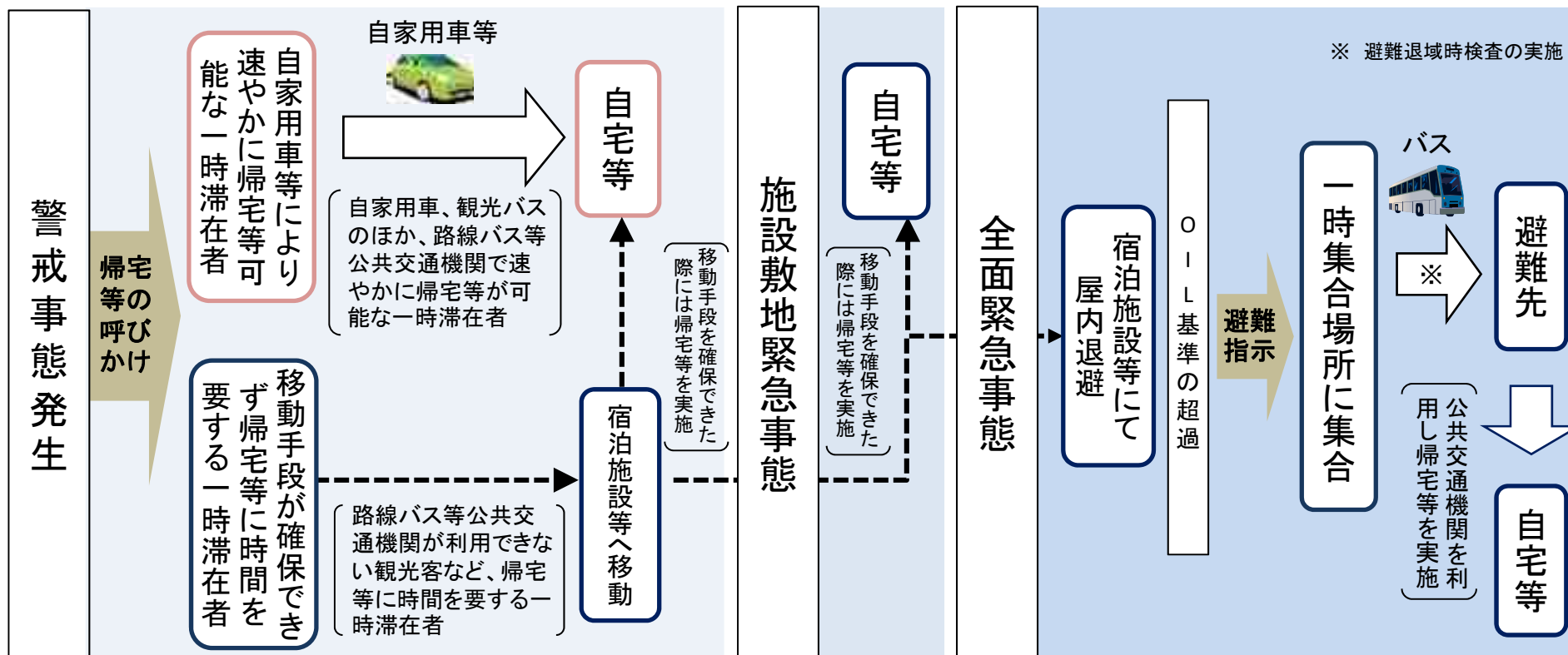
一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町に対し、FAX・テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZ内住民の一時移転等

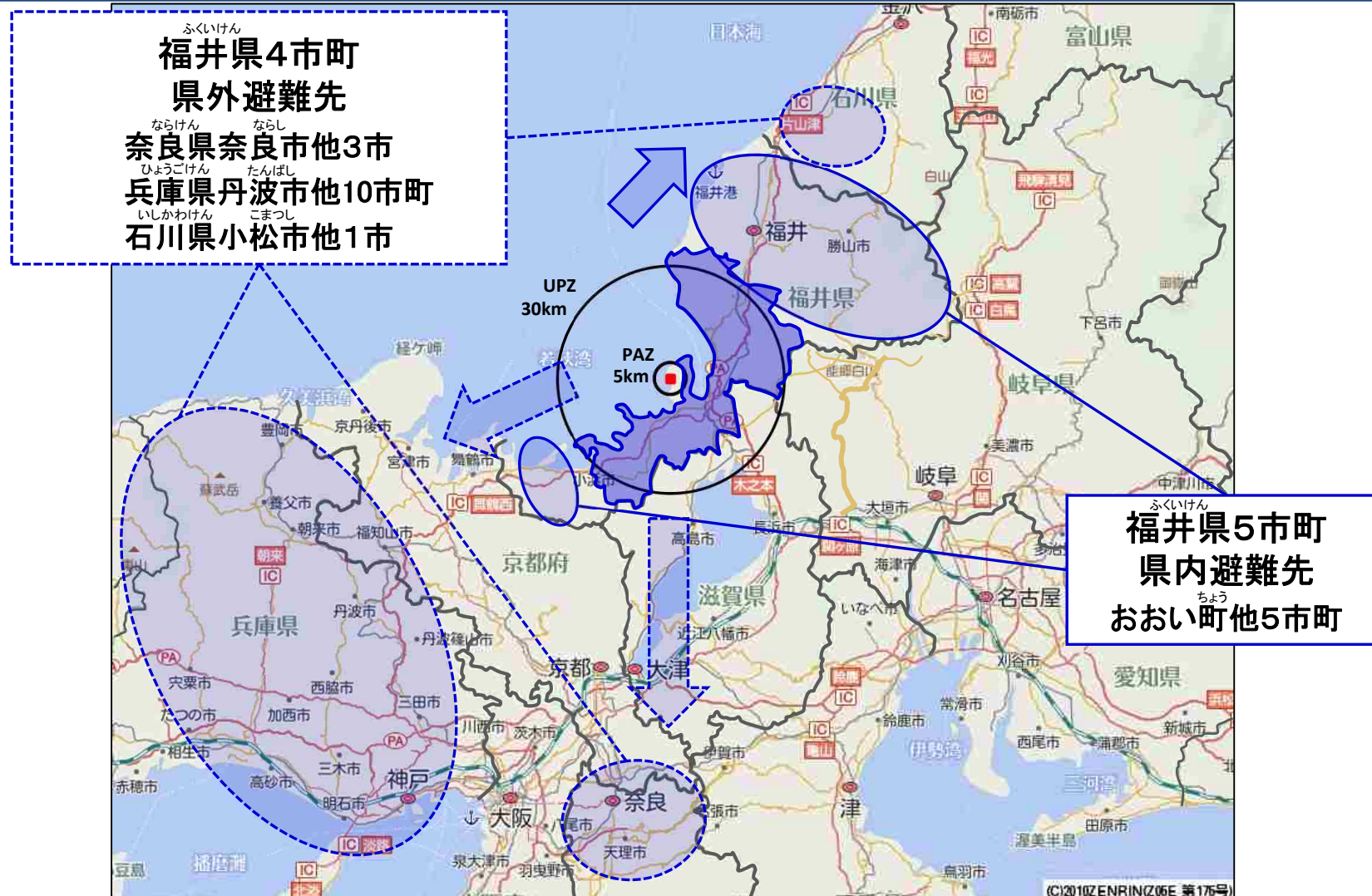
- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

県名	市町名	県内避難先	県外避難先	
福井県	美浜町	おおい町、〔大野市〕	—	—
	敦賀市	福井市	〔奈良県〕	〔奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市〕
	若狭町	—	兵庫県	〔丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町〕
	小浜市	—	兵庫県	〔姫路市、朝来市、豊岡市〕
	南越前町	永平寺町	—	—
	越前市	坂井市、あわら市	石川県	〔小松市、能美市〕
	越前町	坂井市	—	—
滋賀県	長浜市	長浜市内、草津市、甲賀市、東近江市	〔大阪府〕	〔おおさかし、さかいし、きしわだし、いずみおおつし、かいづかし、やおし、いずみさのし、とんだばやし、かわちながのし、まつぼらし、いずみし、かしわらし、はびきのし、たかいしし、ふじいでらし、ひがしおおさかし、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、せんなんし、おおさかさやまし、はんなんし、ただおかちようくまとりちようたじりちようみさきちようたいしちよう、かなんちよう、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、ちはやあかさかわら、千早赤阪村〕
	高島市	高島市内、大津市		〔おおさかし、とよなかし、いけだし、すいたし、たかつきし、もりぐちし、ひらかたし、いばらきし、ねやがわ、大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、だいとうし、みのおし、かどまし、せつし、しじょうなわてし、かたのし、しまもとちよう、とよのちよう、のせちよう、大東市、箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町〕
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町内、〔美濃市〕	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、（ ）内の避難先、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

UPZ内の福井県内各市町の避難先

- UPZ内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(奈良県・兵庫県・石川県)において避難先を確保。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



UPZ内の滋賀県長浜市及び高島市の避難先

- UPZ内にある滋賀県長浜市・高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入ができない場合は、大阪府又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



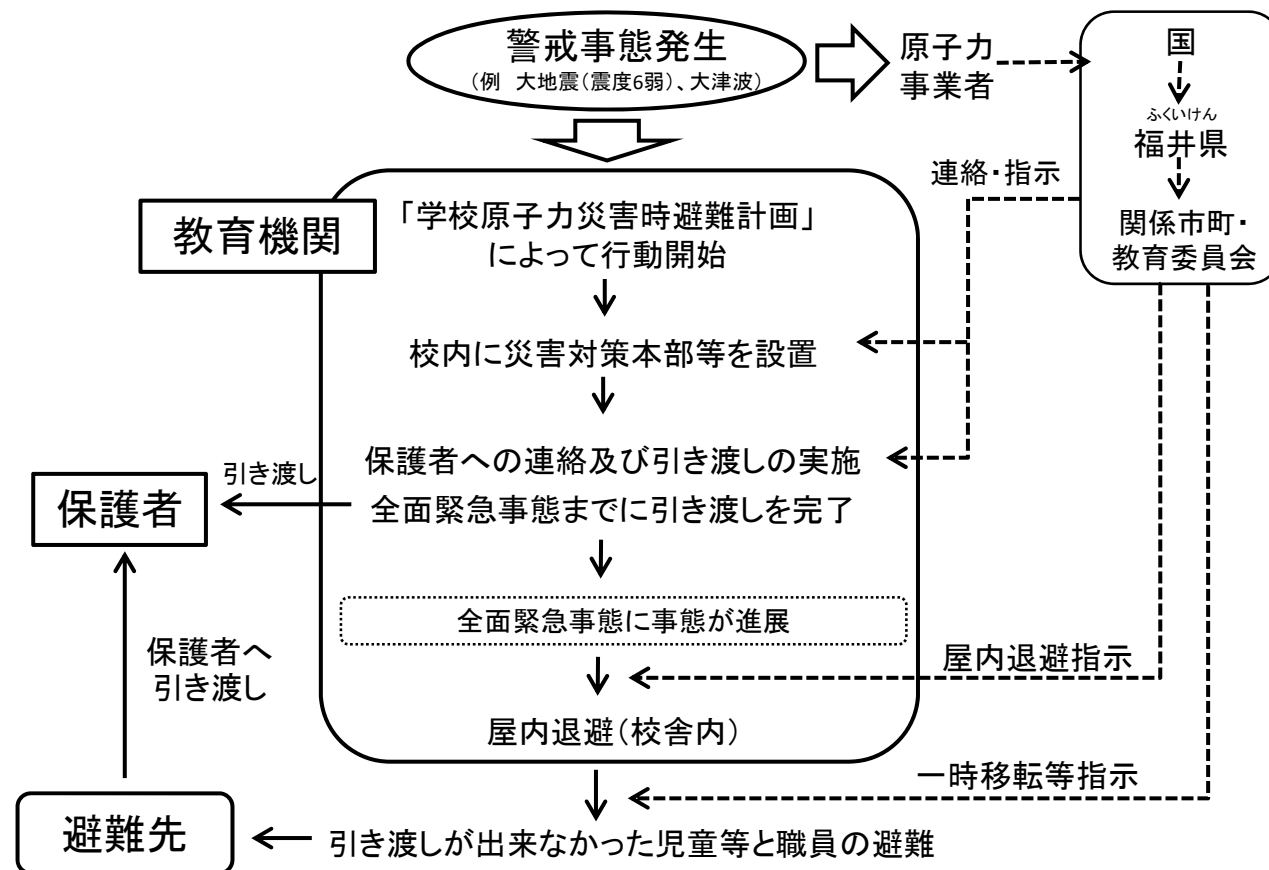
UPZ内の岐阜県揖斐川町の避難先

- UPZ内にある岐阜県揖斐川町の住民の避難先は、岐阜県内において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入ができない場合は、岐阜県において避難先の調整を行う。



福井県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

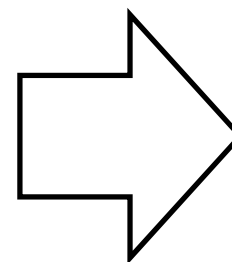
	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	107	7,812
小学校	63	11,700
中学校	26	6,233
高等学校	11	5,806
特別支援学校	3	333
大学・専門学校	8	2,134
合計	218	34,018

※ 令和2年4月1日時点

- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(102施設4,989人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		21	1,821
社会福祉施設	介護保険施設等	62	2,738
	障害福祉サービス事業所等	19	430
	小計	81	3,168
合計		102	4,989



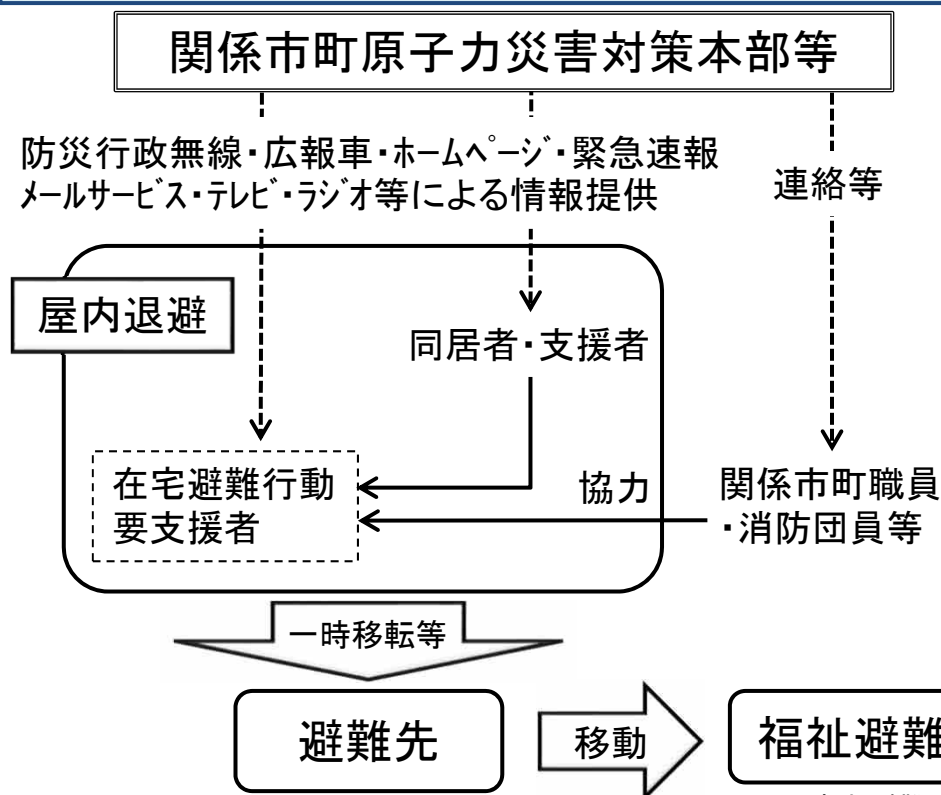
施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
21	1,821
155	2,738
27	430
182	3,168
203	4,989

※ 平成31年4月1日時点

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



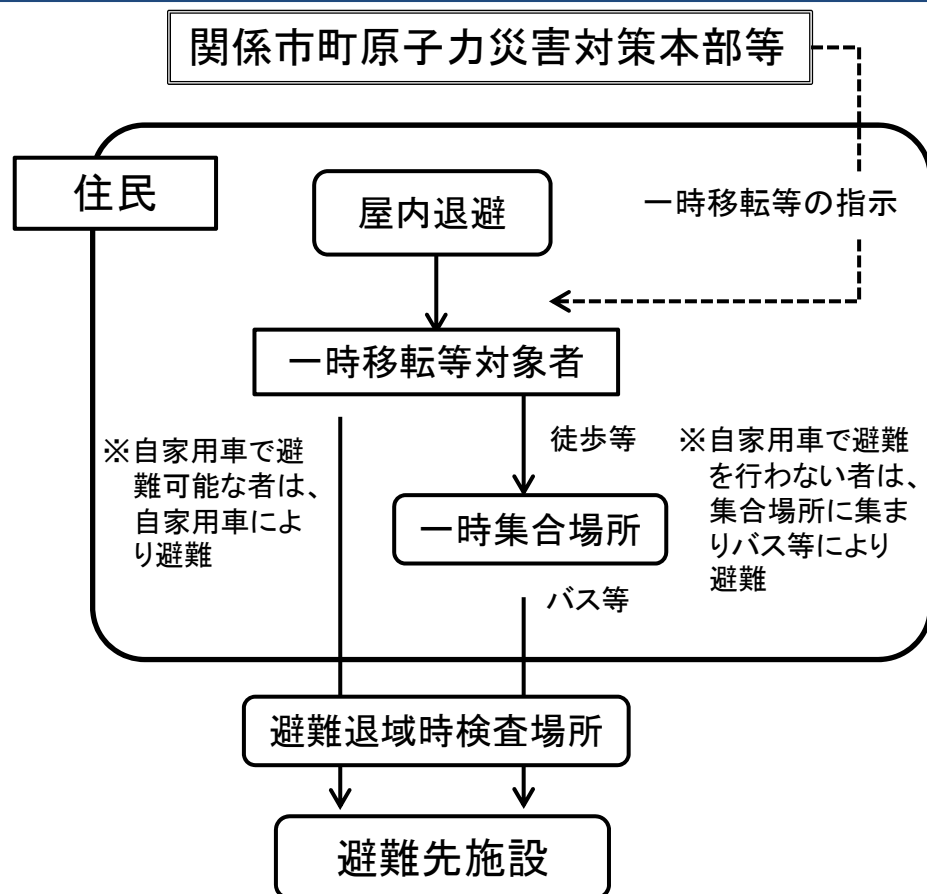
UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
みはまちよう 美浜町	1,031(1,031)
つるがし 敦賀市	3,260(568)
わかさちよう 若狭町	72(72)
おぼまし 小浜市	771(771)
みなみえちぜんちよう 南越前町	851(561)
えちぜんし 越前市	1,039(755)
えちぜんちよう 越前町	1,455(1,455)
合計	8,479(5,213)

※ ()内は支援者有り
※ 令和2年4月1日現在

※県内福祉避難所数(避難対象7市町を除く):154施設

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車又は県が確保するバス等により避難。



<UPZ内市町の避難先>

※ 令和2年4月1日時点

市町名	県内避難先	県外避難先	
みはまちょう 美浜町 8,537人	ちよう おおのし おおい町、〔大野市〕	-	-
つるがし 敦賀市 65,060人	ふくいし 福井市	〔ならけん 奈良県〕	〔ならし やまとこおりやまし 奈良市、大和郡山市、 てんりし いこまし 天理市、生駒市〕
わかさちょう 若狭町 14,559人	-	ひようごけん 兵庫県	〔たんばし たんばさきやまし 丹波市、丹波篠山市、 みきし かどうし おのし 三木市、加東市、小野市、 にしわきし かさいし たかちよう 西脇市、加西市、多可町〕
おばまし 小浜市 24,877人	-	ひようごけん 兵庫県	〔ひめじし あさごし とよおかし 姫路市、朝来市、豊岡市〕
みなみえちぜんちょう 南越前町 10,407人	えいへいじちょう 永平寺町	-	-
えちぜんし 越前市 82,363人	さかいし あわらし 坂井市、あわらし	いしかわけん 石川県	〔こまつし のみし 小松市、能美市〕
えちぜんちょう 越前町 21,218人	さかいし 坂井市	-	-

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、同一県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

大野市ルート

【主な避難経路①】

- ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井北IC→中部縦貫自動車道
- ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井IC→国道158号

【主な避難経路②】

- ・ 若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井IC→国道158号
- ・ 若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道

おおい町ルート

【主な避難経路①】
国道27号(→国道162号)

【広域避難先①(県内避難)】

- おおい町
- <美浜東地区>
おおい町立佐分利小学校、他2か所
- <美浜中央地区>
里山文化交流センター、他3か所
- <美浜西地区>
おおい町総合町民体育館、他1か所

おおい町ルート

【主な避難経路②】

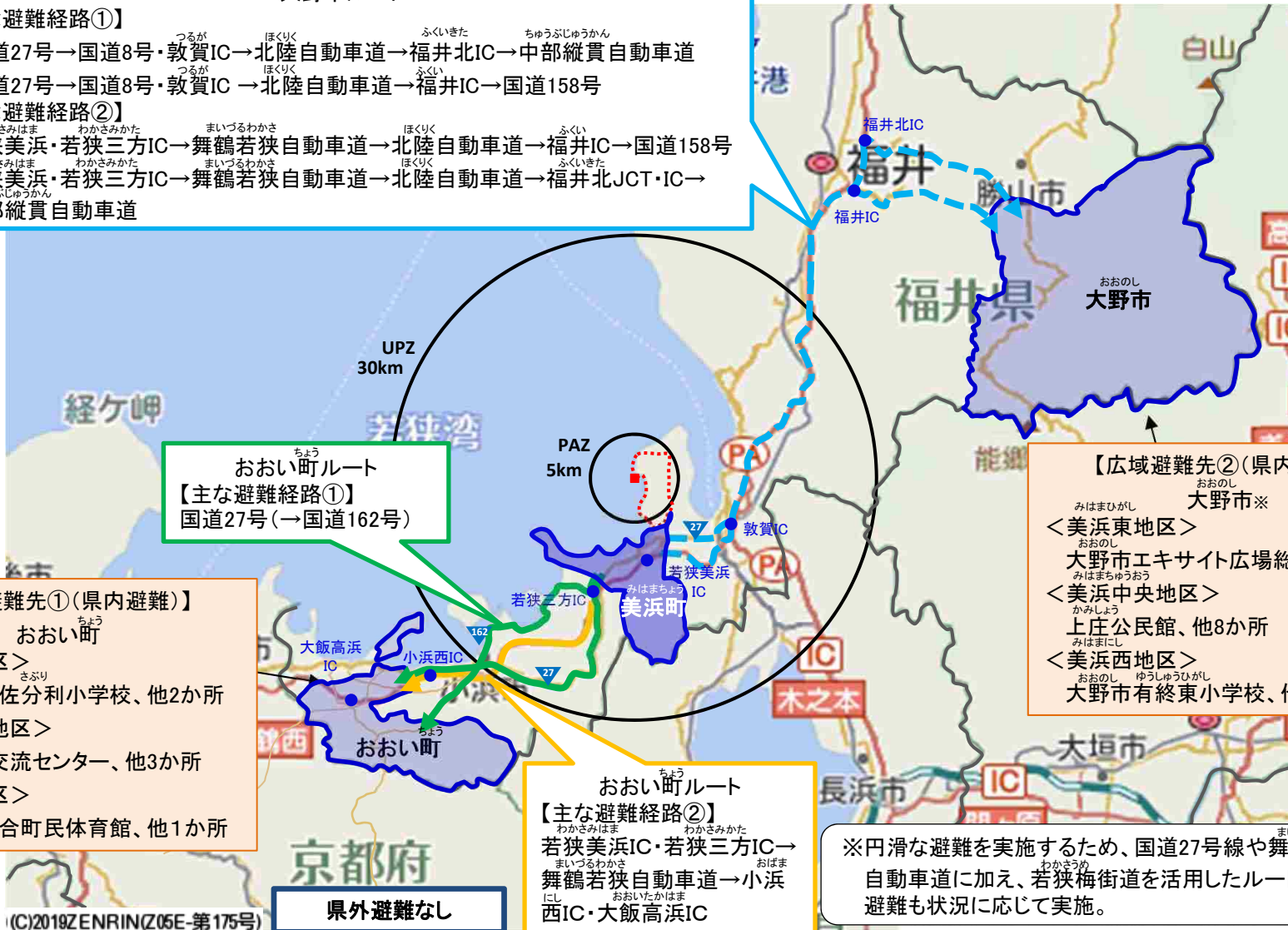
- 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大飯高浜IC

【広域避難先②(県内避難)】

- 大野市※
- <美浜東地区>
大野市エキサイト広場総合体育施設
- <美浜中央地区>
上庄公民館、他8か所
- <美浜西地区>
大野市有終東小学校、他2か所

※おおい町に避難できない場合の避難先。

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



➤ 地域毎にあらかじめ県内又は県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

奈良県※

<西浦、常宮、杵見、松原地区>

生駒市(生駒市コミュニティセンター、
他23か所)

<赤崎、敦賀北、東浦、咸新地区>

天理市(天理市立東部公民館、
他33か所)

<栗野、栗野南、黒河、敦賀西、敦賀南、中郷地区>

奈良市(奈良市立平城東中学校、
他160か所)

<中央地区>

大和郡山市(大和郡山市南部公民館、
他26か所)

【広域避難先(県内避難)】

福井市

<西浦、常宮地区>

福井市立羽生小学校、他1か所

<赤崎地区>

福井市芦見生涯教育施設

<栗野地区>

福井市松本公民館、他15か所

<栗野南地区>

福井市立明倫中学校、他7か所

<杵見地区>

福井県立高志高等学校

<黒河地区>

福井市美山啓明小学校、他7か所

<中央地区>

福井市東藤島小学校、他12か所

<敦賀北地区>

福井市川西中学校、他15か所

<敦賀西地区>

福井市清水北小学校、他11か所

<敦賀南地区>

福井市西藤島小学校、他14か所

<中郷地区>

福井県立藤島高等学校、他14か所

<東浦地区>

福井市東体育館

<松原地区>

福井市社中学校、他14か所

<咸新地区>

福井市本郷小学校、他7か所

【主な避難経路⑤】

国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→
国道161号→国道1号→阪神8号京線→第二京阪
自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号

県外避難

【主な避難経路④】

敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス
→第二京阪自動車道→交野北IC→国道1号→国道168号→国道163号

【主な避難経路①】

国道8号

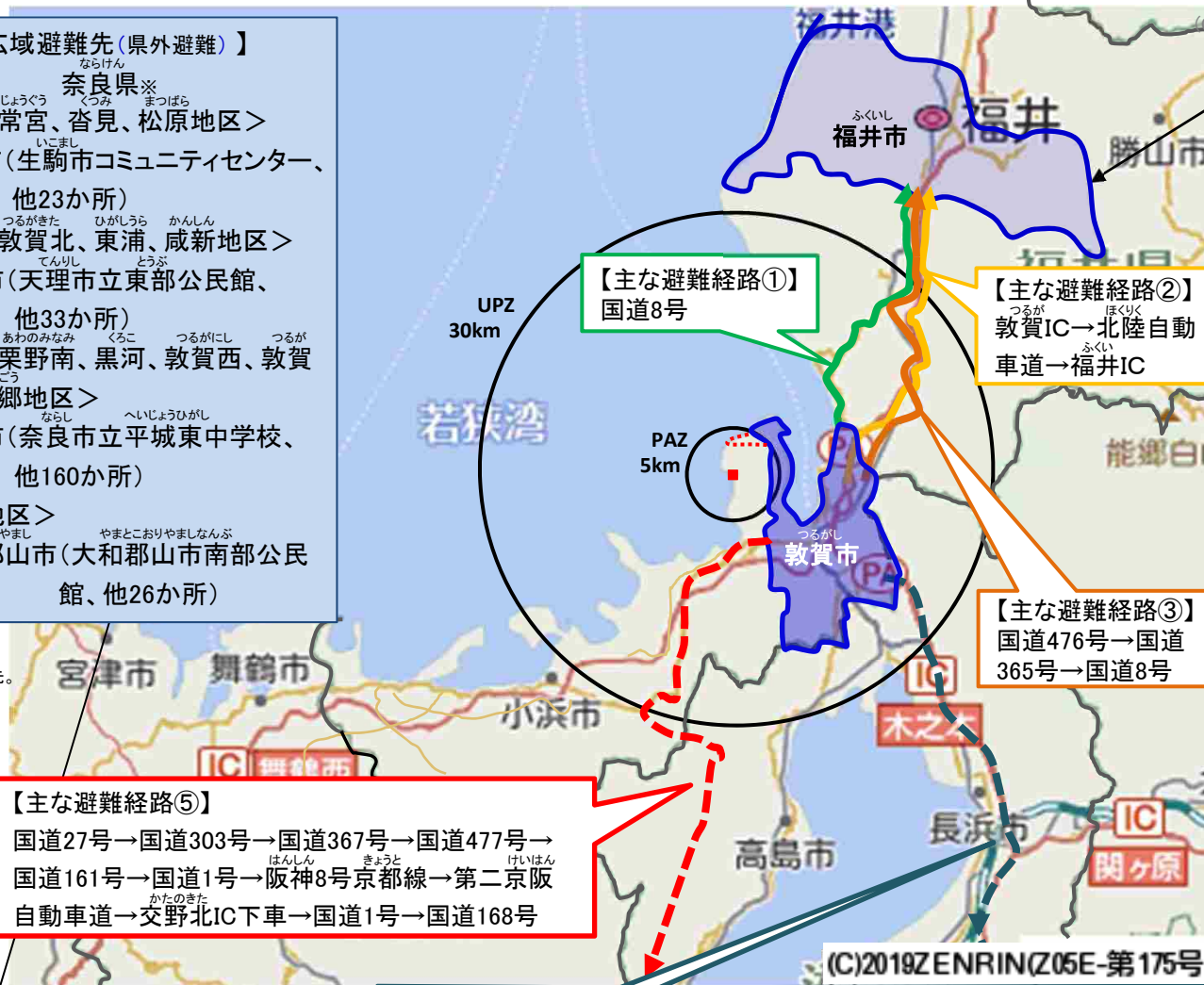
【主な避難経路②】

敦賀IC→北陸自動車道→福井IC

【主な避難経路③】

国道476号→国道365号→国道8号

※福井市に避難できない場合の避難先。



(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号)

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

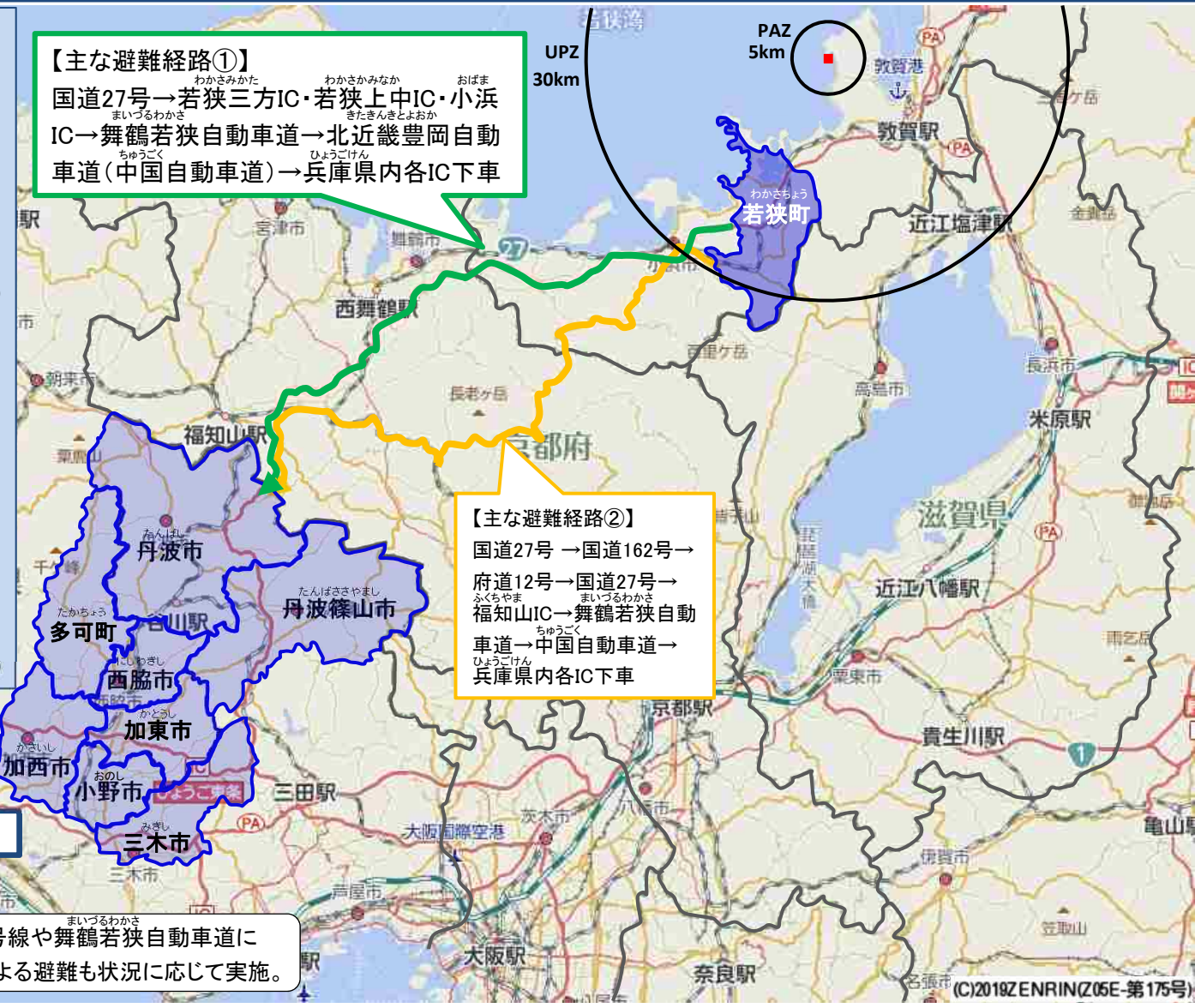
- 【広域避難先(県外避難)】
ひょうごけん 兵庫県
- <みそみ、明倫地区>
みきし くちよかわちょう
三木市(口吉川町公民館、他13か所)
 - <三方地区>
みかた たんばささやまし ささやま
丹波篠山市(篠山総合スポーツセンター、他5か所)
 - かとうし
加東市(やしろ国際学習塾)
 - きやま うめのさと みさき
<気山、梅の里、岬地区>
たんばし さんなん
丹波市(山南農業者等体育施設、他6か所)
 - <鳥羽地区>
にしわかし
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
 - <瓜生地区>
かさいし
加西市(市民会館、他8か所)
 - <熊川地区>
たかちやう
多可町(文化会館、他3か所)
 - <三宅地区>
かとうし たきの
加東市(滝野総合公園体育館)
 - おのし
小野市(コミュニティーセンター下東条、他1か所)
 - <野木地区>
おのし ひょうごけん おの
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)

【主な避難経路①】
わかさみかた わかさかみなか おぼま
国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道(中国自動車道)→兵庫県内各IC下車

【主な避難経路②】
国道27号→国道162号→府道12号→国道27号→ふくちやま まいづつわかさ
福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→兵庫県内各IC下車

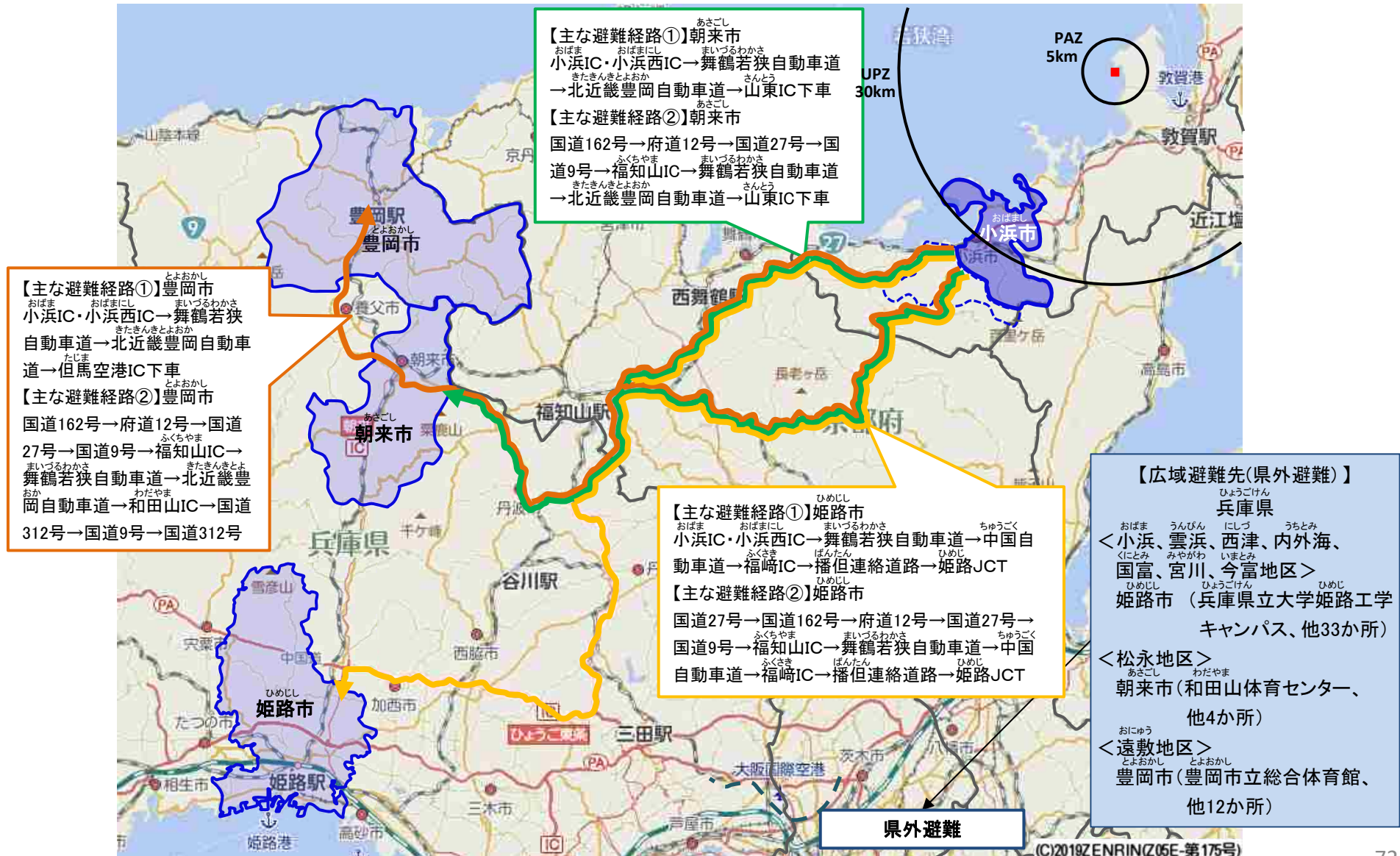
県外避難

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

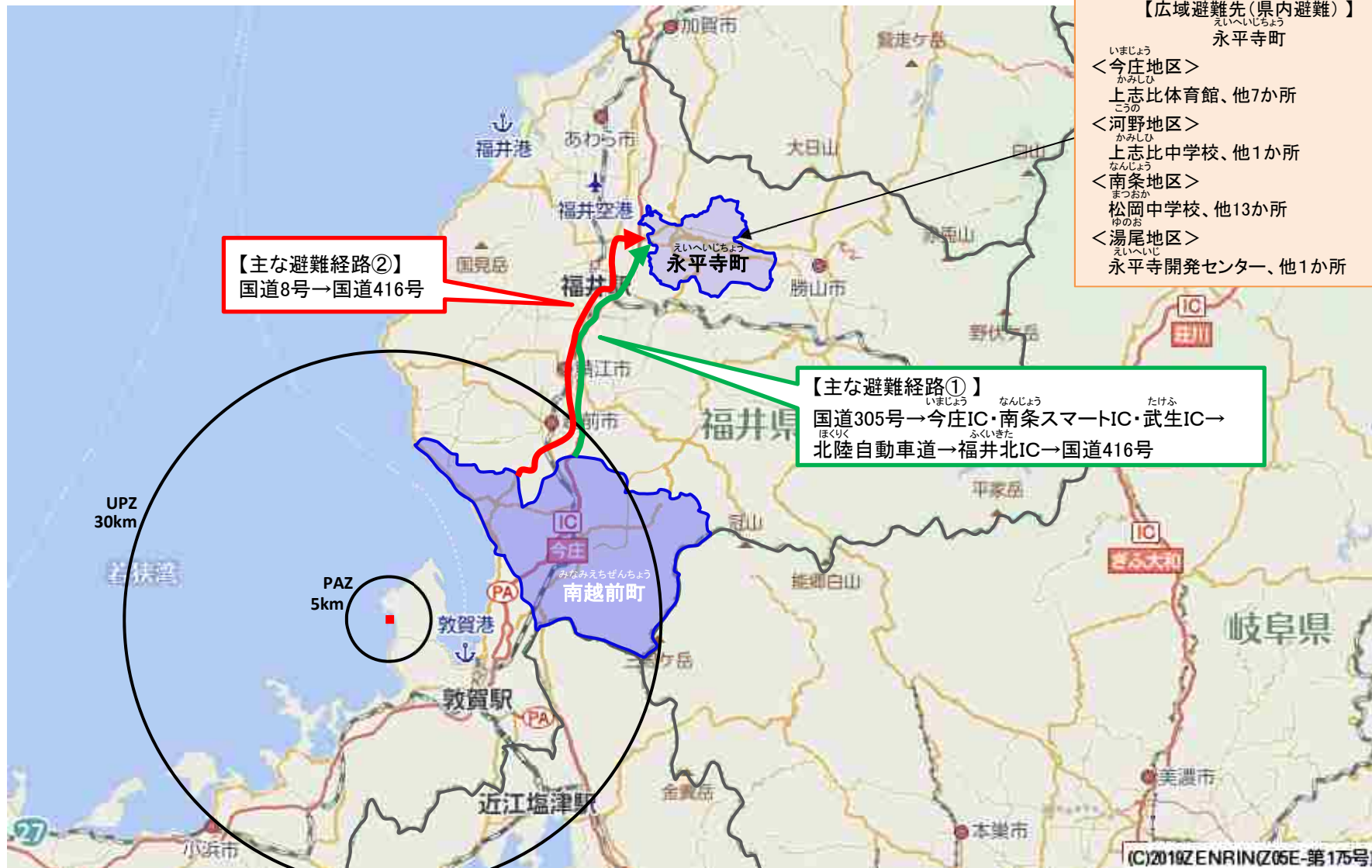


お ば ま し 小浜市におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



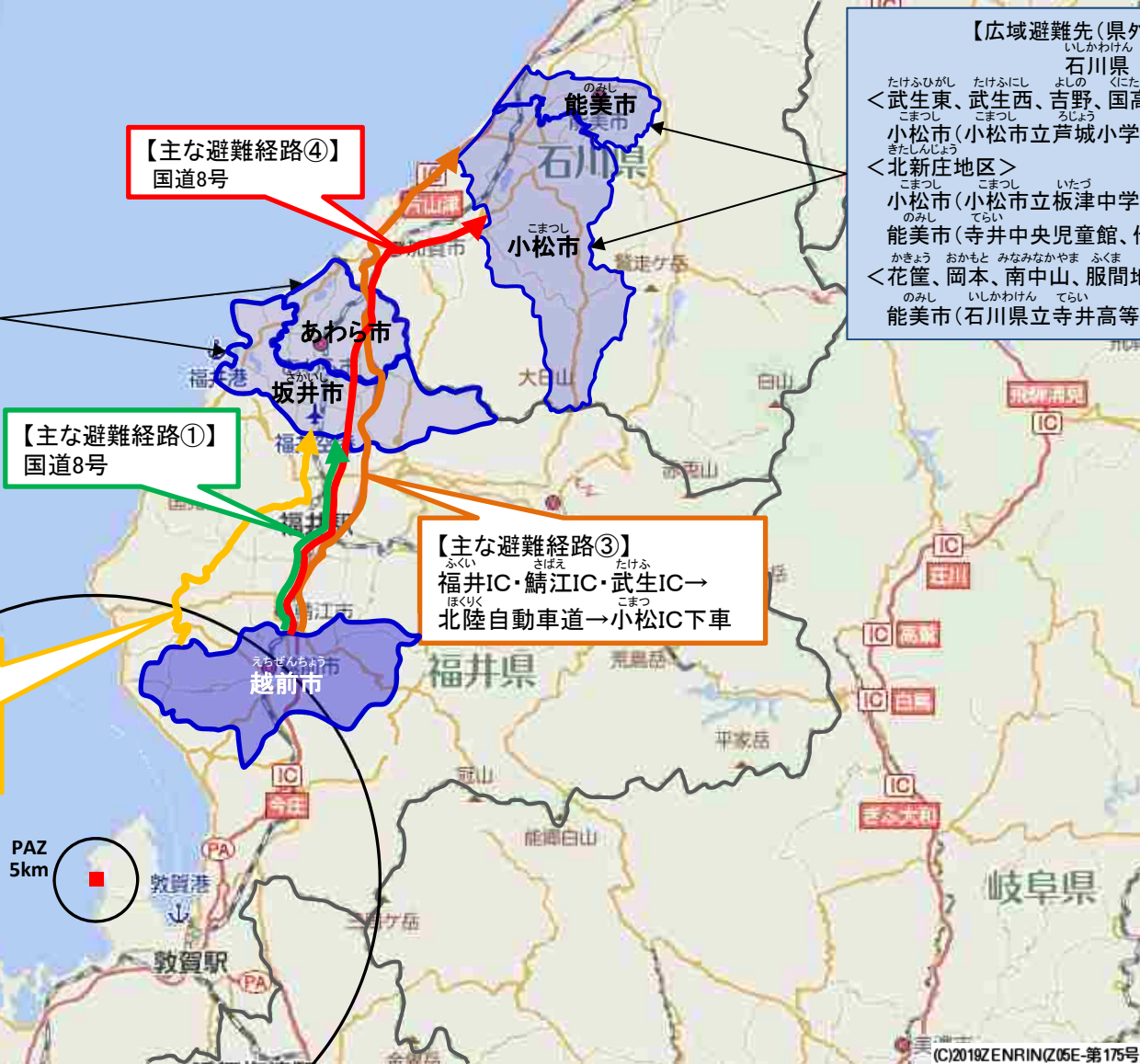
➤ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 【広域避難先(県内避難)】
さかいし
坂井市、あわら市
- かみやま
＜神山地区＞
さかいし はるえ
坂井市春江女性の家、他1か所
 - ＜大虫地区＞
はるえ
春江B&G海洋センター、他9か所
 - ＜坂口地区＞
さかいし
坂井市ゆりの里公園
 - ＜王子保地区＞
あうしお
文化の森・YURI文化情報交流館、
他3か所
 - ＜白山地区＞
しらやま
さかいし おおしし
坂井市立大石小学校、他3か所
 - ＜武生南地区＞
たけふ
まるあからょう
丸岡町総合福祉保健センター
他12か所
 - ＜北日野地区＞
きたひの
ふくいけん かなづ
福井県立金津高等学校、他9か所

- 【主な避難経路②】
- ふくいのおもりの
県道福井大森河野線(県道3号)→
 - ふくいしかうら
県道福井四ヶ浦線(県道6号)→
 - ふくいかが
県道福井加賀線(県道5号)



- 【広域避難先(県外避難)】
いしかわけん
石川県
- たけふひがし たけふにし よしの くたか あじまの
＜武生東、武生西、吉野、国高、味真野地区＞
こまつし
小松市(小松市立芦城小学校、他57か所)
 - きたしんじょう
＜北新庄地区＞
こまつし こまつし いたづ
小松市(小松市立板津中学校)
 - のみし てらい
能美市(寺井中央児童館、他3か所)
 - かきょう おかもと みなみなかやま ふくま
＜花筐、岡本、南中山、服間地区＞
のみし いしかわけん てらい
能美市(石川県立寺井高等学校、他18か所)

UPZ 30km

PAZ 5km

- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

ふくいけん

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

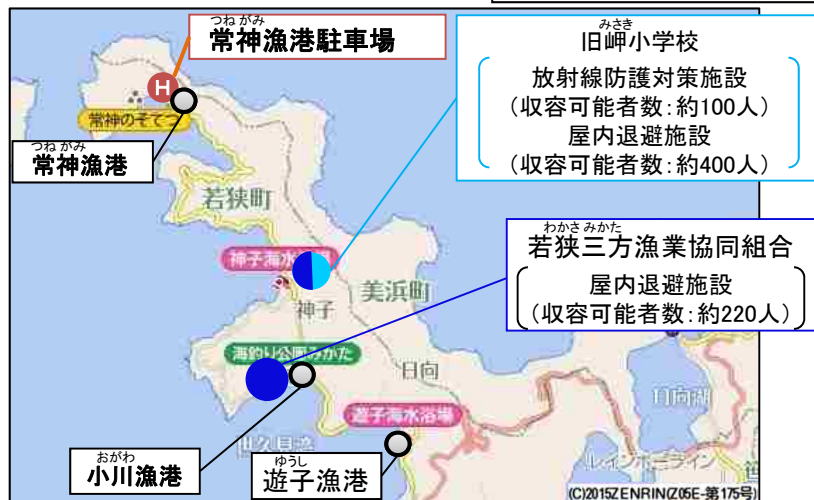
＜UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所＞

半島部	該当地区名	整備場所
敦賀半島	敦賀市西浦地区等	敦賀原子力館グラウンド
常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
内外海半島	小浜市内外海地区	泊区内場外離発着場

半島部(例) 若狭町常神半島

＜凡例＞

- : 放射線防護対策施設(収容可能者数)
- : 放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
- H : ヘリポート適地等
- : 漁港

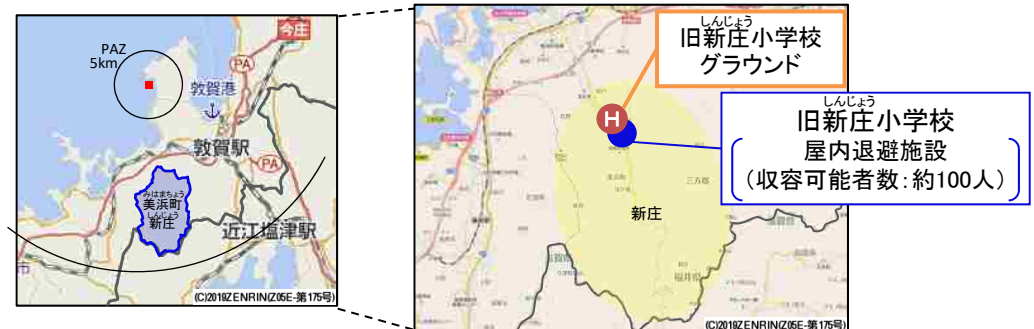


※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。

＜UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所＞

中山間地域	該当集落名	整備場所	
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド	
敦賀市	咸新地区	谷	咸新小学校グラウンド
	中郷地区	奥麻生	愛発公民館
	黒河地区	山	黒河小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド	
越前市王子保地区	瓜生野町、森久町	武生第六中学校グラウンド	
越前町	常磐地区	頭谷	常磐小学校グラウンド
	糸生地区	小川、真木	糸生小学校グラウンド

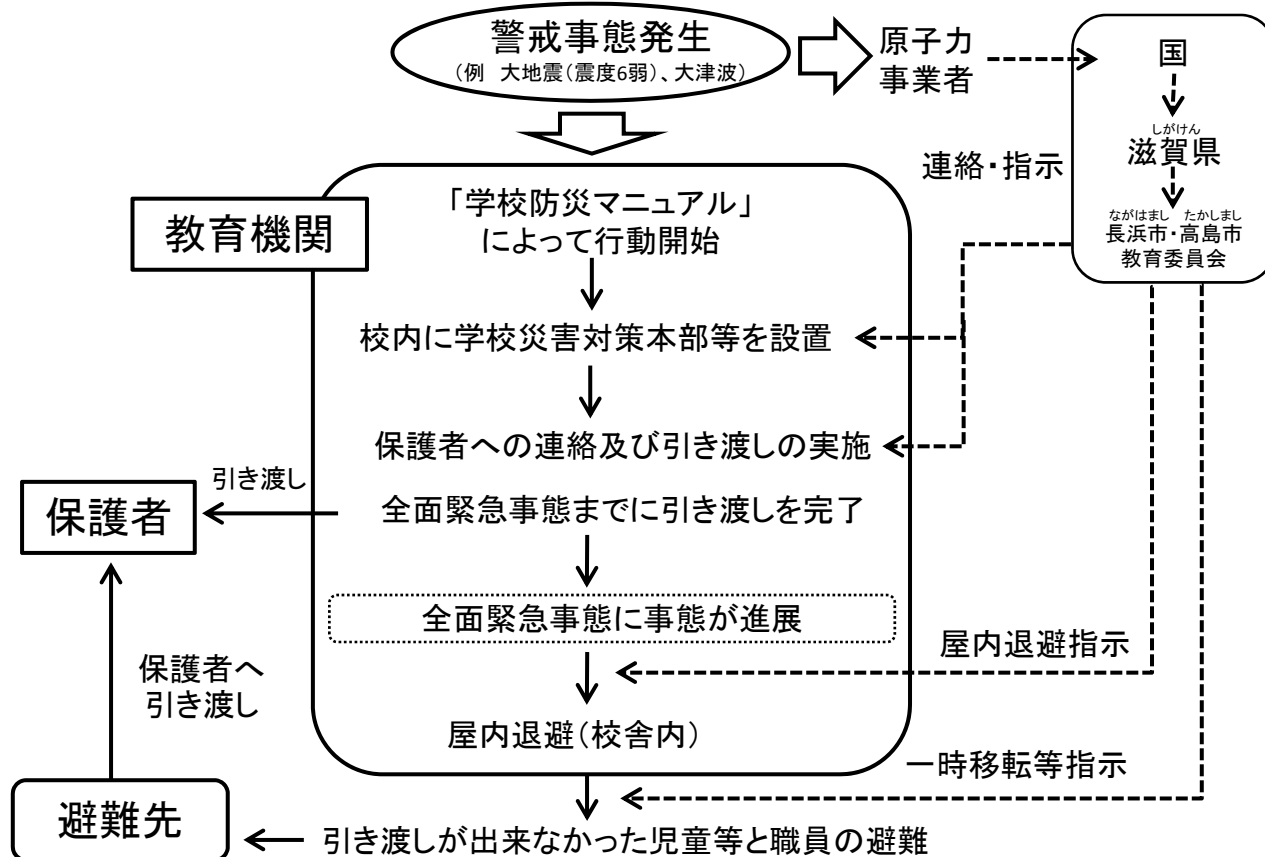
中山間地域(例) 美浜町新庄地区



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は長浜市・高島市災害対策本部や長浜市・高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	26	1,851
小学校	18	2,259
中学校	8	1,235
高等学校	2	888
特別支援学校	0	0
合計	54	6,233

※令和2年4月1日時点

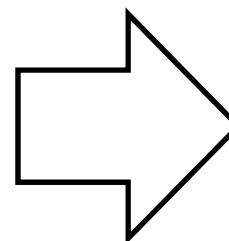
- しがけん 滋賀県では、UPZ内にある医療機関、社会福祉施設(29施設1,217人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、しがけん 滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計47施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、しがけん 滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	263
社会福祉施設	介護保険施設等	18	492
	障害福祉サービス事業所等	6	102
	救護施設	2	360
	小計	26	954
合計		29	1,217

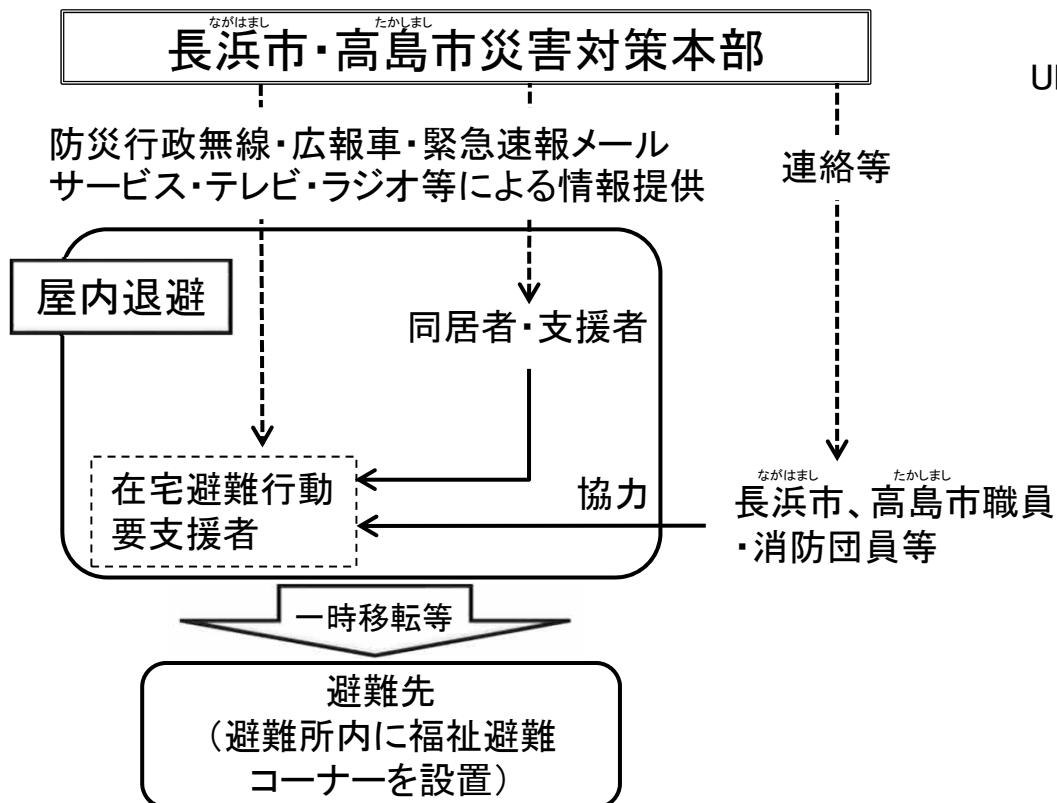
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
11	950
23	1,314
13	411
3	360
39	2,085
50	3,035



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

- 長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町名	UPZ内(人)
ながはまし 長浜市	537(360)
たかしまし 高島市	814(814)
合計	1,351(1,174)

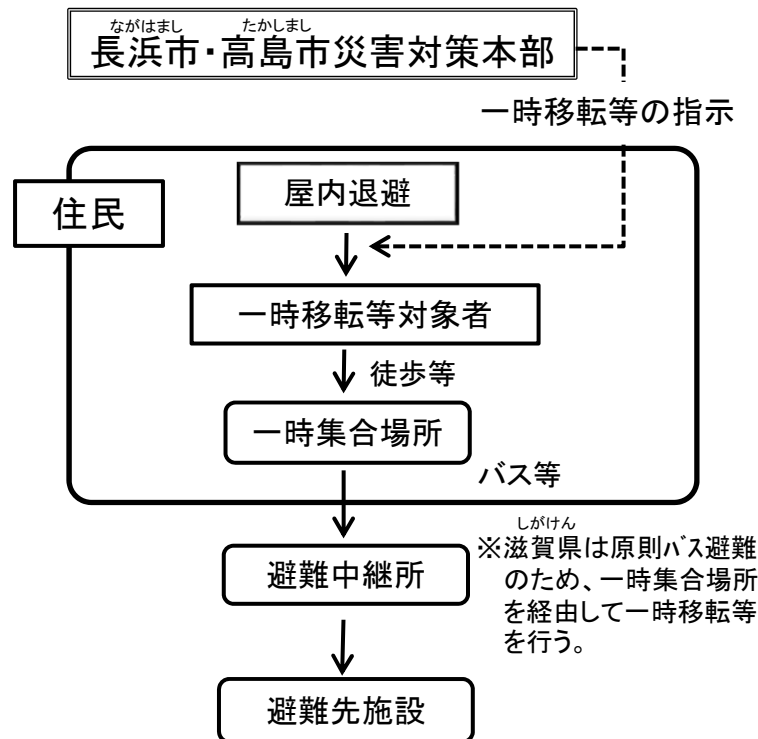
※1 ()内は支援者有り
※2 令和2年4月1日現在

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- ^{しがけん}滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

<UPZ内市町の避難先>

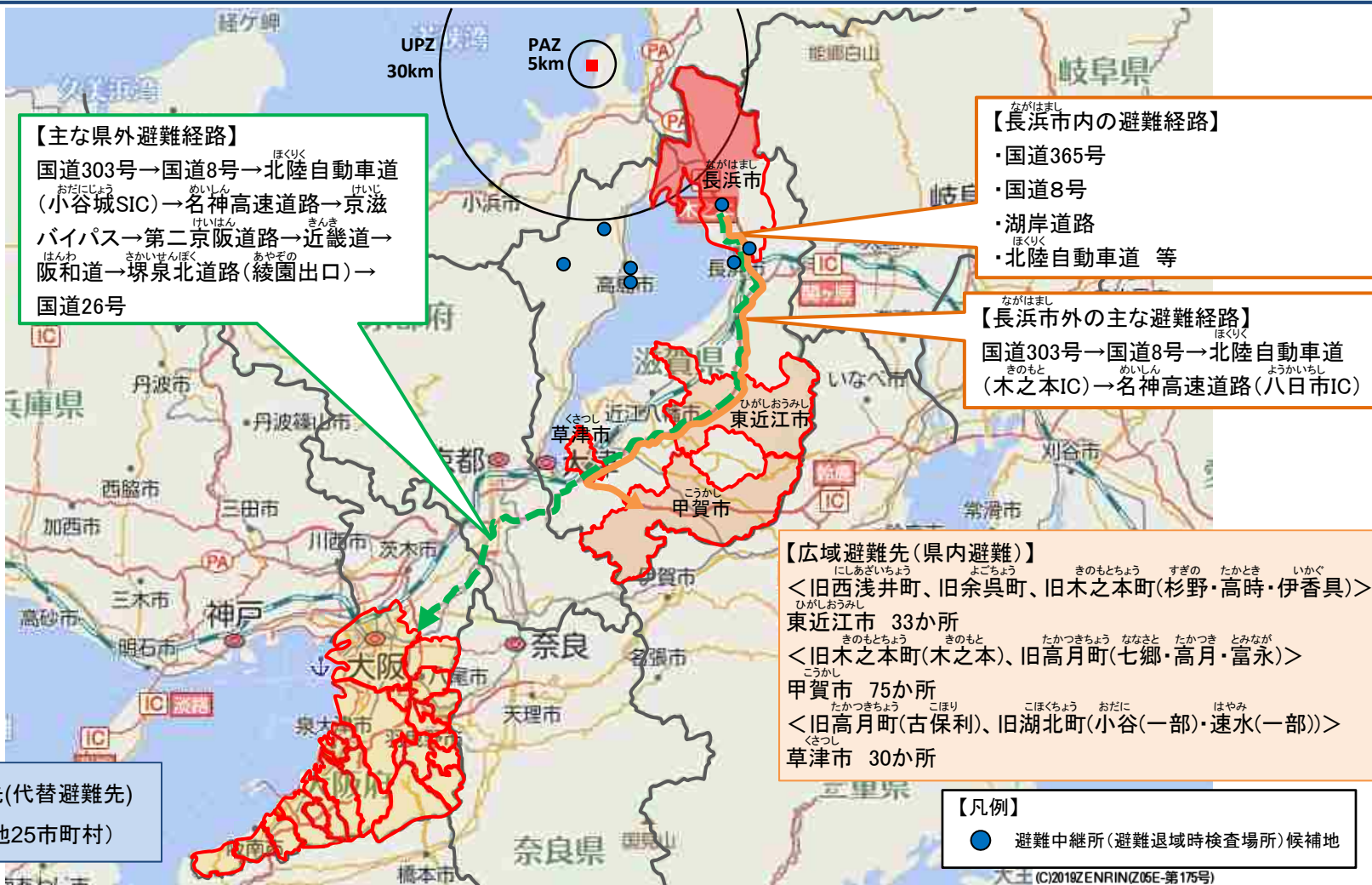
※令和2年4月1日時点



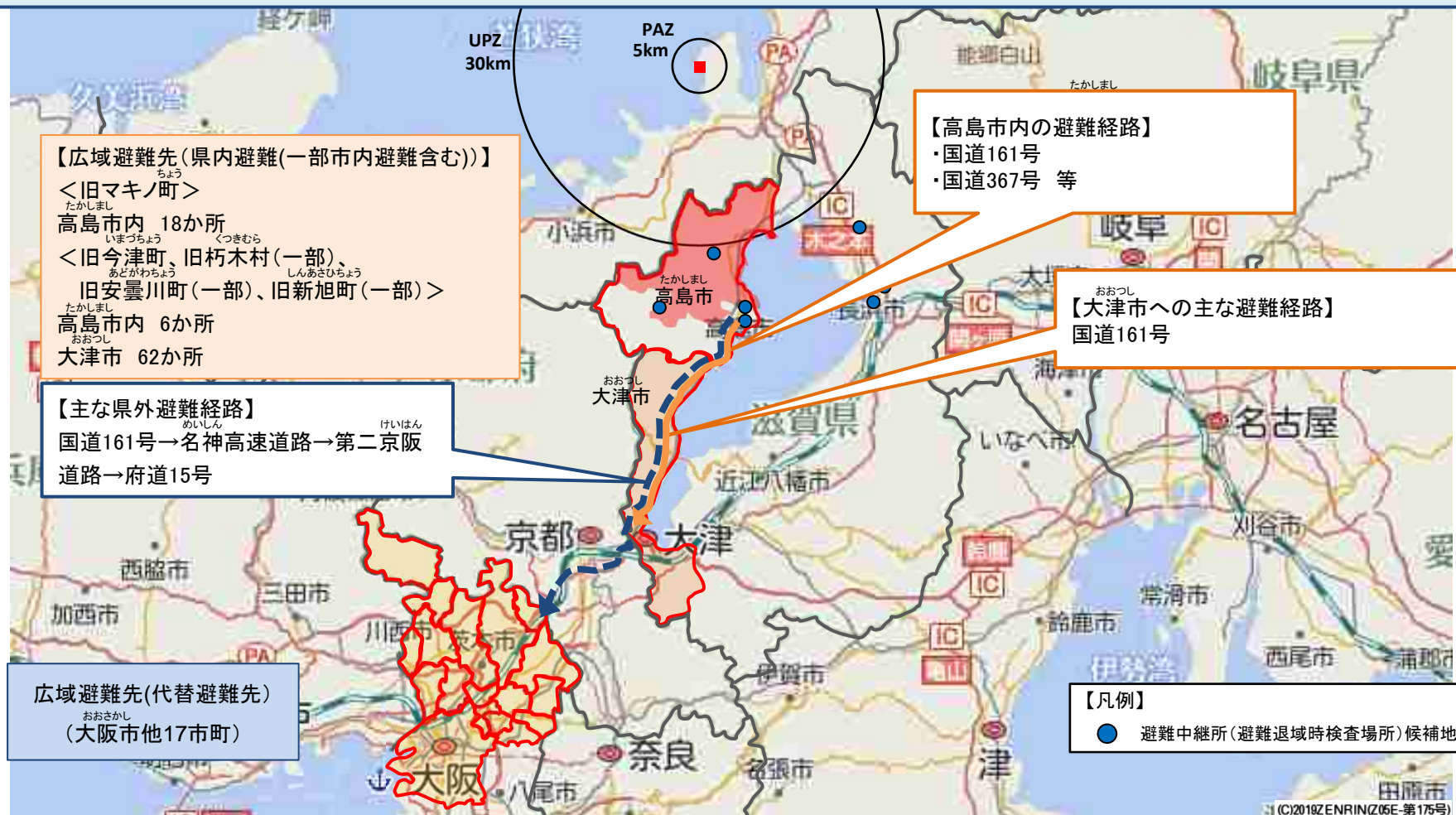
市町名	県内避難先	県外避難先
ながはまし 長浜市 (23, 750人)	ながはまし 長浜市内 くさつし 草津市 こうかし 甲賀市 ひがしおうみし 東近江市	おおさかし さかいし きしわだし いずみおおつし かいづかし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 やおし いずみさのし とんだぼやしし かわちながのし 八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 ふじいでらし ひがしおおさかし せんなんし おおさかやまし 藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、 はんなんし ただおかちよう くまとりちよう たじりちよう みさきちよう 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 たいしちよう かなんちよう ちはやあかさかむら 太子町、河南町、千早赤阪村
たかしまし 高島市 (27, 224人)	たかしまし 高島市内 おおつし 大津市	おおさかし とよなかし いけだし すいたし たかつきし 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 もりぐちし ひらかたし いばらきし ねやがやし だいとうし 守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、 みのおし かどまし せつし しじょうなわてし かのし 箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、 しまもとちよう とよのちよう のせちよう 島本町、豊能町、能勢町

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、^{おおさかふ}大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

- 滋賀県及び長浜市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



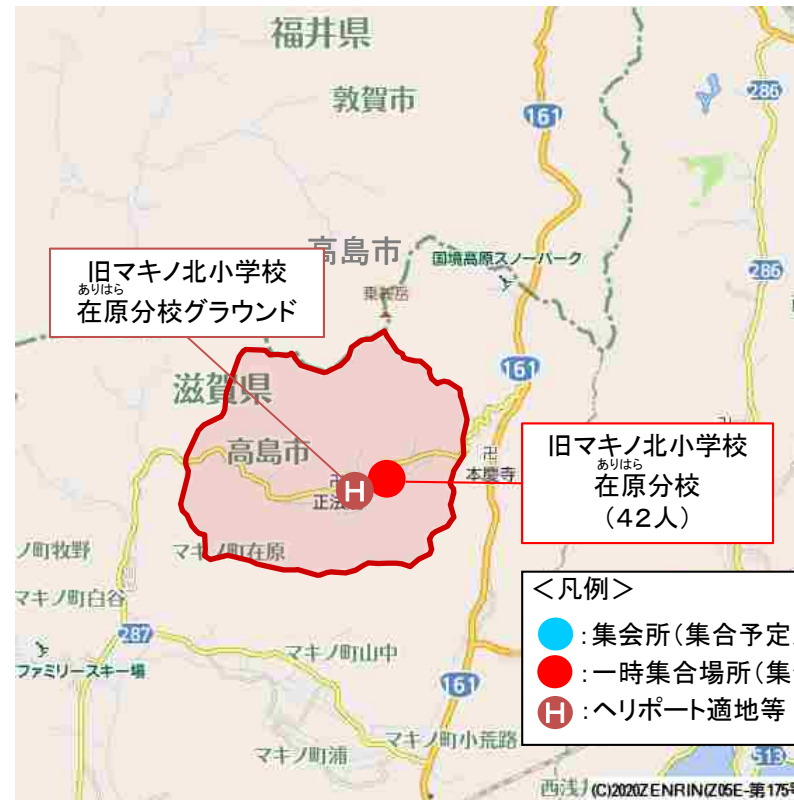
自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

しがけん

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

ながはまし よごちよう なかのかわち
例：長浜市余呉町中河内

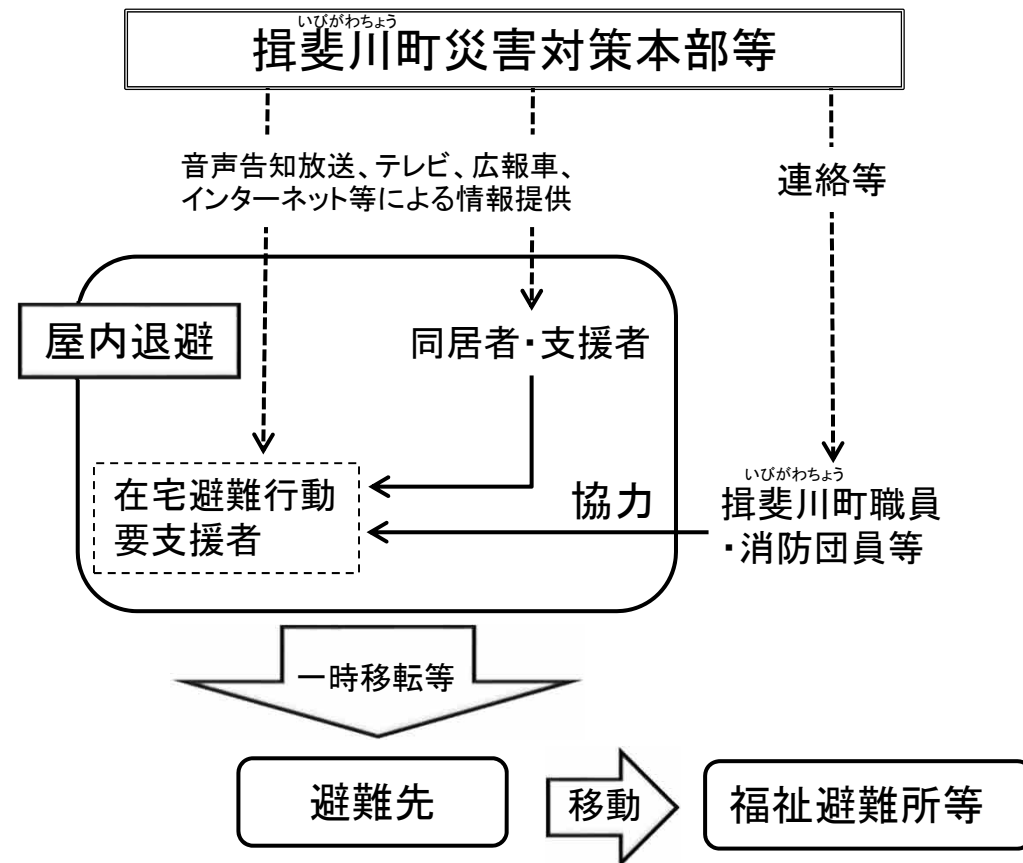
たかしまし ちようありはら
例：高島市マキノ町在原



<凡例>
 ● : 集会所 (集合予定人数)
 ● : 一時集合場所 (集合予定人数)
 H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

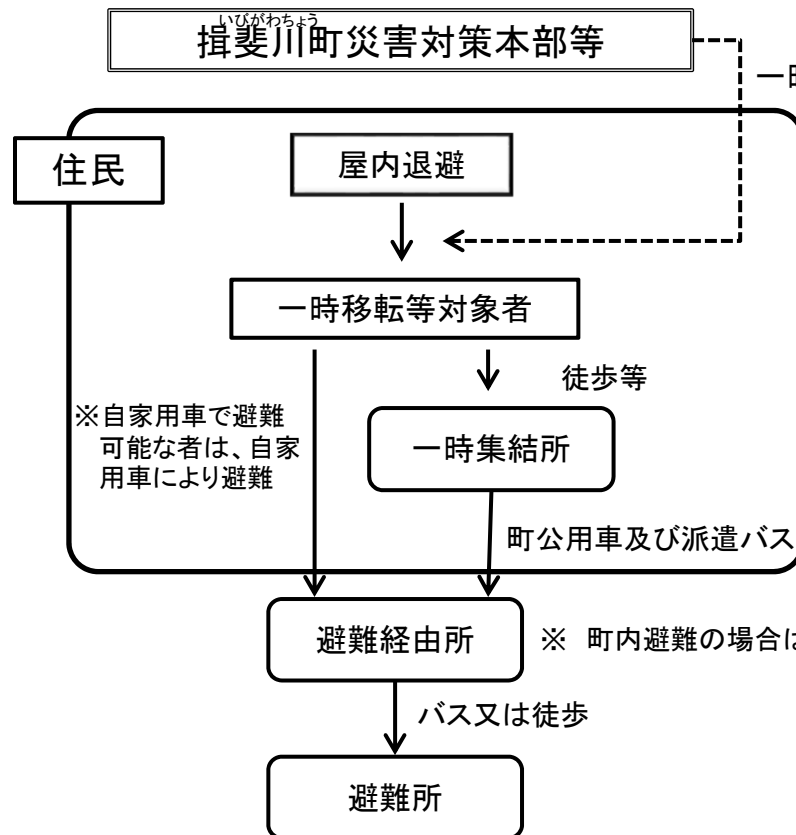


UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

町名	UPZ内(人)
揖斐川町	7(7)

※1 ()内は支援者あり
※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車で行うが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



<UPZ内の避難先>

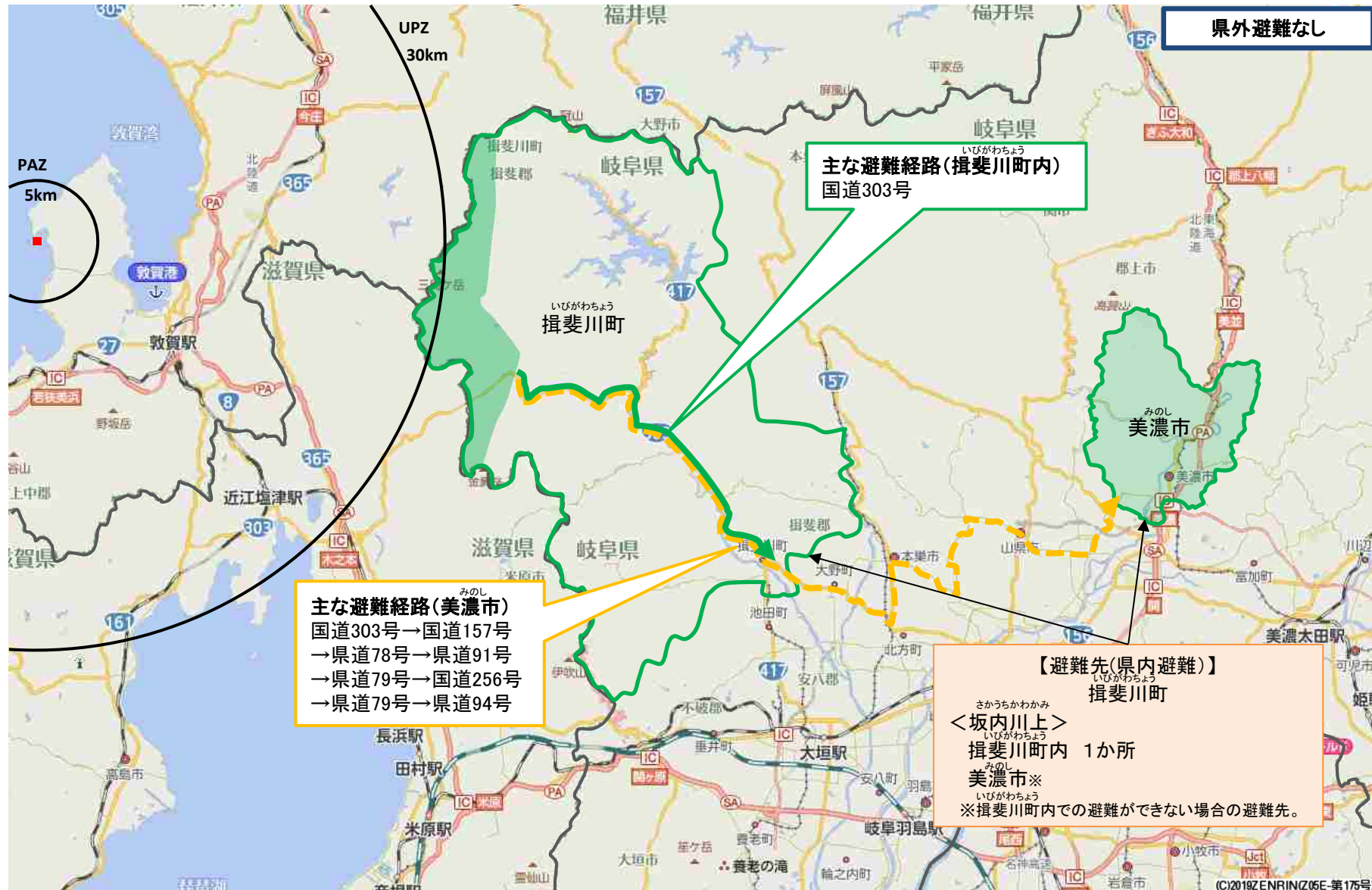
※ 令和2年4月1日時点

町名	県内避難先	県外避難先	
いびがわちよう 揖斐川町 49人	いびがわちよう 揖斐川町内・(美濃市)	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

いびがわちょう
揖斐川町におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

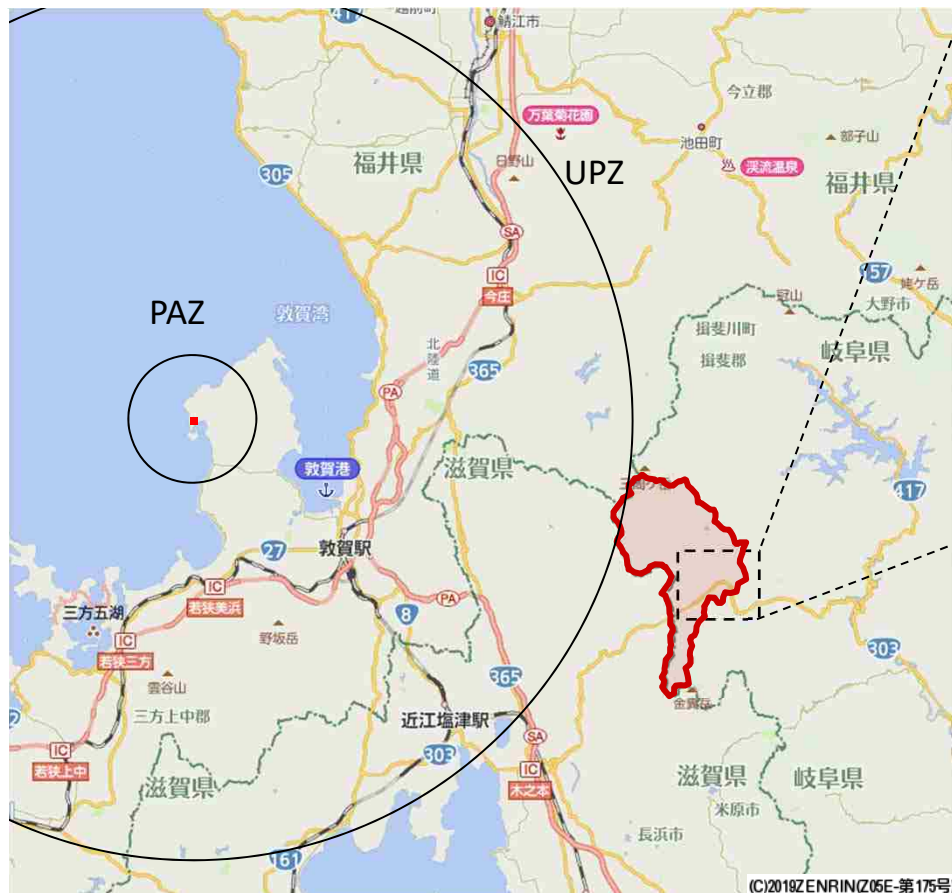


自然災害等により孤立した場合の対応（岐阜県）

ぎふけん

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

さかうち かわかみ
中山間地域 坂内川上地区

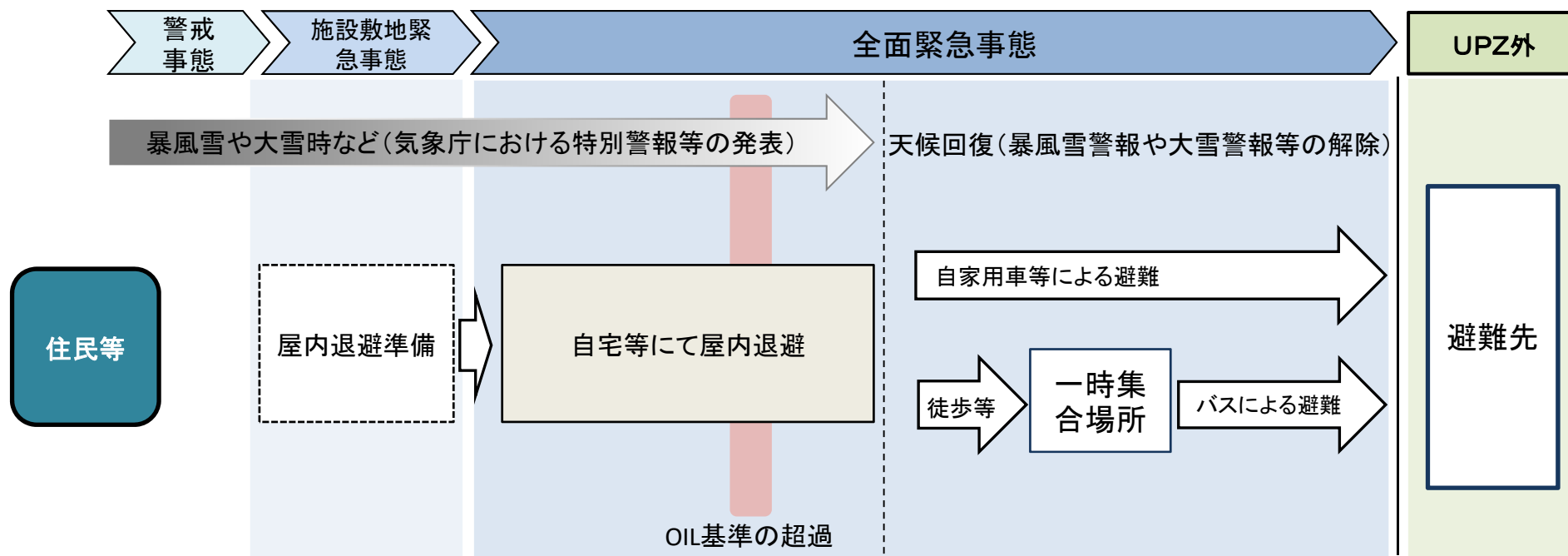


<凡例>
● : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)
H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

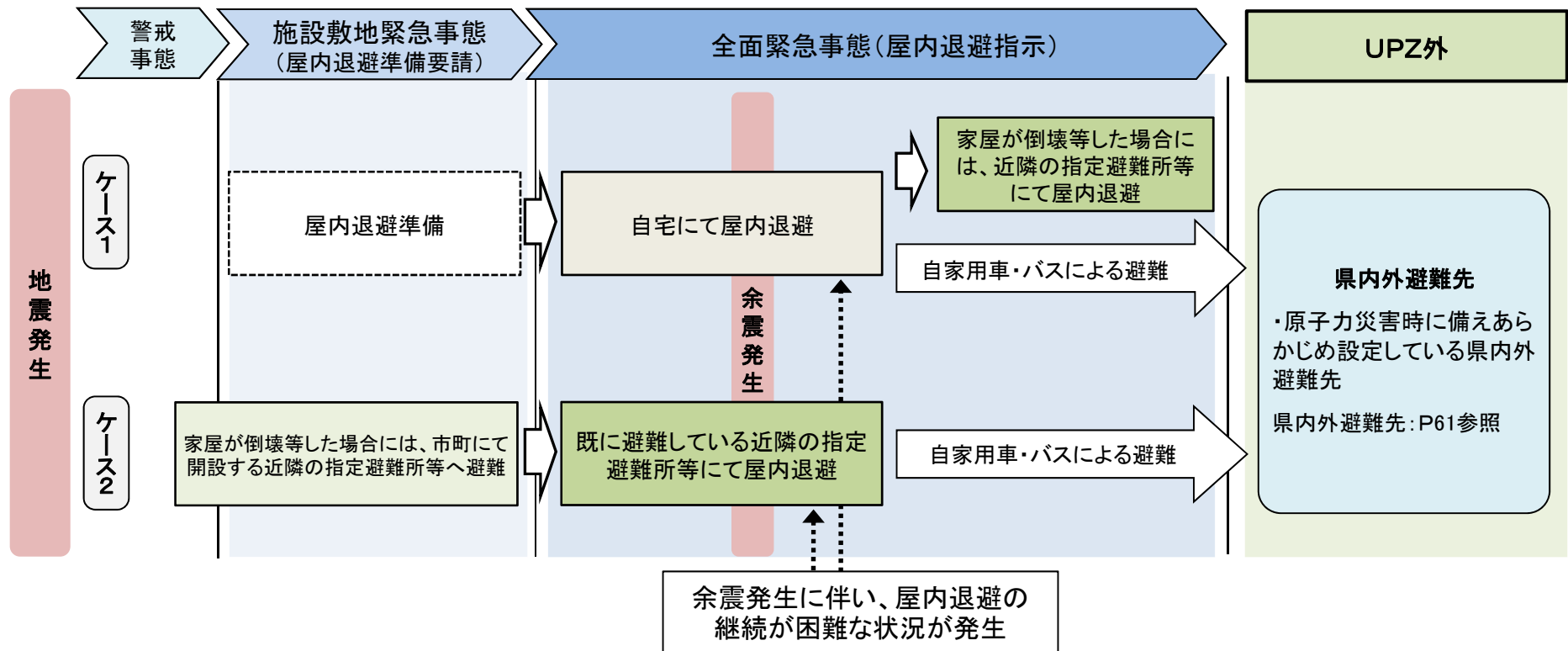
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※₂。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



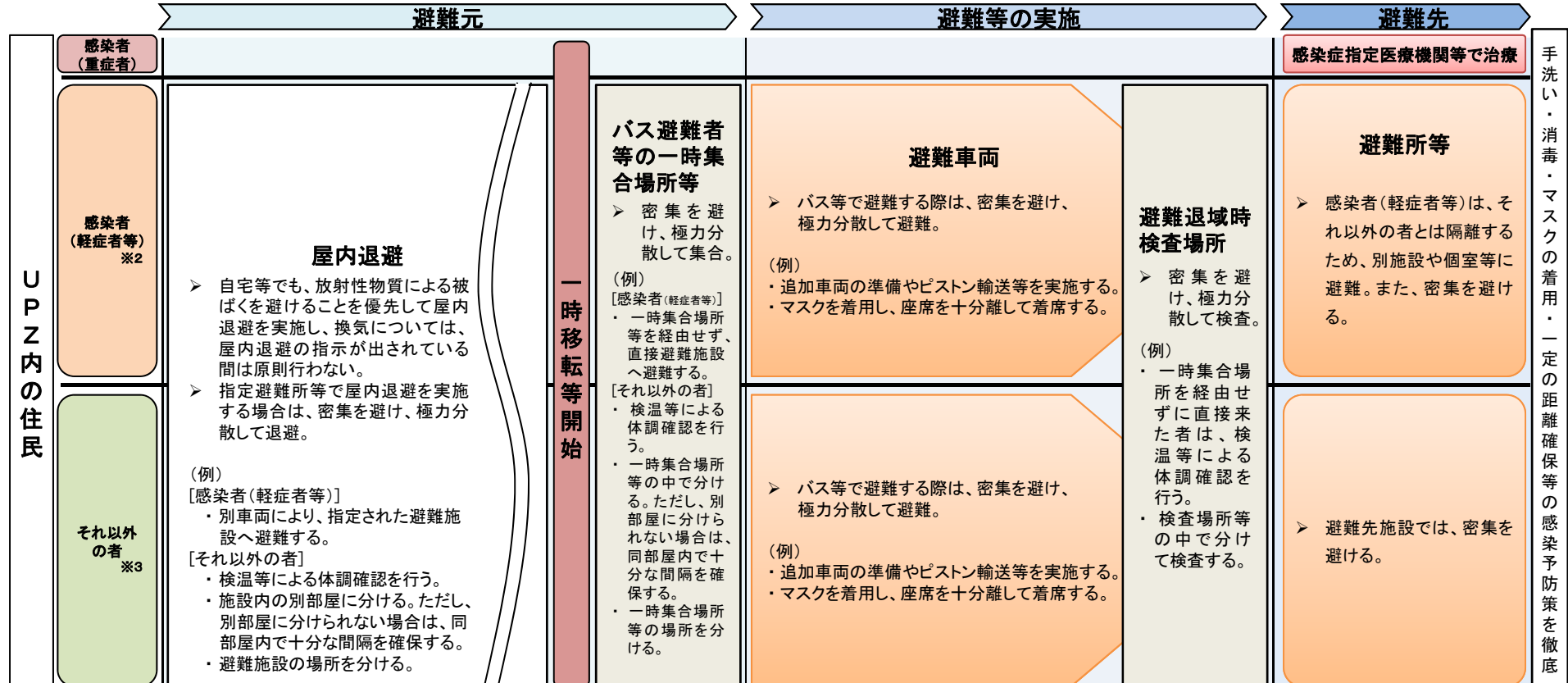
※₁ 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※₂ 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

ふくいけん

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が160台、ストレッチャー車両が80台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用し避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(854台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	1,374台	999台	
医療機関	388台	975台	
社会福祉施設	420台	804台	
合計	2,182台※1	2,778台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	160台	80台	・ピストン輸送(14往復)を想定。 ・ストレッチャー車両はピストン輸送(35往復)を想定。



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	854台 (令和2年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

しがけん

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が61台、ストレッチャー車両が20台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、257台と25台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,091台）を活用。
（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	328台	53台	
医療機関	107台	149台	
社会福祉施設	408台	72台	
合計	843台※1	274台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送することを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送することを想定。
必要車両台数	61台	20台	・ピストン輸送（14往復）を想定。 ・必要車両台数は、車椅子車両及びストレッチャー車両それぞれ1台当たり1名で算定。

県内の福祉車両保有数	257台	25台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,091台 （令和2年3月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

UPZ内町の一時的移転等における福祉車両の確保（岐阜県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が7台に対して、岐阜県内（揖斐川町内）における保有車両数は8台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等は原則支援者の自家用車で行うが、不足の際には町内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先し、それでも不足する場合には、岐阜県タクシー協会に所属するタクシー（1,882台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	7台	0台	
医療機関	該当施設なし		
社会福祉施設	該当施設なし		
合計	7台	0台	
必要車両台数	7台	0台	

町内の福祉車両保有数	8台	0台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
岐阜県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1, 882台 (令和2年10月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

ふくいけん

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数11,353人、必要車両数256台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は895台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	みはまちょう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちよう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちよう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちよう 越前町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	227,021	8,537	65,060	14,559	24,877	10,407	82,363	21,218	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	11,353	427	3,253	728	1,244	521	4,119	1,061	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定。※1
必要車両台数(台)※2		256	10	73	17	28	12	92	24	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。



ふくいけん 福井県内のバス会社 保有車両	895台 (令和2年8月時点)	ふくいけん 福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市の一時移転等における輸送能力の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数50,974人、必要車両数402台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は442台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	50,974	23,750	27,224	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	50,974	23,750	27,224	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定。
必要車両台数(台)		402	188	214	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定。 ・1日5往復×3日間の必要台数×2 (避難元⇄中継所⇄避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算。



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	442台(令和2年7月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

※ 原子力災害の状況により、3日間より短い期間で一時移転等を行う必要がある場合は、関西広域連合に要請を行い、バスの確保を行う。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZ内町の一時的移転等における輸送能力の確保（岐阜県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県におけるUPZ内全域が一時的移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 岐阜県において一時移転が必要となる場合には、原則として自家用車避難を想定。万が一、バスによる避難が必要となる場合において必要な輸送能力は、想定対象人数49人、必要車両数2台であり、岐阜県内バス会社の保有車両数1,479台より必要台数を要請し確保。

		揖斐川町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	49	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等 が必要となる住民	49	・原則自家用車避難を想定。 ・万が一バスによる輸送が必要となった場合には、岐阜県バス協会に必要台数を要請する。
必要車両台数(台)		2	バス1台あたり45人程度の乗車を想定。



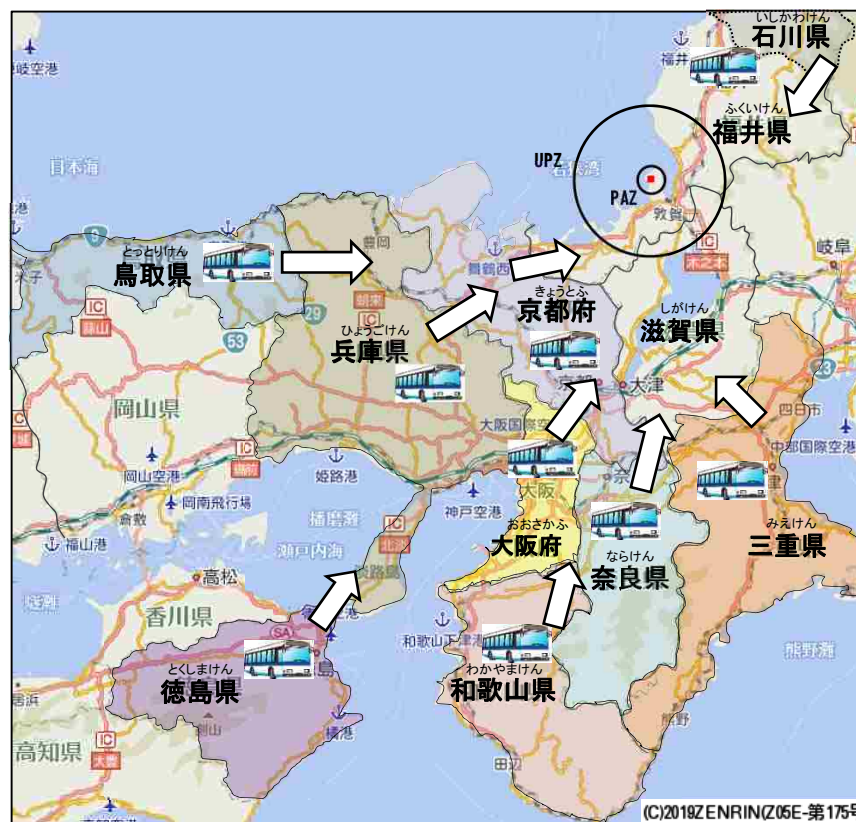
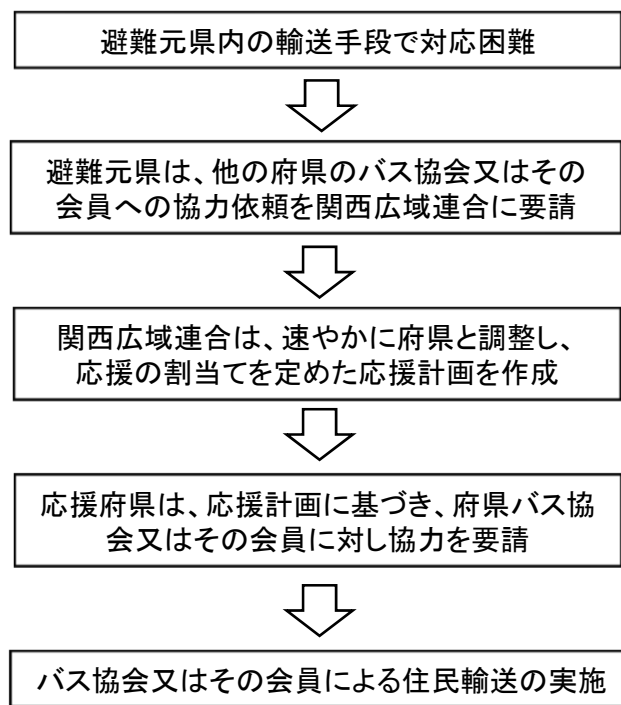
岐阜県内のバス会社 保有車両	1,479台 (令和2年8月時点)	岐阜県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
-------------------	-------------------	------------------------

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県、滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
 - ※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結。
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



府県名	保有台数 (台)
いしかわけん 石川県	1, 111
みえけん 三重県	1, 331
きょうとふ 京都府	2, 363
おおさかふ 大阪府	4, 864
ひょうごけん 兵庫県	3, 842
ならけん 奈良県	991
わかやまけん 和歌山県	711
とっとりけん 鳥取県	510
とくしまけん 徳島県	623
計	16, 346

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 98

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、滋賀県及び岐阜県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長古屋市

【応援内容】

- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- ③被災者等の一時収容のための施設の提供
- ④医療機関による傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑧医療機関による傷病者の受入れ
- ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①住民の避難
- ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
- ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都府市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他特に要請のあった事項



7. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応

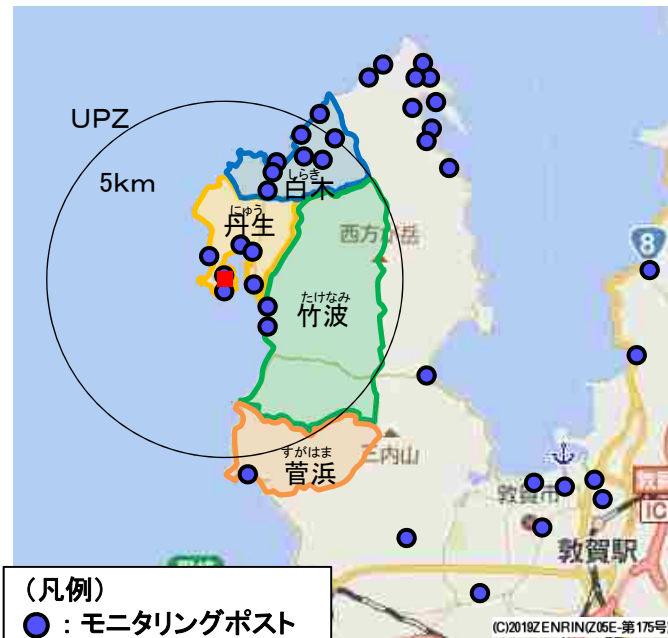
<対応のポイント>

1. 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZの住民は屋内退避を実施する。
2. 3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置を行う。
3. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、美浜発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域



<概ね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

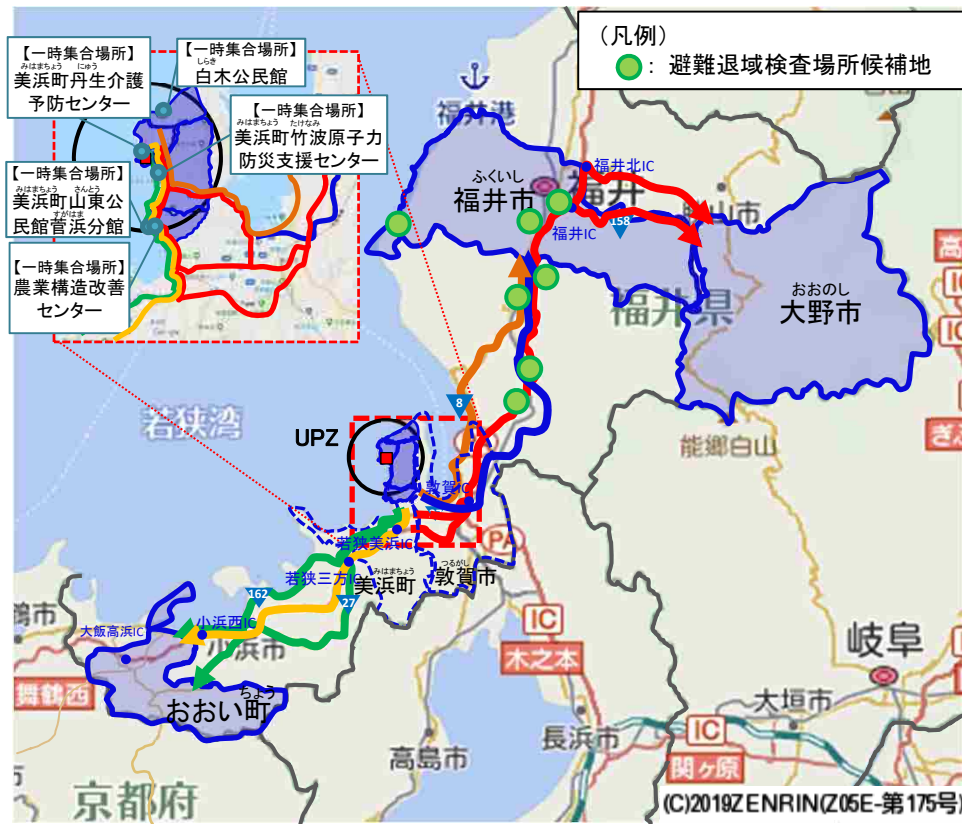
1市1町(美浜町、敦賀市)
 住民数:848人
 人口:令和2年4月1日時点

UPZ内地域		想定対象人数	避難行動要支援者
美浜町	丹生地区	272人	20人
	竹波地区	100人	8人
	菅浜地区	415人	44人
小計		787人	72人
敦賀市	白木1丁目	61人	0人
	白木2丁目	0人	0人
小計		61人	0人
合計		848人	72人

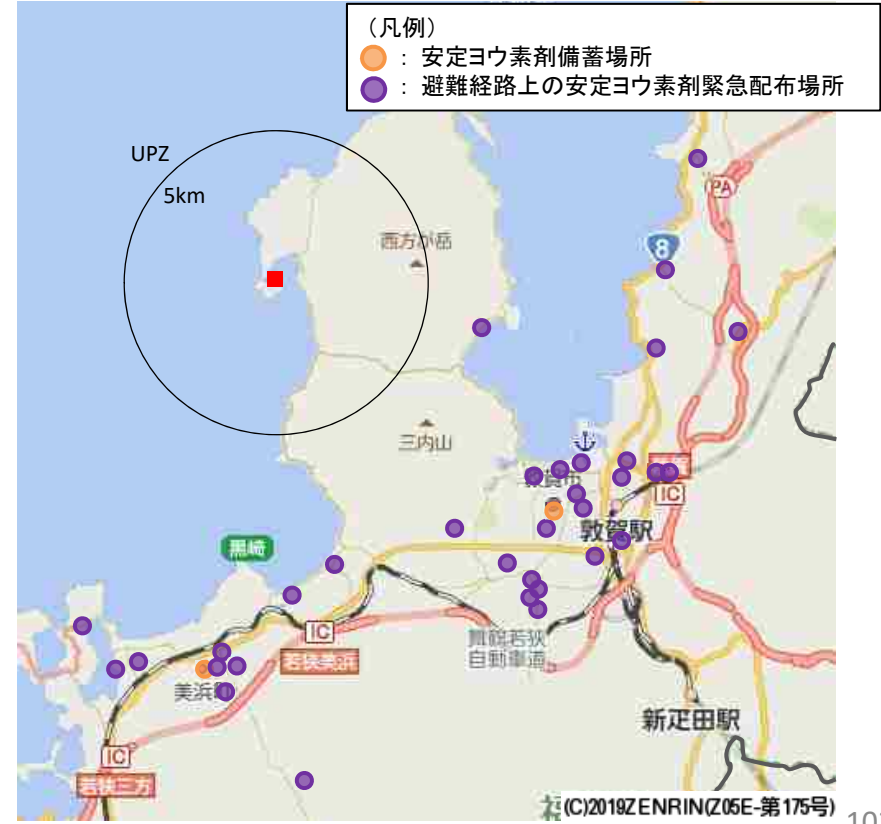
1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様(避難先はP44、避難手段はP46、P47参照)。
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所より各市町が指定する集合場所や避難経路上の緊急配布場所、避難退域時検査場所に市町職員が搬送のうえ、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)



安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

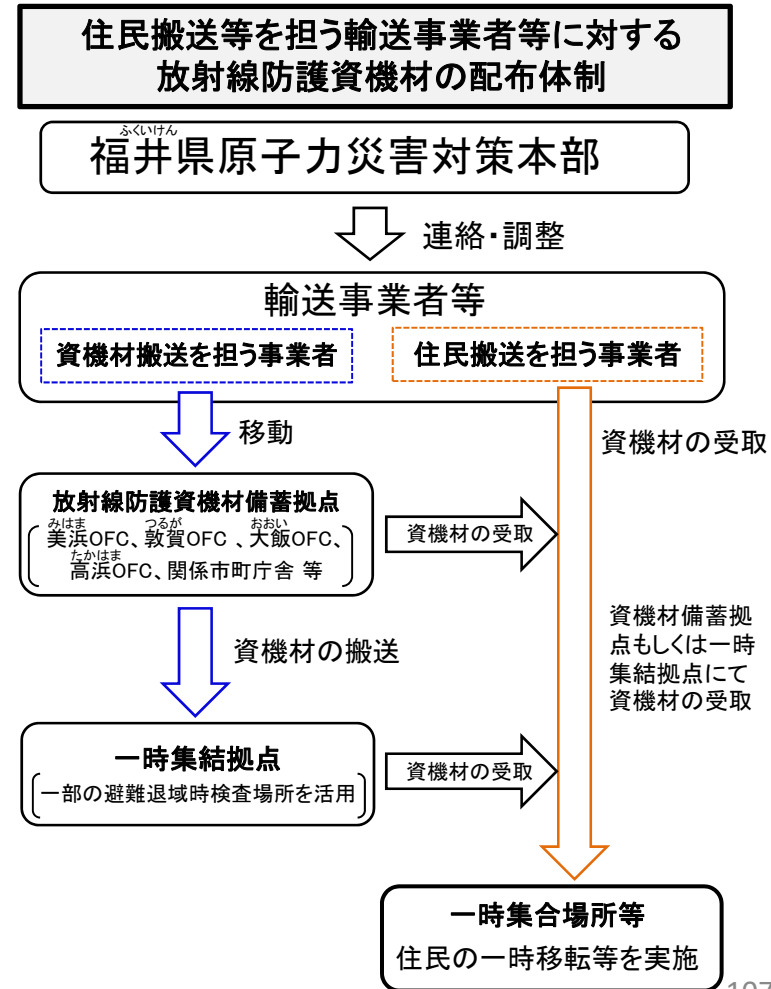
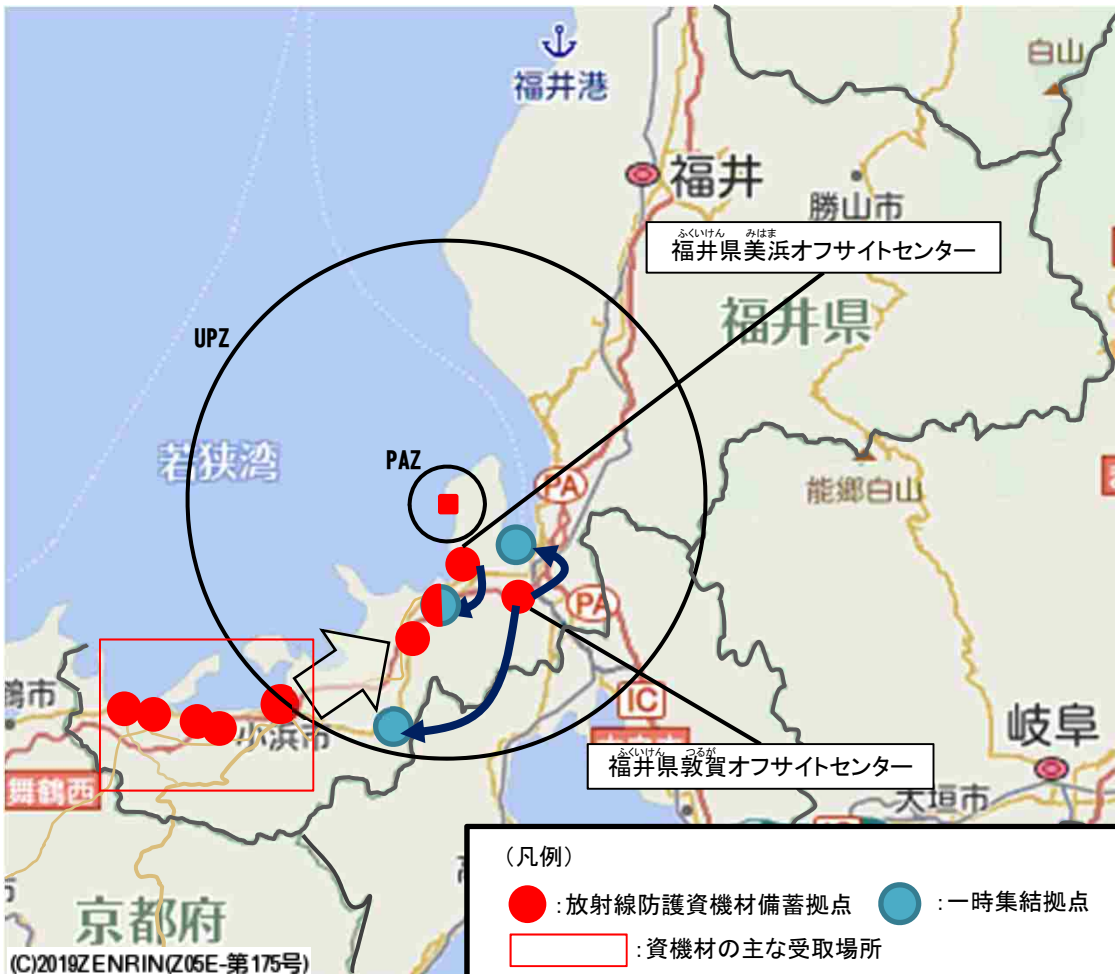
- UPZ(概ね5km圏内)において、学校・保育所・医療機関・社会福祉施設は所在していない。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、福井県等が確保した車両で一時移転等を実施(詳細はP60参照)。
- 複合災害時において、一時移転などが必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先(詳細はP89、P90参照)。

<在宅の避難行動要支援者>

市 町	地 区	避難行動要支援者	支援者	支援者の同行により避難可能な者	避難の実施により健康リスクが高まる者
美浜町 <small>みはまちかづ</small>	丹生 <small>にゅう</small>	20人	20人	15人	5人
	竹波 <small>たけなみ</small>	8人	8人	6人	2人
	菅浜 <small>すがはま</small>	44人	44人	33人	11人
敦賀市 <small>つるがし</small>	白木1丁目 <small>しらき</small>	0人	0人	0人	0人
	白木2丁目 <small>しらき</small>	0人	0人	0人	0人
合 計		72人	72人	54人	18人

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

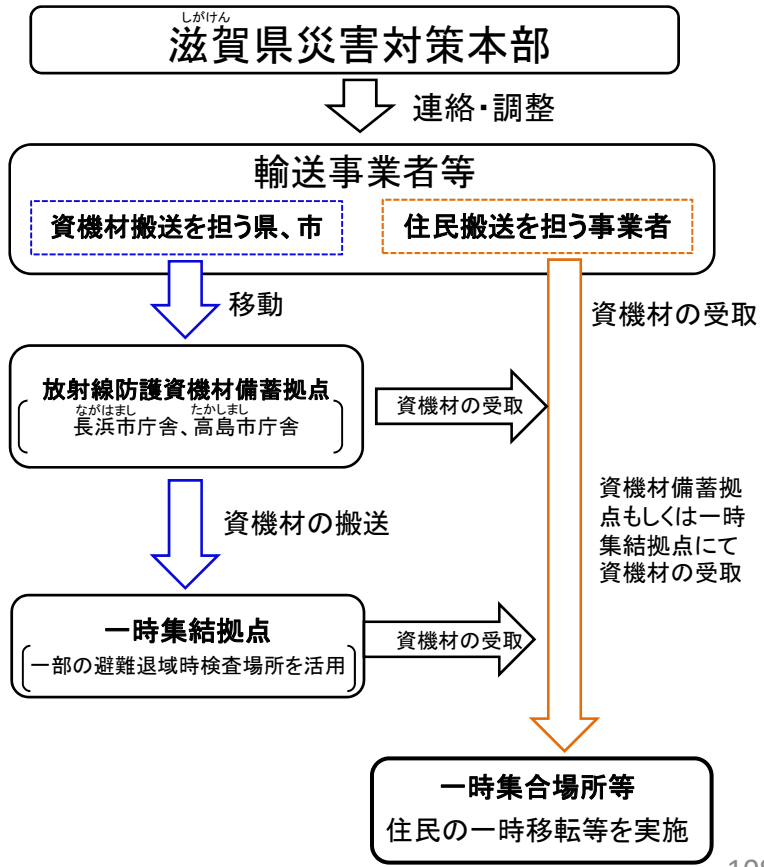
- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用に関する訓練・研修を定期的実施。



- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



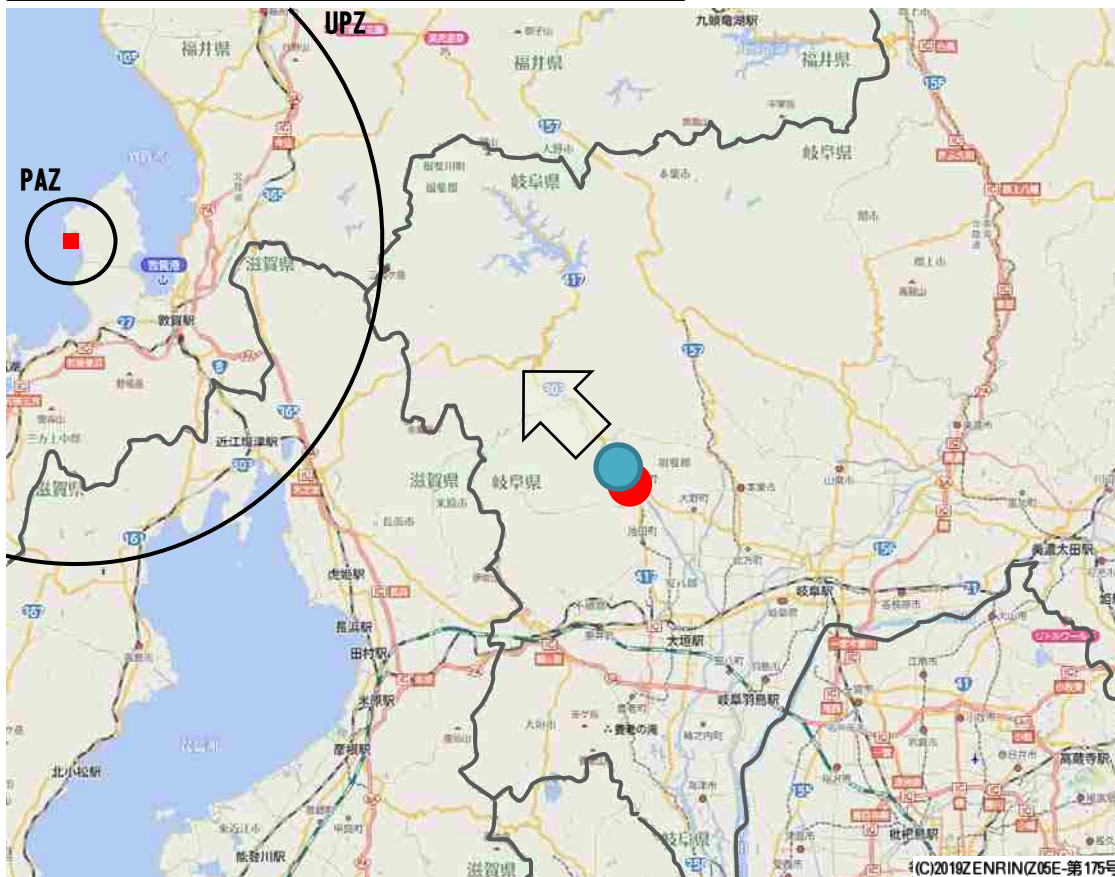
住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制



- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用に関する訓練・研修を定期的を実施。

(凡例)

● :放射線防護資機材備蓄拠点 ● :一時集結拠点



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する
放射線防護資機材の配布体制

岐阜県
岐阜県災害対策本部

↓ 連絡・調整

輸送者等

資機材搬送を担う県、
揖斐川町

住民搬送を担う事業者

↓ 移動

放射線防護資機材備蓄拠点
〔いびがわちやう
揖斐川町庁舎、
いび
揖斐総合庁舎等〕

→ 資機材の受取

↓ 資機材の搬送

一時集結拠点

〔一部の避難退域時検査場所を活用〕

→ 資機材の受取

資機材の受取

資機材備蓄拠点もしくは一時集結拠点にて資機材の受取

一時集結所

住民の一時移転等を実施

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※ (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定」を締結(平成28年8月5日)。

➤ 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

	ふくいけん 福井県								しがけん 滋賀県			ぎふけん 岐阜県	
	ふくいけん 福井県	みはまちょう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちょう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちょう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちょう 越前町	しがけん 滋賀県	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	ぎふけん 岐阜県	いびがわちょう 揖斐川町
食料品 (食)	53,100	5,487	38,126	2,955	8,096	2,016	12,046	6,000	300,010	77,050	34,213	15,288	19,650
飲料水 (リットル)	—	2,921	84,794	1,794	3,790	1,902	1,800	7,200	—	66,000	71,444	14,464	4,499
毛布 (枚)	19,480	1,976	5,721	785	2,362	809	4,043	1,648	26,940	31,862	11,450	5,400	1,408
簡易トイレ (基) 〈括弧内は 携帯型の個 数〉	367	32	41	35	29	11	62	10	—	178	604	(17,880)	10

※ 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※ 上記の数量は令和2年4月1日調査時点で把握している最新の数。

※ 福井県の飲料水備蓄については、浄水器(1台あたり2,000ℓ/時間造水可能)10台を利用することで対応する。

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、福井県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	福井県米穀(株)、福井県生活協同組合連合会、福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、(一財)福井市中央卸売市場協会、(株)バロー、(有)南部酒造場、(株)ハピース、(株)若狭瓜割、(株)おおい、北陸コ・コーラボトリング(株)、サントリーフーズ(株)、キリンビバレッジ(株)北陸支社、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、大塚製薬(株)、西日本段ボール工業組合
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	福井県石油業協同組合、(社)福井県エルピェーガス協会
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家等の派遣	(一社)福井県トラック協会
	災害時等における物資の保管等に関する協定	災害発生時における救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理および出庫	福井県倉庫協会

市町	協定の種類・締結民間企業等
みはまちよう 美浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ティケーエス、美浜町衣料品組合、敦賀美方農業協同組合、美浜町商業振興協同組合、美方菓子組合美浜支部、美浜町食品組合、美浜町料理飲食店組合、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルピェーガス協会敦賀支部、美浜町石油組合】
つるがし 敦賀市	生活物資等の供給【北陸コ・コーラボトリング(株)、福井県生活協同組合、ユニー(株)アピタ店】 燃料等の供給【福井県石油商業組合敦賀支部福井県LPガス協会・福井県LPガス協会敦賀支部】
わかさちよう 若狭町	生活物資等の供給【JA若狭、JA敦賀美方、協同組合三方SC、(株)PLANT、(株)若狭瓜割、(株)光洋若狭工場、福井県民生活協同組合】
おばまし 小浜市	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合、(株)ママーストアー】 燃料等の供給【福井県石油業協会若狭支部、(社)福井県エルピェーガス協会若狭支部】
みなみえちぜんちよう 南越前町	生活物資等の供給【NPO法人 コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】
えちぜんし 越前市	生活物資等の供給【北陸コカ・コーラボトリング(株)、レンゴー株式会社、NPO法人 コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合、株式会社ダイドードリンク北陸、株式会社平和堂】 燃料等の供給【(社)福井県LPガス協会武生支部・今立支部、武生石油協会】
えちぜんちよう 越前町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【一般社団法人福井県エルピェーガス協会】

※ 法人名等は協定締結当時の名称

➤ 長浜市・高島市及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、滋賀県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等
しがけん 滋賀県	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	災害救助に必要な物資の調達および供給等	滋賀県生活協同組合連合会、合同会社西友、(株)平和堂、イオンリテール(株)近畿・北陸カンパニー、(株)近鉄百貨店草津店、ユニー(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、富士産業(株)、(株)ファミリーマート、三笠コカ・コーラボトリング(株)、(株)カインズ、西日本段ボール工業協会、中島商事(株)	ながはまし 長浜市	生活物資の供給等 【長浜地方卸売場、長浜商店街連盟、(株)ユタカファーマシー、イオンビッグ(株)、イオン近畿カンパニー(株)、(株)平和堂、(株)スギ薬局、三笠コカ・コーラボトリング(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ナフコ、新江州(株)、セツカートン(株)、(株)橋本クロス】
	災害時の燃料の供給に関する協定	災害時における石油類燃料の供給等	滋賀県石油商業組合、石油連盟		燃料の供給等 【社団法人滋賀県エルピーガス協会長浜支部、社団法人滋賀県エルピーガス協会東浅井伊香支部】
	災害時における物資の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	(一社)滋賀県トラック協会、滋賀県漁業協同組合連合会、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)、(株)ノエビア	たかしまし 高島市	生活物資の供給等 【生活協同組合コープしが、(株)アヤハディオ、(株)ナフコ、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)平和堂、(株)PLANT】
	災害時における物資の保管等に関する協定	災害時における物資の輸送、受入れ、仕分け、保管および出庫等の物流業務	滋賀県倉庫協会		燃料の供給等 【社団法人滋賀県エルピーガス協会高島支部、滋賀県石油協同組合高島支部】 物資等の輸送 【社団法人滋賀県トラック協会湖西支部、高島市漁業振興連絡会】

※ 法人名等は協定締結当時の名称

- 揖斐川町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、岐阜県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

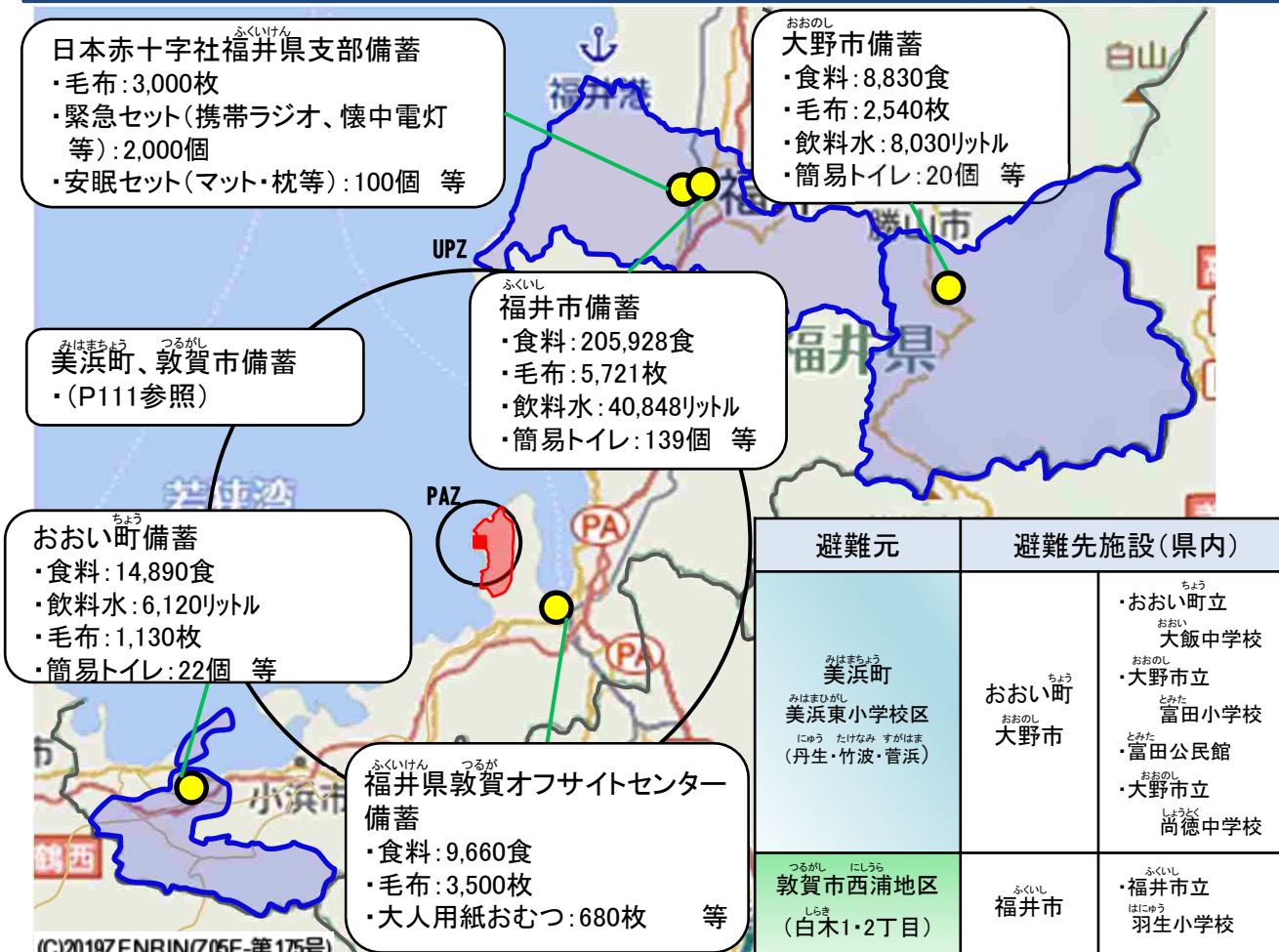
災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
岐阜県	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	生活必需物資の調達	(株)ローソン、(株)バロー、ユニー(株)、(特非)コメリ災害対策センター、イオンリテール(株)中部カンパニー、サントリーフーズ(株)、(株)ファミリーマート、(株)トーカイ、(株)ケーヨー、(同)西友、コストコホールセールジャパン(株)、奥長良名水(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)カインズ、中日本段ボール工業組合
	災害時における燃料の供給に関する協定	LPガス、石油燃料等の優先供給及び運搬	(一社)岐阜県エルピーガス協会、岐阜県石油商業組合
	災害応急対策等に必要輸送車両の確保等に関する協定	物資及び資材の輸送	(一社)岐阜県トラック協会
	災害発生時等の物資の保管等に関する協定	物資の保管、物流専門家等の派遣、資機材等の供出等	東海倉庫協会

	協定の種類	内容	締結民間企業等
揖斐川町	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	生活必需物資の調達	(株)ユタカファーマシー いび川農業協同組合
	災害時における燃料の供給に関する協定	LPガス、石油燃料等の優先供給及び運搬	岐阜県エルピーガス協会 西濃支部、いび川農業協同組合(ガソリン・軽油・重油・灯油・混合油)
	災害時の薬剤師医療救護に関する協定	避難所等における医薬品等の管理及び供給	揖斐郡薬剤師会

※ 法人名等は協定締結当時の名称

- 美浜町及び敦賀市のPAZ内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体による備蓄のほか、福井県、美浜町及び敦賀市による備蓄、さらには福井県、美浜町及び敦賀市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社福井県支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 福井県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、福井県から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



	協定の種類	内容
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定 他3協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
美浜町	災害時における物資供給に関する協定 他1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
敦賀市	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定 他1協定	災害時等における生活物資の供給

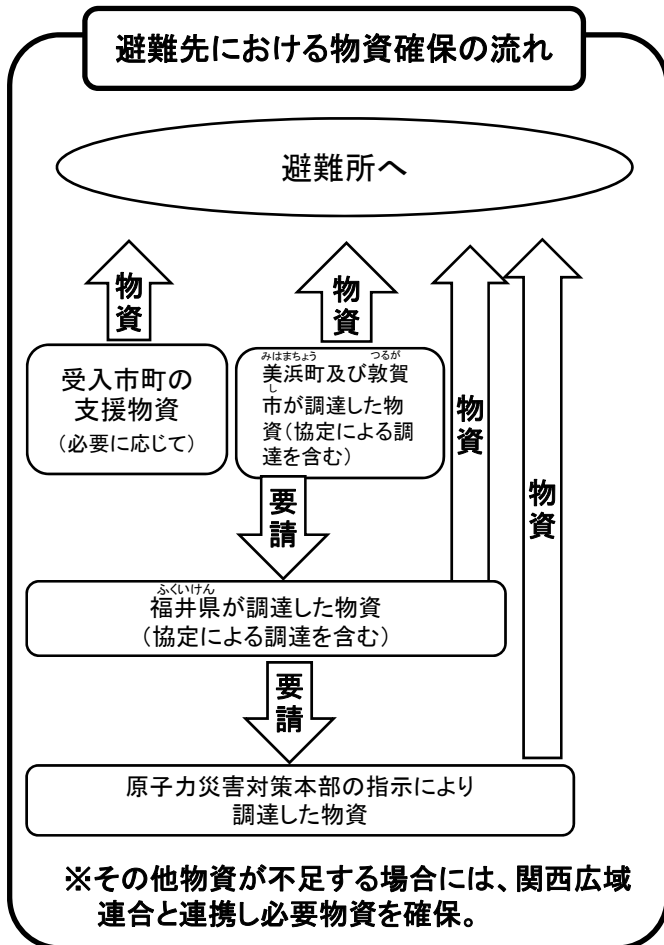
※詳細はP112参照

避難元自治体による流通備蓄
・食料品、飲料水、日用品、衣料品
・その他美浜町及び敦賀市が指定する物資

（※）物資備蓄数は概数

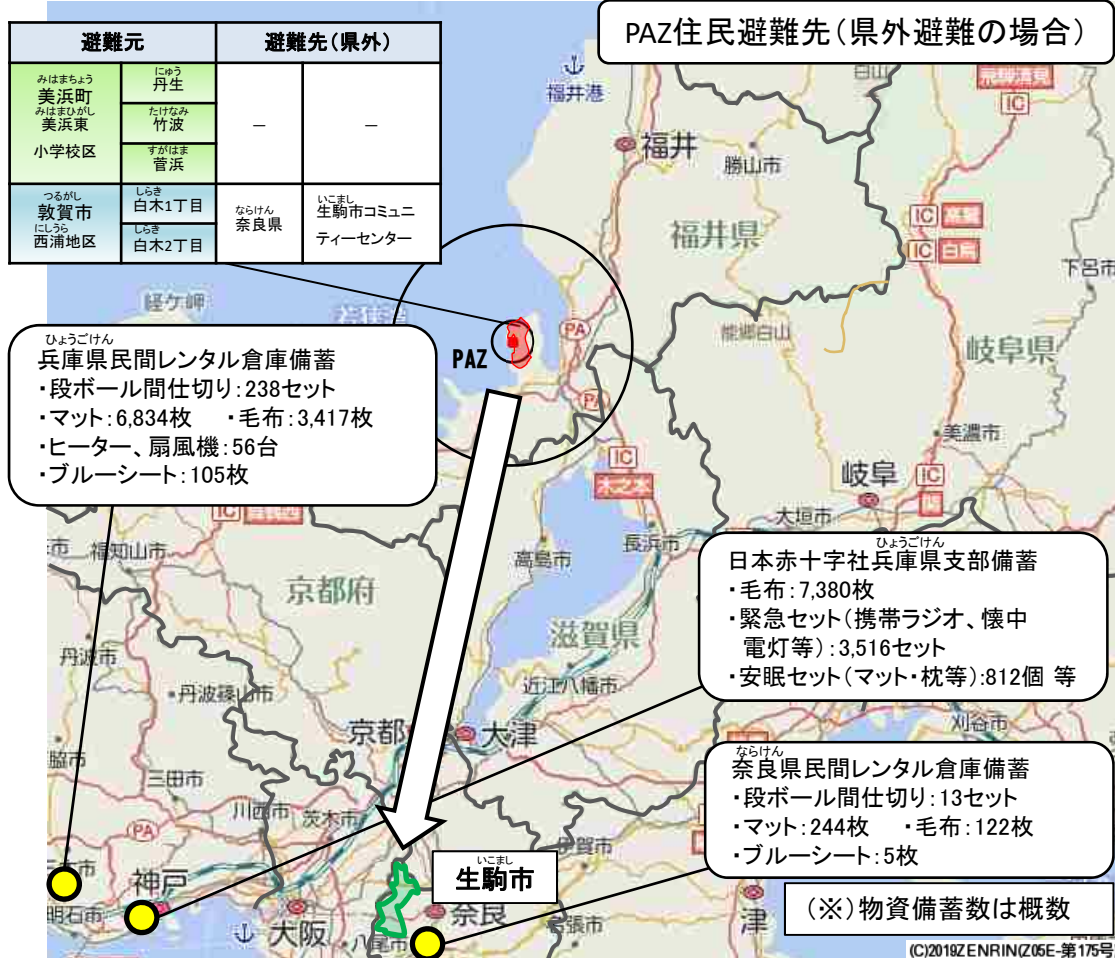
- 美浜町及び敦賀市のPAZ内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体の支援のほか、福井県美浜町及び敦賀市の調達した物資、県外の備蓄先に備蓄された物資(毛布等の生活用品)等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 広域避難の際の避難所の運営に必要な物資については、避難元・避難先自治体が協力して確保をする。また、原子力事故による単独災害時には、物資の流通網は健全なことが想定されるため、避難先の民間事業者等から食料品をはじめ生活用品等の調達を積極的に行う。
- 物資が不足する場合には、福井県から、国の原子力災害対策本部等に対し物資調達の要請を行う。

避難先における物資確保の流れ



避難元		避難先(県外)	
みはまちょう 美浜町 美浜東 小学校区	にゅう 丹生 たけなみ 竹波 すがはま 菅浜	-	-
つるがし 敦賀市 にしゅう 西浦地区	しらき 白木1丁目 しらき 白木2丁目	ならけん 奈良県	いごまし 生駒市コミュニ ティーセンター

PAZ住民避難先(県外避難の場合)

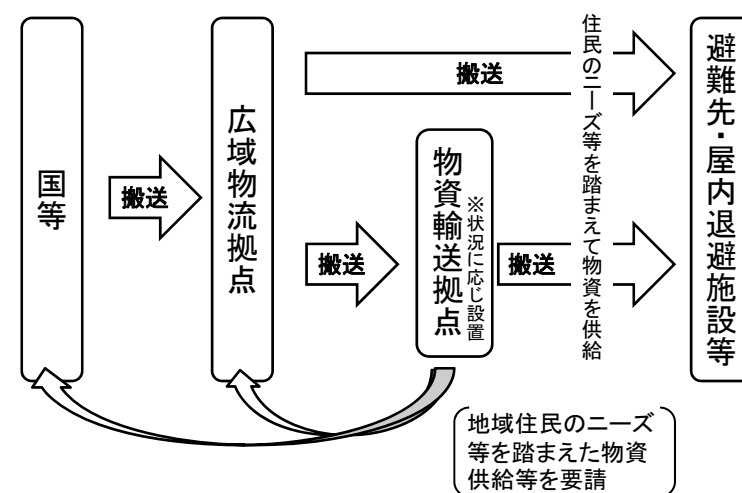


- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため広域物流拠点を指定※。広域物流拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や物資輸送拠点に輸送。

※福井県にて指定している広域物流拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。

- 物資輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行うとともに、広域物流拠点で受け入れた支援物資を住民の避難先等へ円滑に輸送。
- 広域物流拠点・物資輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。

円滑な物流供給のための専門家の派遣
・協定締結事業者から広域物流拠点等に専門家を派遣
・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導



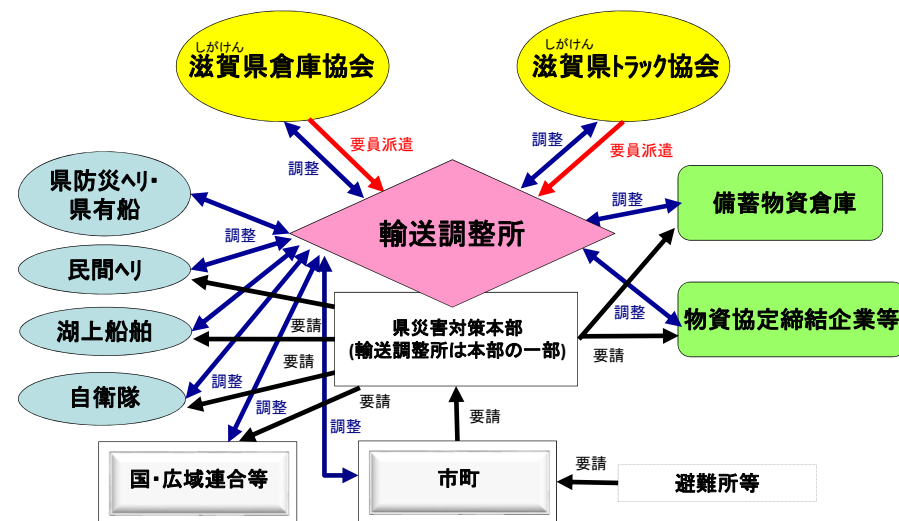
- 広域物流拠点**
(福井県産業会館、サンドーム福井、きらめきみなと館)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・避難住民への食料・物資の供給
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

- 物資輸送拠点**
- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため物資輸送拠点を、協定により選定を受けた民間倉庫(31か所)等の空き状況等を考慮し決定。
- 物資の効率的な輸送を図るため、災害時に(一社)全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、(一社)滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を滋賀県災害対策本部内に設置し、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を利用して官民共同による緊急輸送体制を構築。
- 物資輸送拠点では、長浜市・高島市の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等に輸送。
- 輸送調整所では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。



【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



物資輸送拠点

・避難・屋内退避住民に対する県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点。

湖上輸送拠点

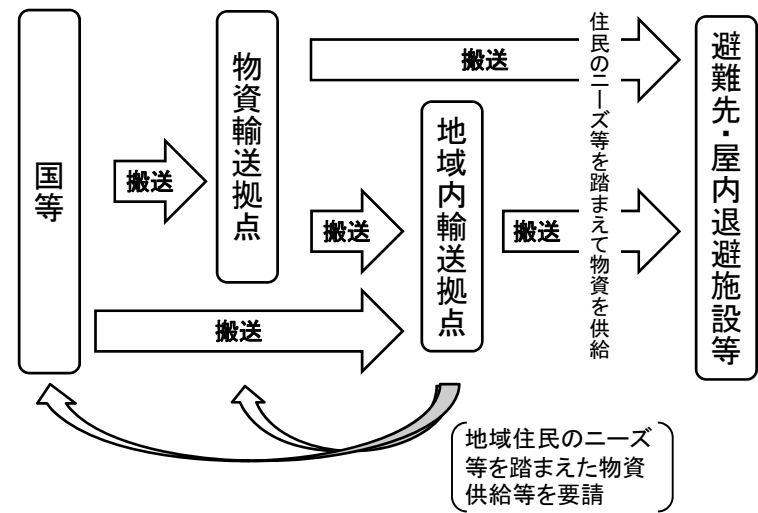
・琵琶湖が県央にある地理特性を活かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための拠点。

岐阜県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため物資輸送拠点を設定※。物資輸送拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や地域内輸送拠点に輸送。
- ※岐阜県にて設定している物資輸送拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。
- 地域内輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資輸送拠点・地域内輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結事業者から物資輸送拠点等に専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導



物資輸送拠点
 (岐阜メモリアルセンター、ソフピアジャパン、国際たくみアカデミー等)
 ・県が国の調整によって供給される物資等を受け入れ、原則として、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて物資を輸送する拠点。

地域内輸送拠点
 ・市町村が設置する、県から輸送される支援物資の集積や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する拠点。

原子力事業者による生活物資等の支援体制

- 関西電力では、災害時に福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、原子力事業本部及び原子力発電所に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- さらに、バックアップとして京都府、滋賀県、大阪府等の本店・支社及び近隣の事業所に備蓄している生活物資について出来る限り支援する。
- 物資等の輸送に関しては、関西電力が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
合計	59,600	14,000	1,300

※H29.8月時点

※物資の供給は、各県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。

※上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。

※その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

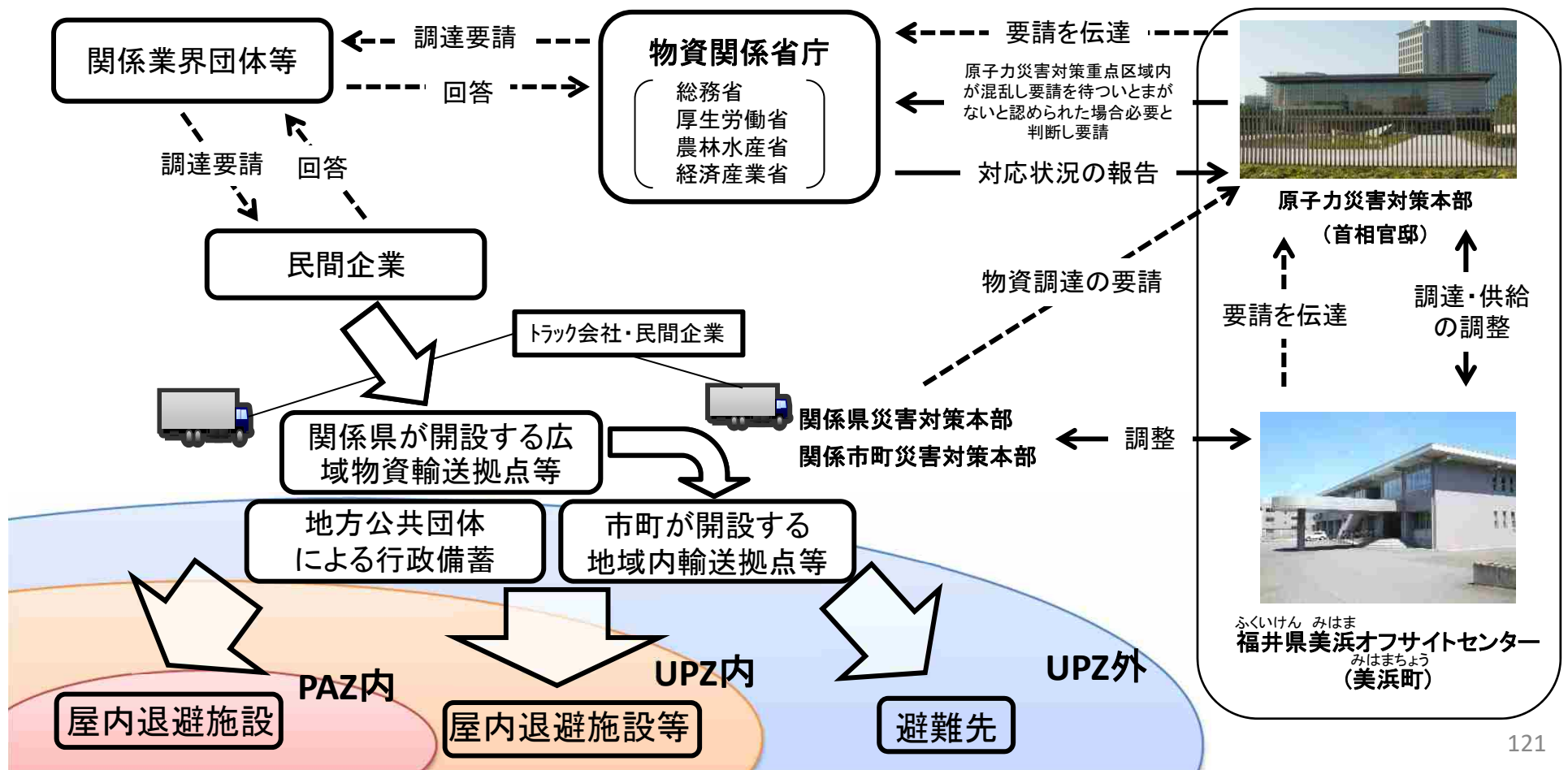
災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
非常災害時における資機材等の輸送車両の優先提供に関する協定	輸送車両の優先利用等	関西圏域の民間業者



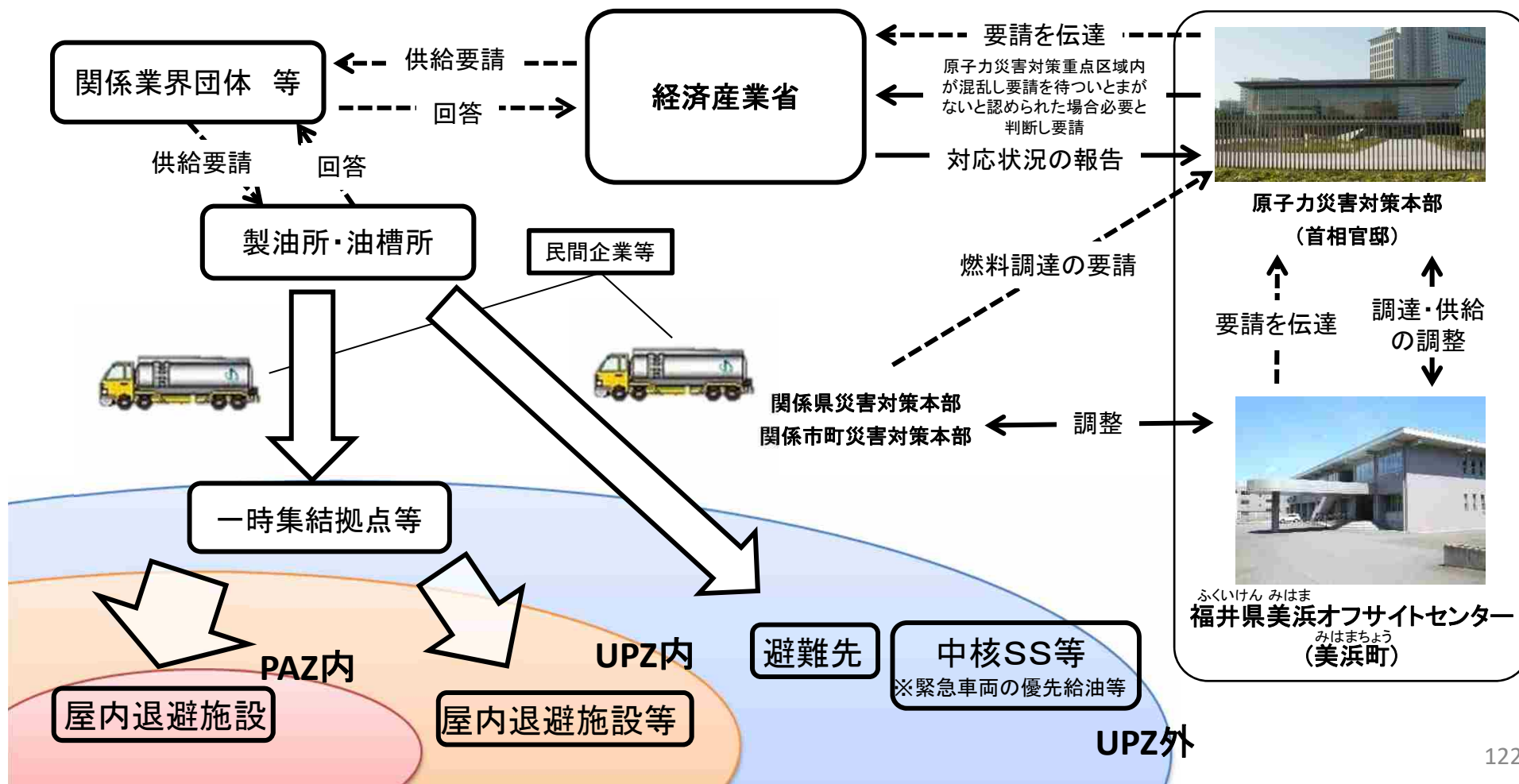
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、関係県が開設する広域物資輸送拠点等への物資搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から、必要な情報や線量計・防護服などを提供する。



国による物資（燃料）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から屋内退避施設や避難先等への搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から、必要な情報や線量計・防護服などを提供する。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

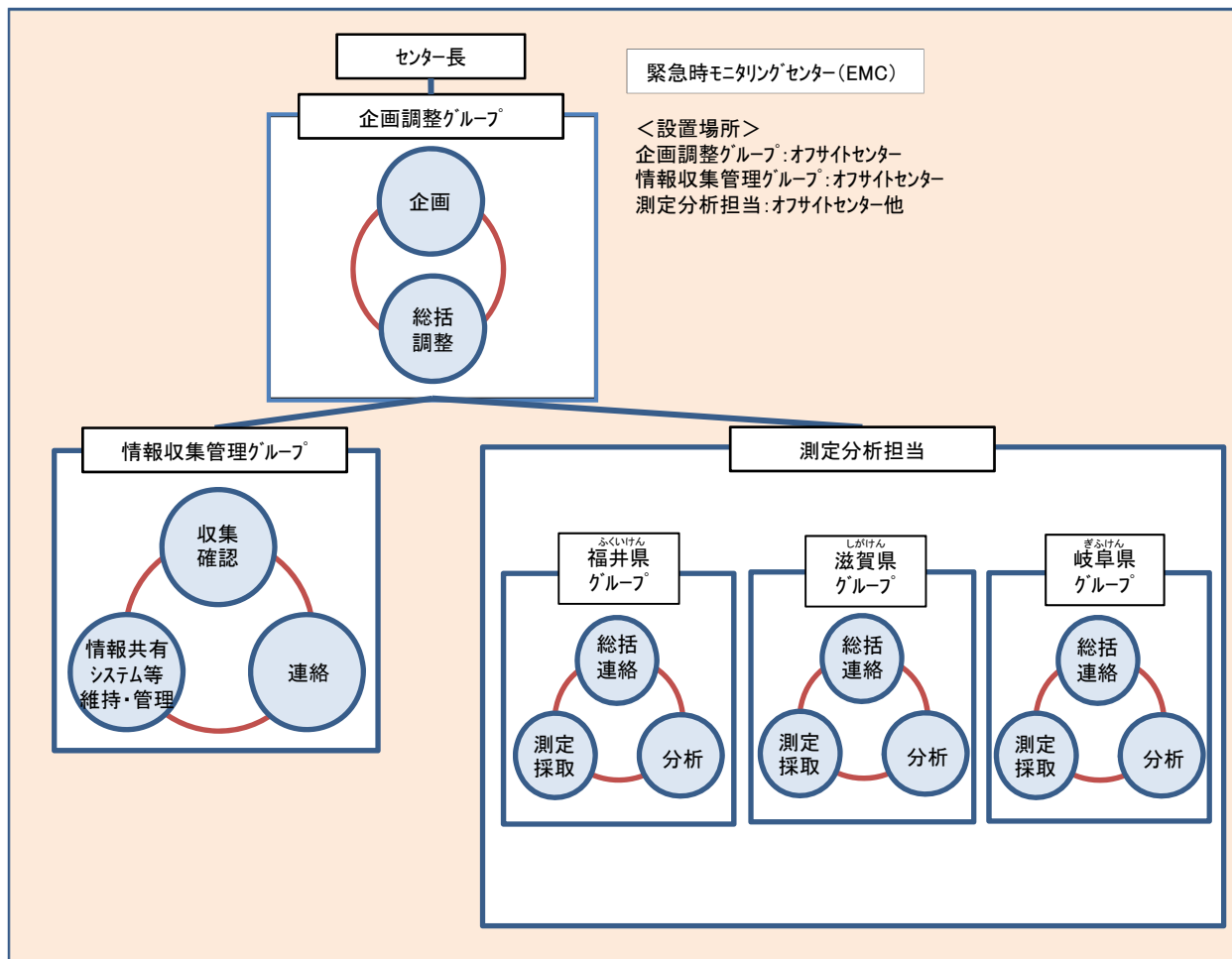
➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)	

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P121、122の体制に基づき実施。

9. 緊急時モニタリングの実施体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを福井県美浜オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置する。
- 美浜原子力規制事務所に1名、敦賀原子力規制事務所に1名の美浜地域を担当する上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化する。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

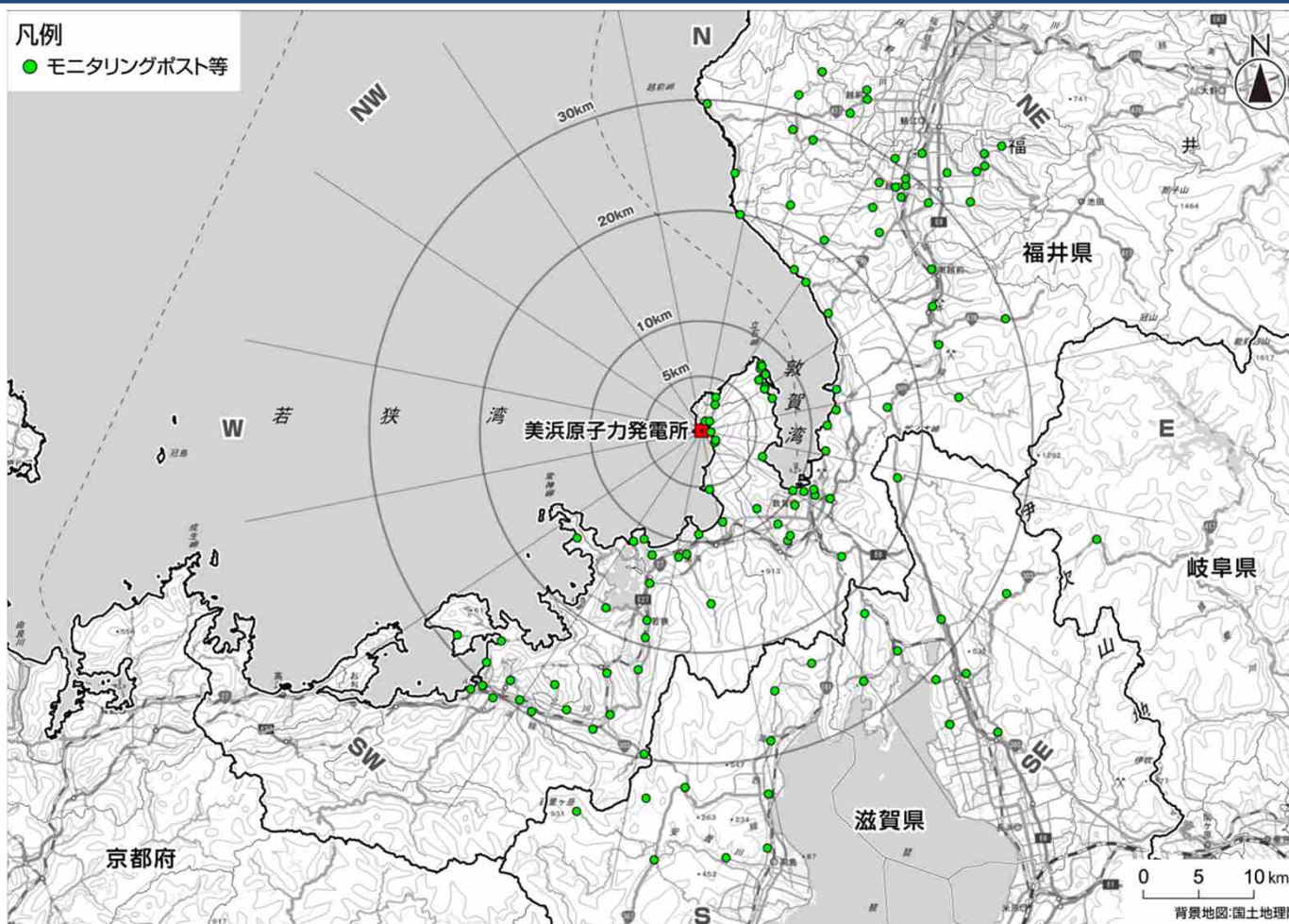
中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

美浜地域緊急時モニタリング体制

- 美浜地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、滋賀県及び岐阜県の10市町(福井県7市町、滋賀県2市、岐阜県1町)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点111地点(PAZを除く福井県65地点、滋賀県20地点、岐阜県1地点、原子力事業者25地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 美浜発電所敷地内及びPAZ内では、17地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、原子力事業者:60局)及び簡易型電子線量計観測局(55局)で、福井県域の放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



簡易型電子線量計観測局【55局】
(バッテリー付)



可搬型モニタリングポスト【18台】
(バッテリー付)



ガンマ線核種分析ラボ車【1台】
(高機能モニタリングカー)



モニタリングカー【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー【5台】

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))及び電子式線量計(15局)で、^{しがけん}滋賀県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【15局】



可搬型モニタリングポスト 【12台】



電子式線量計 【15局】



モニタリングカー 【2台】



大気モニタ 【4局】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【2台】

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(岐阜県:12局(水準調査用7局を含む。))で岐阜県域の放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備
- サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラー(1台)、可搬型ダストヨウ素サンプラー(2台)を配備



モニタリングポスト【12局】



可搬型モニタリングポスト【1台】

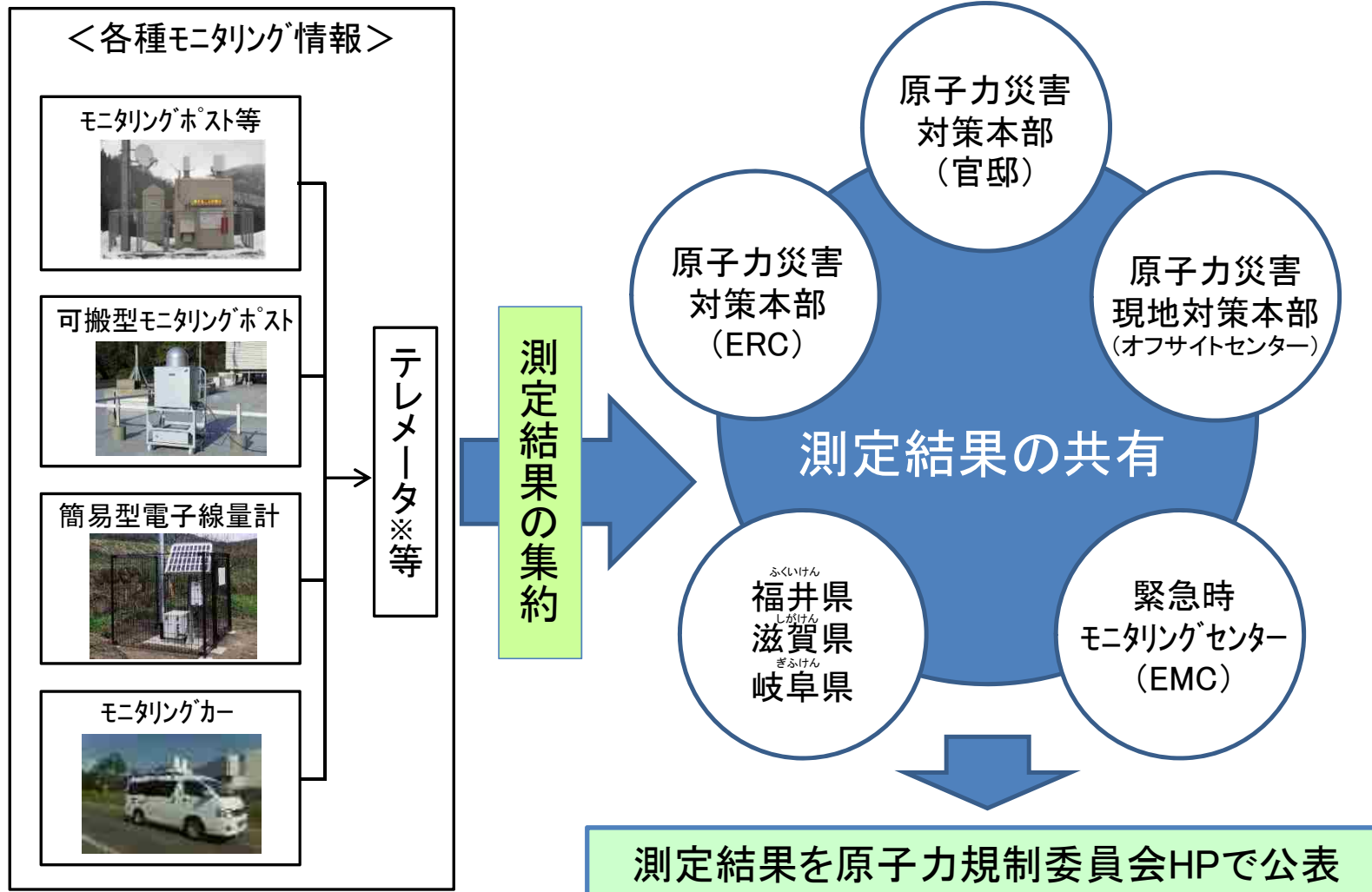


サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラー【1台】



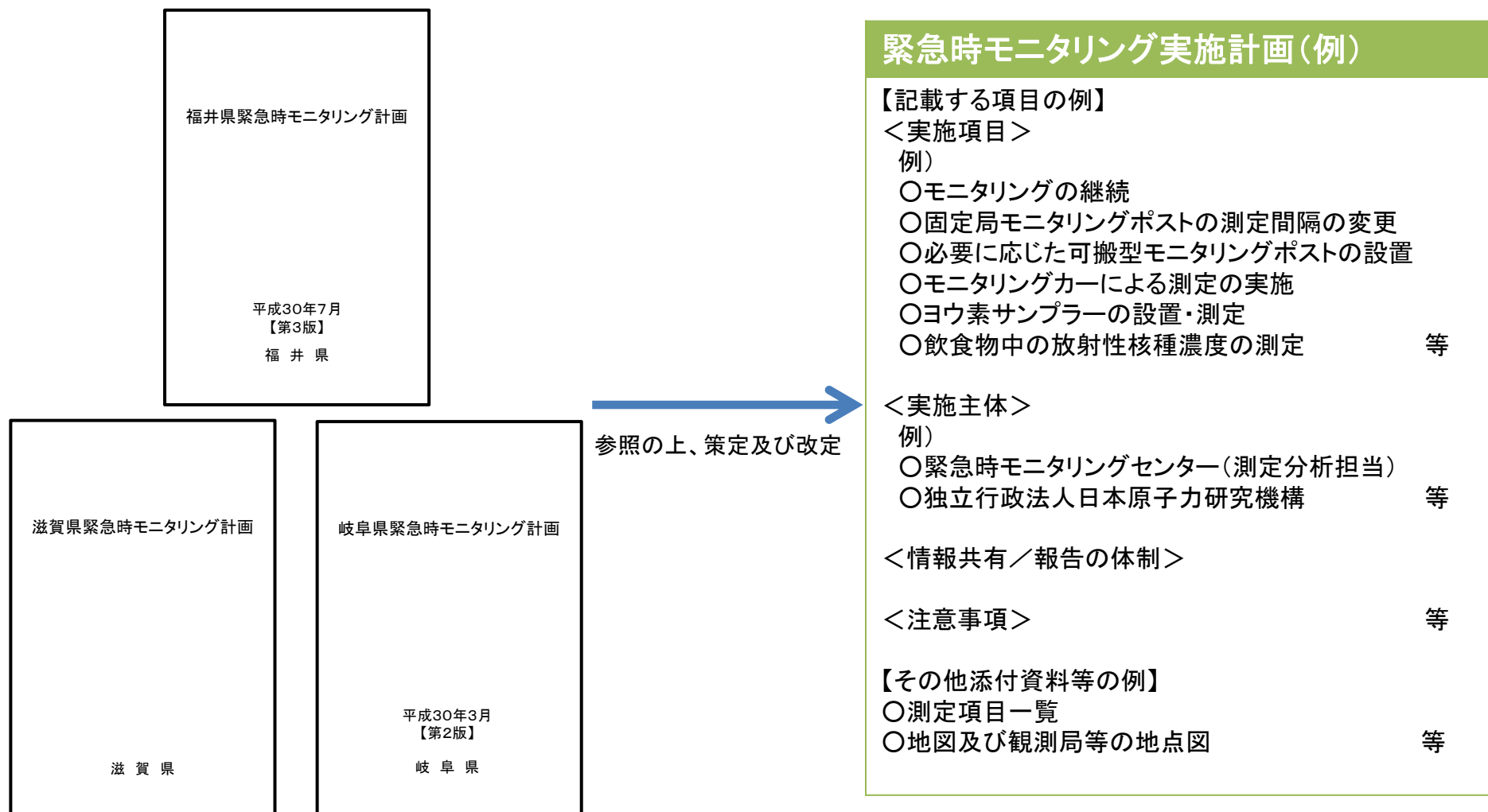
可搬型ダストヨウ素サンプラー【2台】

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

- 福井県、滋賀県、岐阜県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定

関係機関の保有資機材数
(令和2年度調査による。福井県、滋賀県、岐阜県、関西電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリング ポスト(台)	モニタリング カー(台)
国	14	66	19
道府県	792	244	37
原子力 事業者	578	62	31
関係指定 公共機関	96	6	2

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、福井県、滋賀県及び岐阜県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

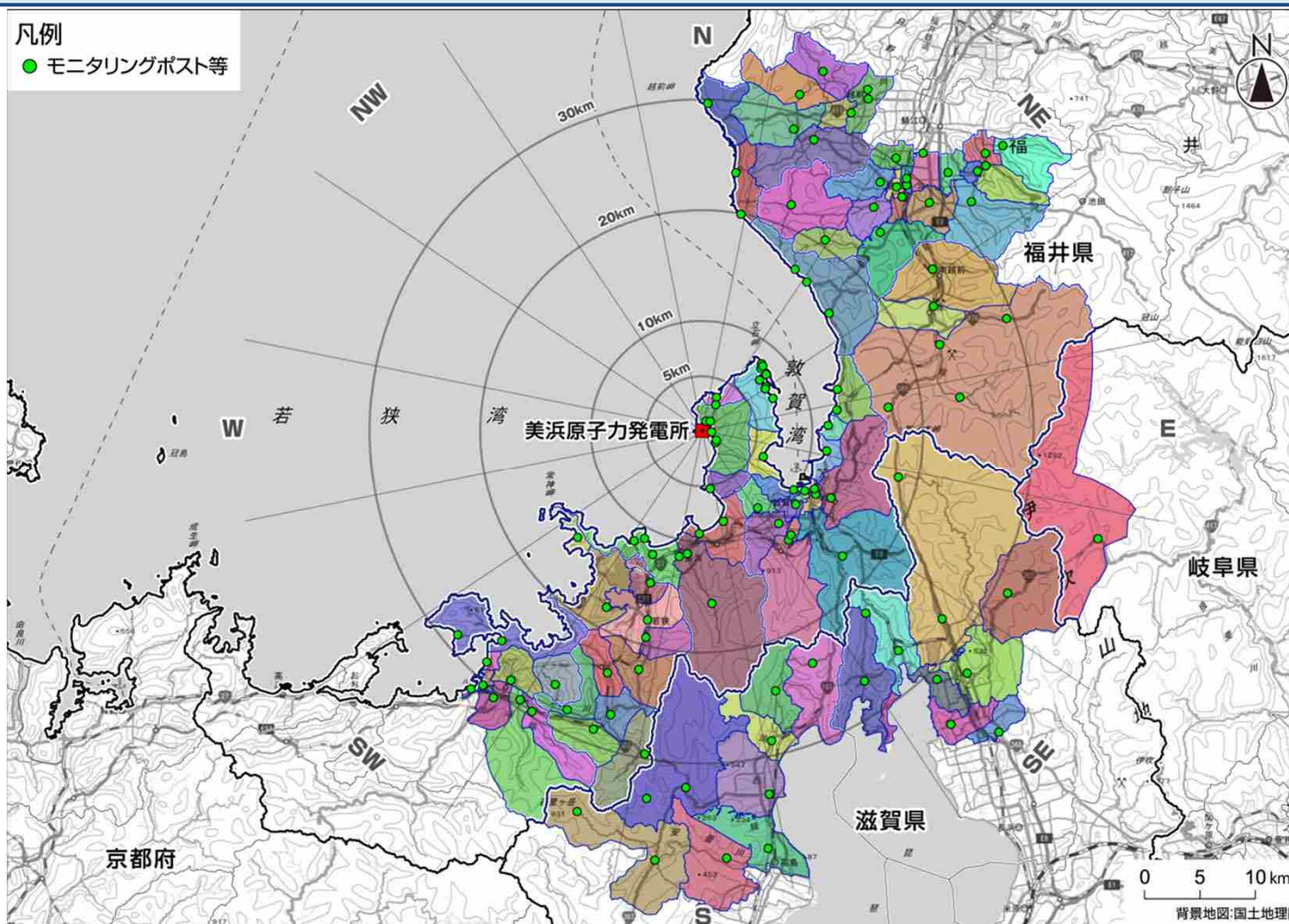


図 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト等(計6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定。
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)。
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定。
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)を配備。
- 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定。
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力。



モニタリングポスト等【6局】



可搬型モニタリングポスト【10台】
(衛星系回線による通信機能付)



モニタリングカー【1台】



可搬式ダストサンプラ

ZnSシンチレーション
サーベイメータ

β線サーベイメータ

主な可搬型放射線計測装置の例



(サーベイメータ類)

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

10. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県美浜町及び敦賀市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を平成26年より開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では令和2年4月現在、698人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



地区	住民数 (人)	配布者数 (人)
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東小学校区 にゅう たけなみ すがはま (丹生・竹波・菅浜)	787	646
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区 しらき (白木1・2丁目)	61	52
合計	848	698

※対象住民数：令和2年4月現在
※配布者数：令和2年4月現在

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計53箇所の施設に合計で丸剤1,920,000丸を備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤31,200包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

ふくいけん
＜福井県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所＞



- (凡例)
- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
 - : 安定ヨウ素剤緊急配布場所

安定ヨウ素剤備蓄場所

ふくいけん
福井県内: 53箇所中
みはま
美浜地域周辺備蓄: 35箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
(計81箇所)

- みはま
美浜町 : 10箇所
- 敦賀市 : 24箇所
- わかさ
若狭町 : 4箇所
- おばまし
小浜市 : 11箇所
- みなみえちぜん
南越前町 : 5箇所
- えちぜん
越前市 : 19箇所
- えちぜん
越前町 : 8箇所

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、^{しがけん}滋賀県は計135箇所の施設に合計で丸剤589,000丸、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤4,660包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市職員が、対象住民等に順次配布を実施。

しがけん
＜滋賀県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所＞



安定ヨウ素剤備蓄場所

しがけん
滋賀県: 135箇所中
 ながはまし
長浜市 48箇所
 たかしまし
高島市 85箇所

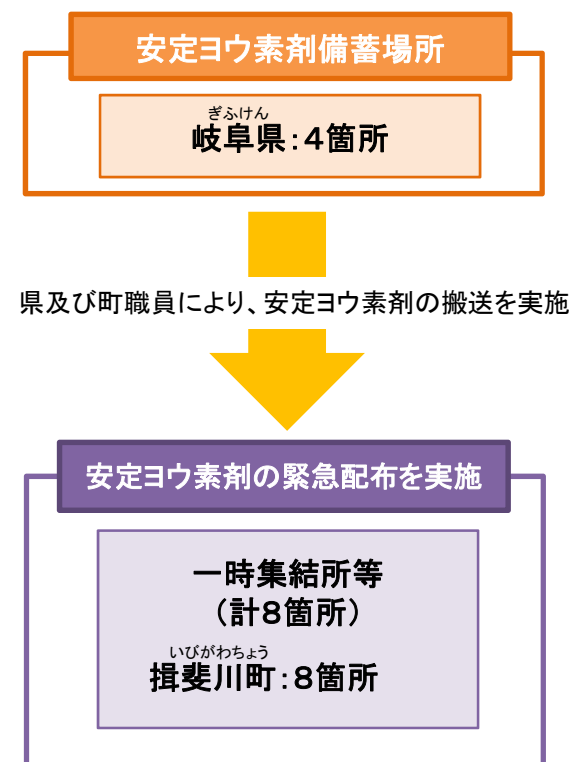
県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
(計131箇所)
 ながはまし
長浜市(美浜UPZ周辺) : 48箇所
 たかしまし
高島市(美浜UPZ周辺) : 83箇所

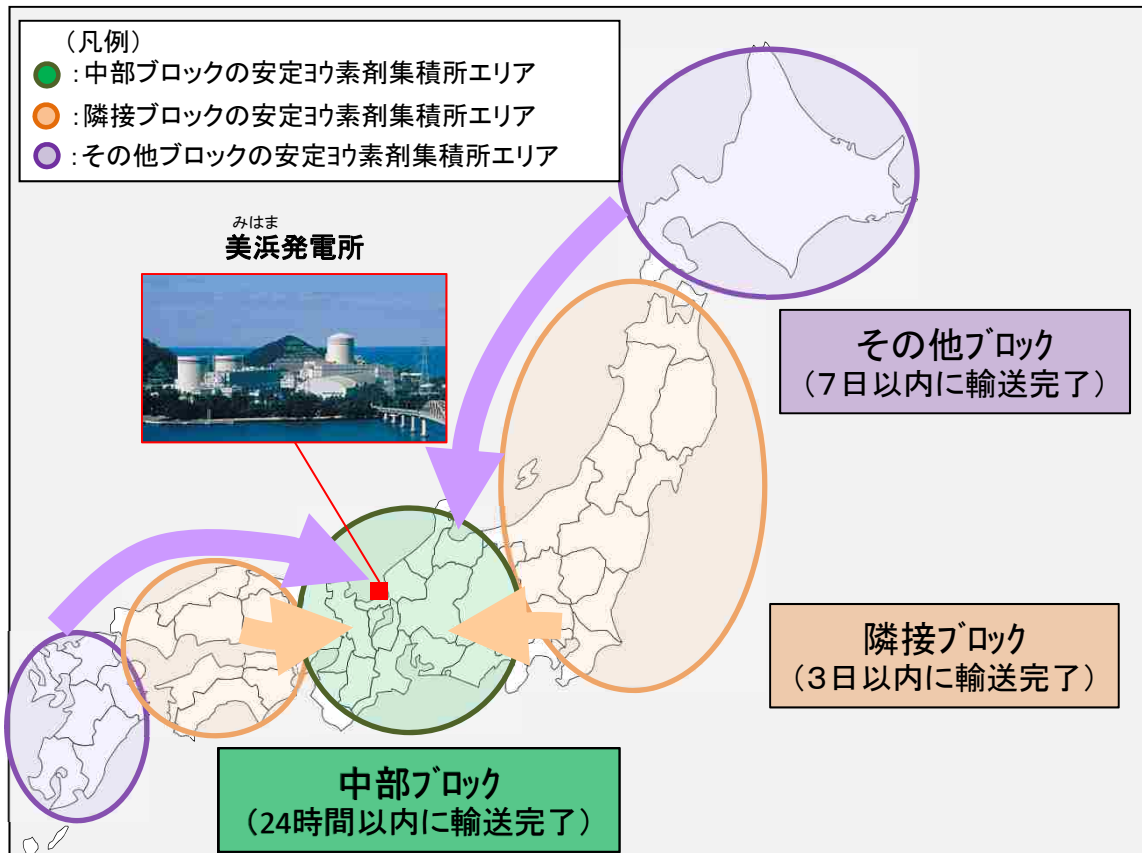
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、岐阜県は計4箇所の施設に合計で丸剤1,056,000丸と粉末剤7,000g及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤300包を備蓄。
- 緊急配布は県及び揖斐川町職員が、備蓄先より一時集結所等に設置する緊急配布先に必要な調整を行った上で搬送し、対象住民等に順次配布を実施。

ぎふけん
＜岐阜県における安定ヨウ素剤の備蓄場所＞



国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合、およびUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5箇所の安定ヨウ素剤集積所に、丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。緊急配布場所への輸送は、中部ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



ふくいけんみはま
福井県美浜オフサイトセンター

指示



安定ヨウ素剤集積所

輸送

UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

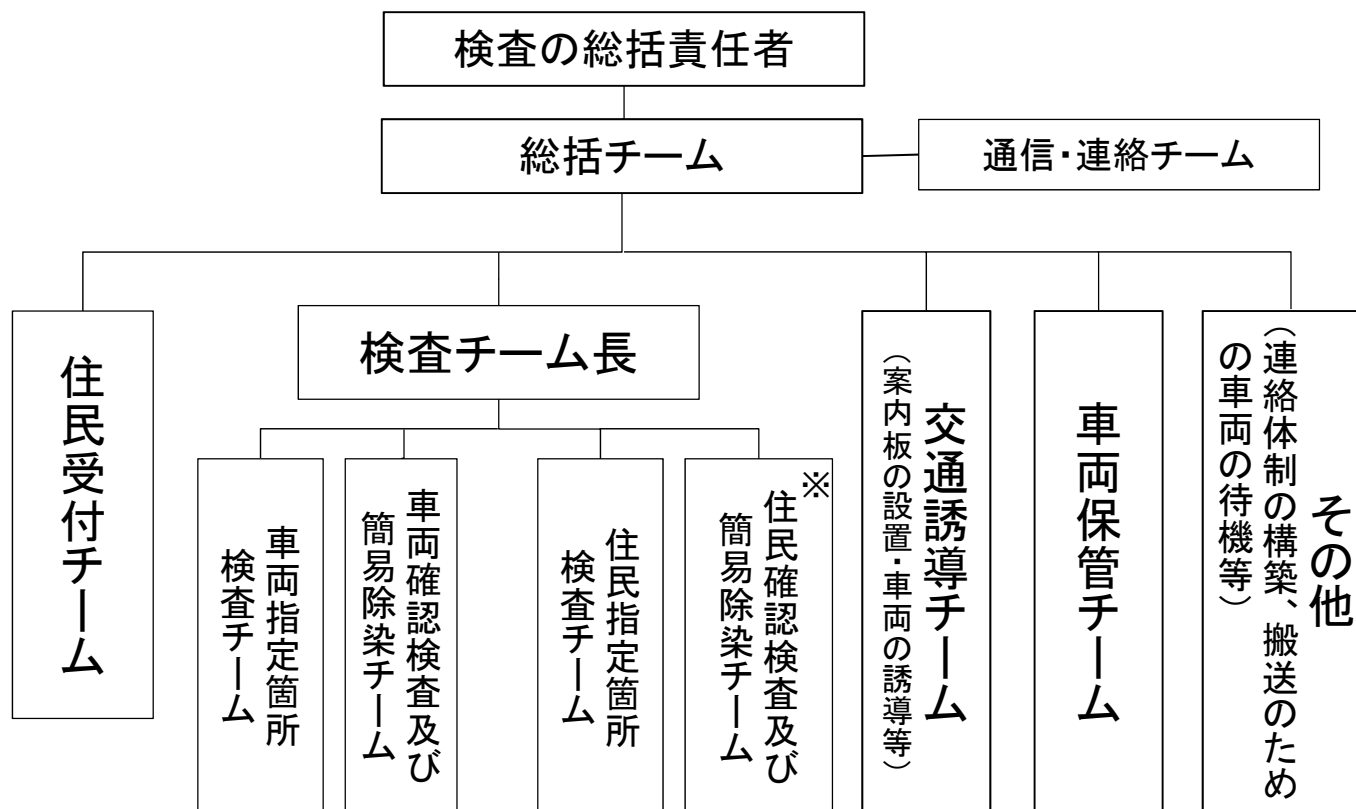
関係機関による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国による安定ヨウ素剤の確保体制に加え、万一に備えて「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西広域連合においても、UPZ内外で安定ヨウ素剤が必要な場合に、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤を確保できる体制を構築。
- また、関西電力は、必要に応じて、電気事業連合会と貸与可能な安定ヨウ素剤数量を調整。



- 福井県、滋賀県、岐阜県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
※平成28年8月、高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合との合同原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力)だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オサトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号)

※2011.3 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動。



作業員の内部被ばく測定



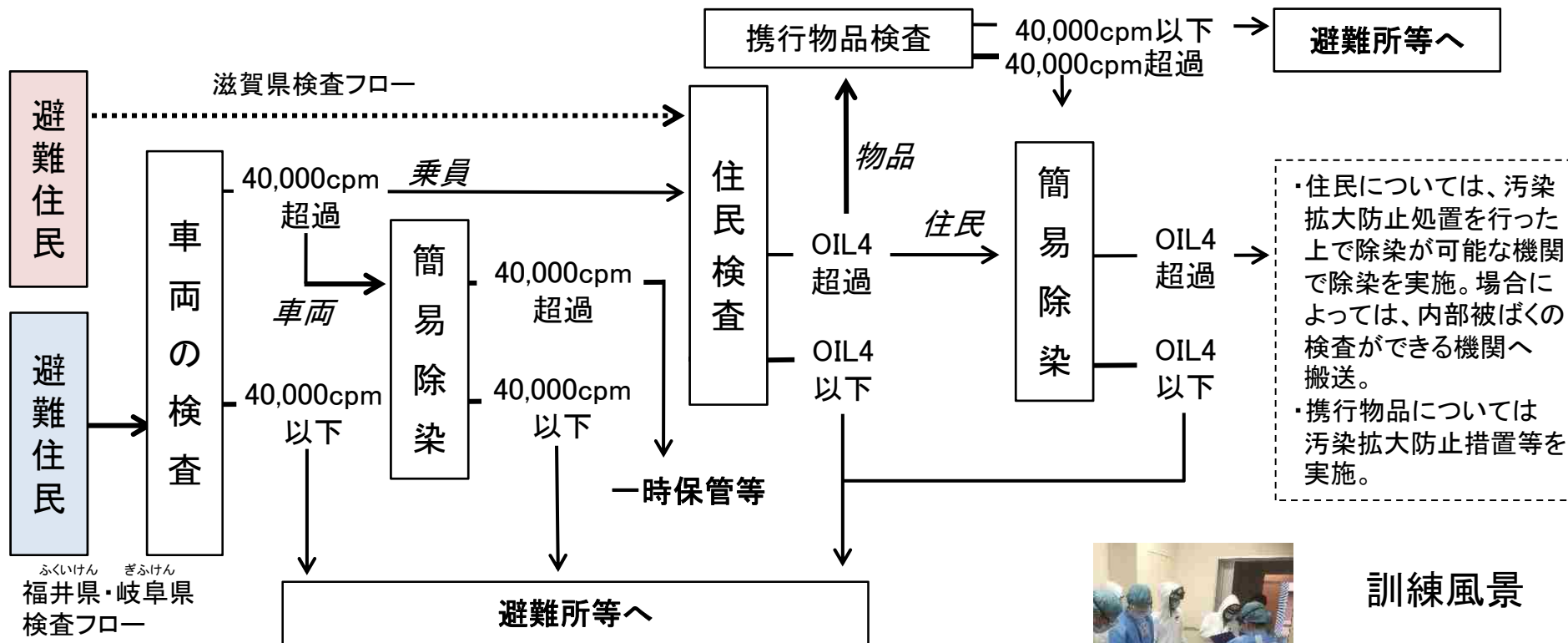
緊急被ばく医療のための受入体制構築



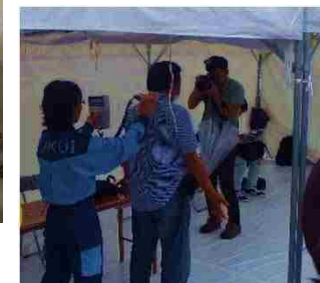
緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



訓練風景



【滋賀県検査フロー】

・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※ 避難退域時検査の結果、基準(OIL4:40,000cpm)以下の場合には、住民に対し通過証等を発行する。

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定

【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県に登録

【12医療機関(杉田玄白記念公立小浜病院、若狭高浜病院、若狭町国民健康保険上中診療所等)・3団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【3医療機関(長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県に登録
【9医療機関(市立大津市民病院、草津総合病院、済生会滋賀県病院等)・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

岐阜県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【1医療機関(岐阜大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

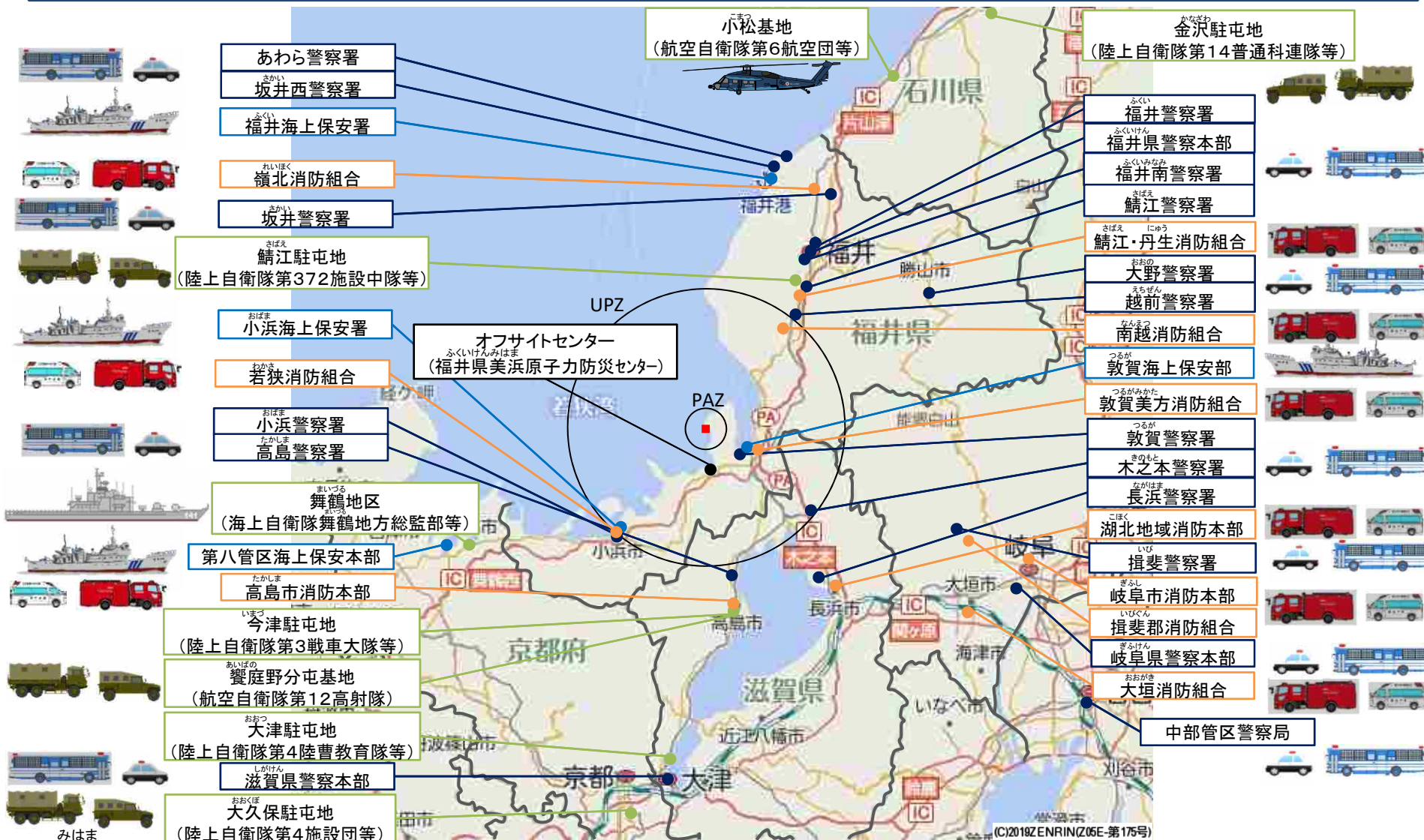
原子力災害医療協力機関 ※県に登録
【3医療機関(大垣市民病院、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、日本赤十字社岐阜赤十字病院)・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

11. 国の実動組織の支援体制

みはま 美浜地域周辺の主な実動組織の所在状況

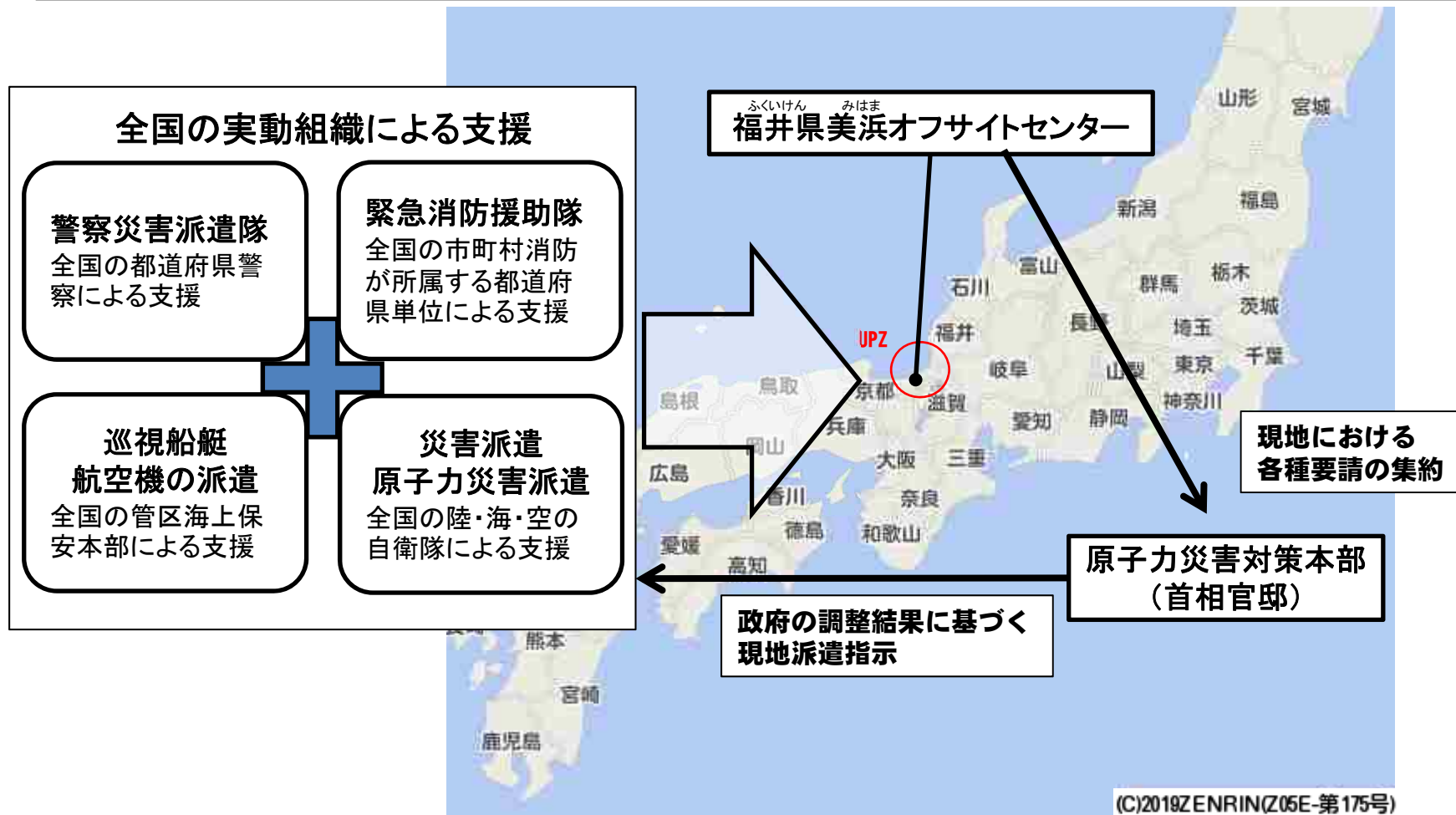
➤ 不測の事態の場合は、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



※美浜地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に作成。

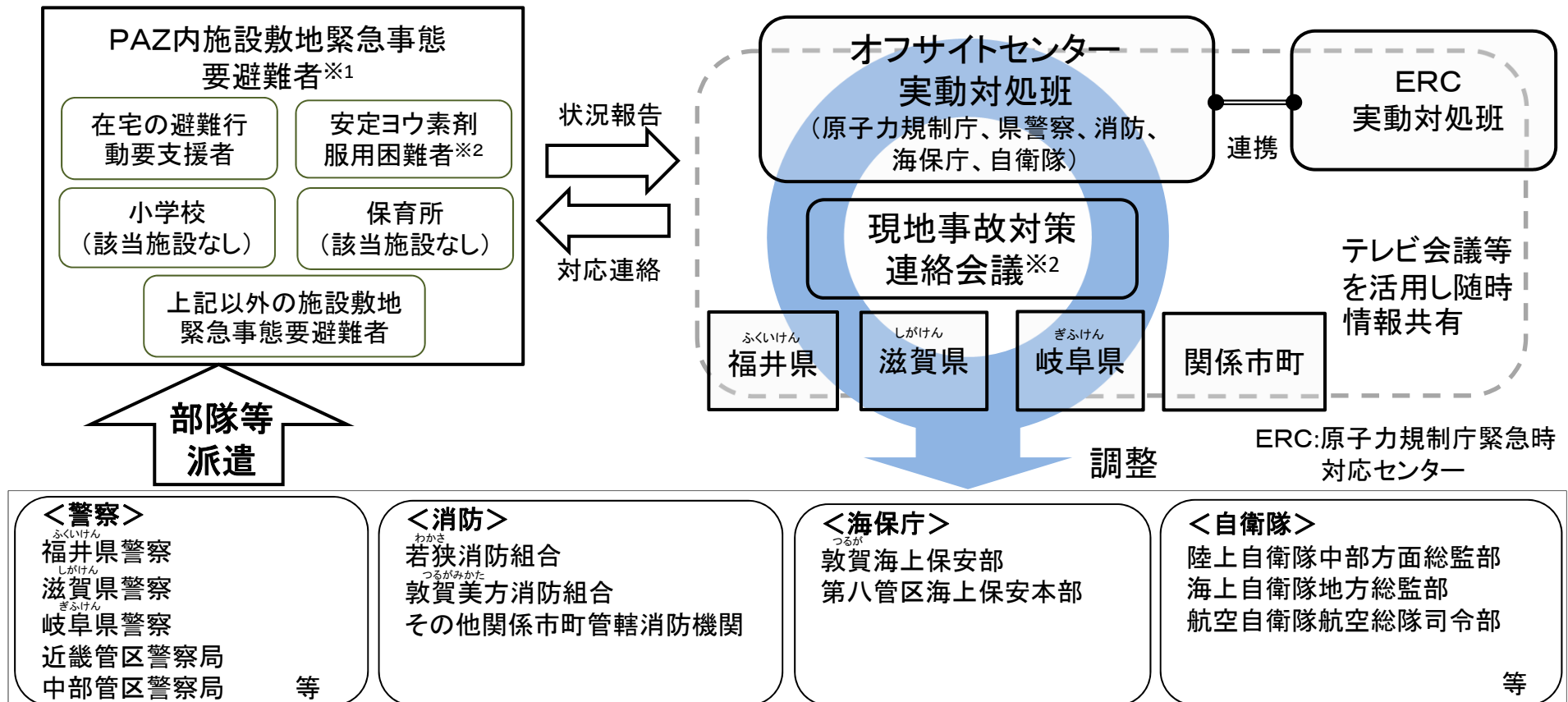
実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体に避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。
 - ⇒ 不測の事態における福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象。
 ※2 安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置が必要なもの。
 ※3 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有。

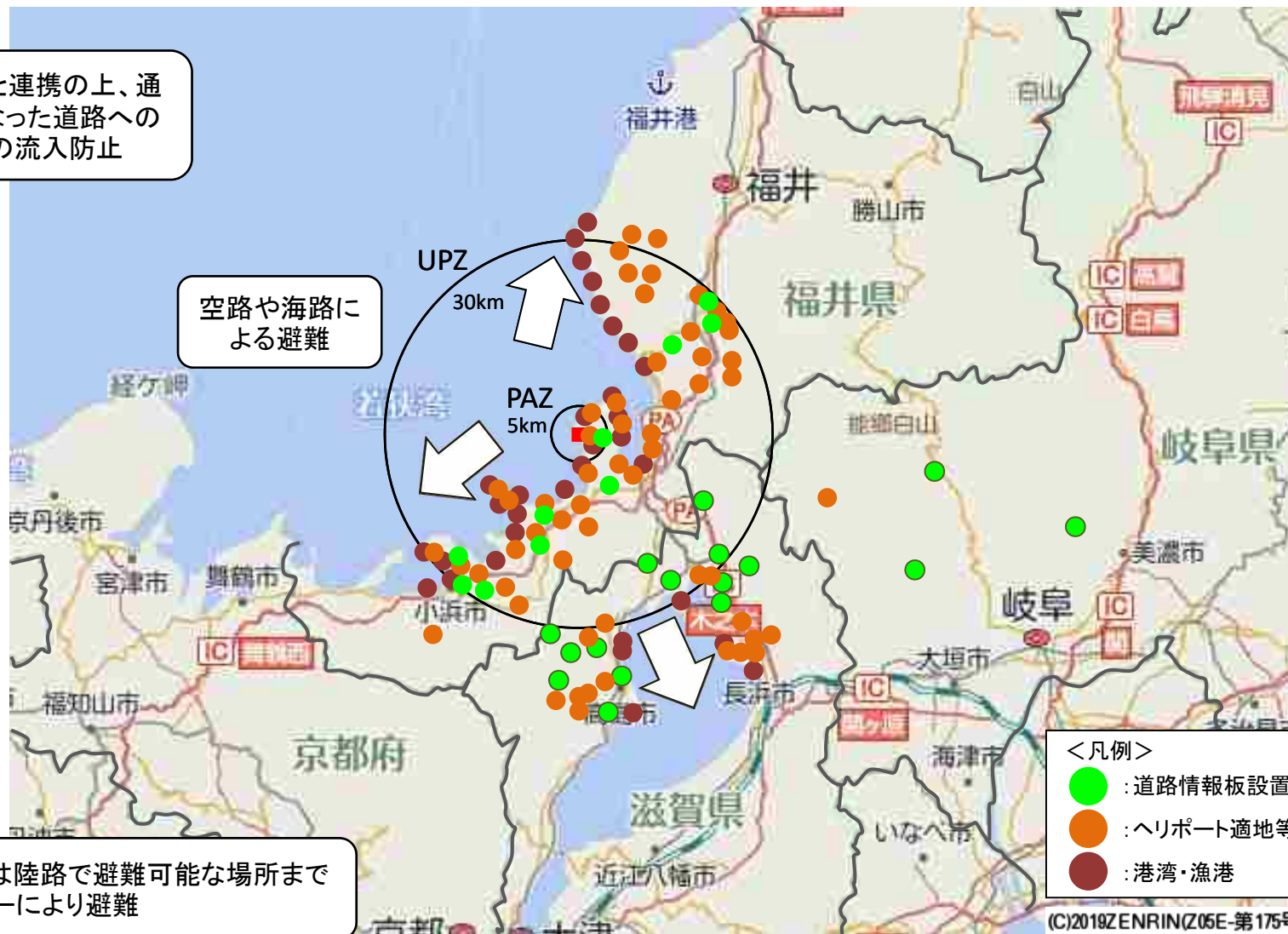
自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

空路や海路による避難

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 福井県・滋賀県・岐阜県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



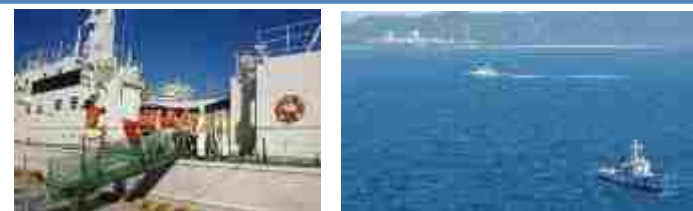
消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

